

経済産業省

受託調査

中国におけるインターネット上の  
知的財産権保護に関する調査

2016年8月

日本貿易振興機構（JETRO）  
北京事務所 知識産権部

## 目次

はじめに	3
<b>第1章 知的財産権保護の体系</b>	
1. 概説	4
2. 行政機関の管轄権	5
3. 裁判所の管轄権	6
4. 根拠法	7
<b>第2章 行政による保護</b>	
1. 概説	9
2. 商標権の行政保護	10
2.1 商標権侵害行為	10
2.2 行政管轄権	10
2.3 処分の措置	11
2.4 法執行の根拠	11
2.5 フローチャート	12
3. 特許権の行政保護	
3.1 特許権侵害行為	13
3.2 行政管轄権	13
3.3 クレーム申立の条件	13
3.4 処分の措置	14
3.5 法執行の根拠	14
3.6 フローチャート	15
4. 著作権の行政保護	
4.1 著作権侵害行為	16
4.2 行政管轄権	16
4.3 クレーム申立の条件	16
4.4 処分の措置	17
4.5 法執行の根拠	17
4.6 フローチャート	18
5. 不正競争行為の行政規制	
5.1 不正競争行為	19
5.2 行政管轄権	19
5.3 処分の措置	20
5.4 法執行の根拠	20
5.5 フローチャート	21
6. 製品表示に関する行政規制	
6.1 製品表示に関する違法行為及び行政責任	22
6.2 法執行の根拠	22
7. 情報ネットワーク伝達権	
7.1 インターネットのコンテンツ提供者	23
7.2 インターネット情報サービス提供者	24

7.3 法執行の根拠	25
8. 第三者取引プラットフォームの責任	
8.1 権利侵害責任法上の連帯責任	26
8.2 第三者取引プラットフォームの注意義務	26
8.3 行政管轄と違法責任	27
8.4 食品の取引に関する特別規定	27
8.5 行政管轄と違法責任	28
8.6 法執行の根拠	28
9. 商標権とドメイン名とのコンフリクト	
9.1 コンフリクトの状況	29
9.2 管轄機関	29
9.3 法執行の根拠	29
9.4 フローチャート	30
10. 電信機関の位置づけ	
10.1 電信機関の職能	31
10.2 行政管轄権	31
<b>第3章 司法による保護</b>	
1. 刑事訴追による保護	33
1.1 知的財産権侵害犯罪に関する罪名	33
1.2 刑事摘発のフローチャート	38
1.3 典型的な事例	
2. 典型的な事例（訴訟による保護）	39
<b>第4章 インターネットでの知財保護におけるエンフォースメントの状況</b>	
1. 行政法執行の現状	45
1.1 行政機関による法運用状況	45
1.2 主要プラットフォームでのエンフォースメントの状況	48
2. プラットフォーム事業者と各行政・司法機関との連携の現状	
2.1 司法・行政部門とプラットフォームとの協力	52
<b>巻末資料</b>	
1. インターネット上の知的財産権保護に関わる行政機関一覧	55
2. 主要規定／近年の関連規定（日本語仮訳）	86

## はじめに

2014年9月に、中国最大の電子商取引企業であるアリババ（Alibaba）が米ニューヨーク証券取引所に鳴り物入りで上場したことは、中国の電子商取引の爆発的な発展を世間にアピールした。その後一年足らず、今年の5月には、フランスのケリング（傘下にイタリアの「グッチ」や「ボッテガ・ヴェネタ」、フランスの「イブ・サンローラン」や「バレンシアガ」といった高級ブランドを有する）が、アリババは「模倣品の販売を意図的に奨励し、支援している」とし、米ニューヨーク市マンハッタンの連邦地方裁判所に提訴した。このニュースもまた人々の目を引いた。長期的に非難を浴びてきた中国における知的財産権保護レベルの問題は、中国経済の発展とともに解決されたとはいえ、電子商取引、特にクロスボーダー電子商取引の隆盛に伴い、世界各国の懸念を増大させる状況とも言い得る。

「中国電子商取引研究センター」が最近発表した「2015年（上期）中国電子商取引市場データのモニタリング報告」によれば、インターネットでの小売市場規模は1.61万亿元に達し、前年同期比48.7%増加している。その規模は既に小売レベルでの消費総額の11.4%を占め、前年同期比で31%の増加を達成している。アリババの主席である馬雲氏が言及したとおり、電子商取引は欧米諸国ではデザートであるが、中国では既に主食になったと言っても過言ではない。こうした状況を背景として、中国における知的財産権保護の観点では、インターネット上での知財保護が不可欠の課題となっている。

本報告書は、インターネット上の知財保護に関連する中国政府機関の職責等や、権利行為の根拠、エンフォースメントの状況を整理することを目的とし、主に司法と行政の二つのルートでの保護の現状について整理し、あわせて、大手プラットフォームでの知財保護についても言及している。

知的財産権保護においては、権利の取得・維持、権利の利用（許諾）及び権利侵害行為への対策など様々な側面を考察する必要があるところ、インターネット上の知的財産権保護は、従来のオフラインでの保護と大きな違いがあるものではないため、本報告書では、権利侵害行為への対策を中心に、一般的な知財保護の現状に触れつつ、インターネット上の知財保護に関する特徴、課題を取り上げて紹介する。

## 第1章 知的財産権保護の体系

### 1. 概説

中国においては、知的財産権の保護は行政法執行による保護（以下、行政保護）と司法裁判による保護（以下、司法保護）の2つのルートに大別される。行政保護とは、知的財産権者が権利侵害を発見したときに、管轄権のある行政機関にクレームを申し立て、権利侵害行為の取り締まりを要請する方法である。司法保護とは、知的財産権者が、管轄権のある裁判所に民事訴訟を提起することをいう。

行政保護のルートでクレームを申し立てたが、行政機関が法的な職権を行使せず、又は自らの調査・判断結果に基づき、申立人の要請を却下した場合、申立人は行政機関を相手として裁判所に行政訴訟を提起できる。これは、知的財産権の司法保護ではなく、行政保護の一環（救済措置）であると位置付けられる。

権利侵害発生時に、権利者がどのルートを選ぶか、すなわち司法保護と行政保護のメリットとデメリットは、下表のように整理できる。

	行政保護	司法保護
自主性	①事前保護：行政機関は職権で自ら権利侵害行為を取り締まることができる。 ②事後救済：当事者の申立により侵害行為の摘発が行われる。	事後救済（当事者又は公訴機関の申立により行われる）。
権利保護の迅速性	行政機関は速やかに権利侵害商品の差押、押収、継続生産、販売の禁止等措置をとることができる（権利により異なる）。	裁判所が権利侵害商品の差押、押収、継続生産・販売の禁止等措置をとるよう、当事者は申し立てなければならない。
手続	相対的に簡便であり、受理・調査後、行政処罰を行うことができる。不服の場合、行政不服申立又は行政訴訟を行うことができる。	相対的に複雑であり、立件、挙証、法廷審理、判決などの手続が必要である。不服である場合、二審に控訴することができる。
費用	行政への費用は原則無料（保全、鑑定等には、費用が必要）。	訴訟手数料、執行手数料、保全手数料、鑑定料等が必要。
損害の回収	損害賠償を請求できない。	損害賠償を請求できる。
追及できる責任	①主に行政責任を追及する。 ②当事者間の民事責任を調停することができる。 ③刑事責任に係わる場合、公安機関を通じて捜査できる。	民事責任、刑事責任を追及する。
統一性	各地の行政法執行手続及び法執行の基準は異なる場合がある。	各地の司法審判手続及び審判の根拠は相対的に統一している。
終局性	行政処罰は終局的なものではないため、行政訴訟を提起することができる。	終局的である。

一方、インターネット上での知的財産権侵害行為に対しては、各種商取引プラットフォームや動画共有サイトなど、プラットフォームの提供者が、自ら制定した知的財産権保護規定に基づき、当該プラットフォームへの出品者による侵害行為を規制している。この点、近年では、プラットフォームに対し、侵害行為抑止を促す立法例が目立つ状況となっている。現状では、大手プラットフォームは、公開された権利侵害へのクレーム窓口を設置し、自ら知的財産権保護規定に従って、侵害品出品リンクの削除等の措置を施しており、こうした運用もインターネット上における知的財産権保護の主要な役割を担う状況となっている。

本報告書では、行政・司法保護に関する現状について紹介した後、インターネット上での侵害行為排除を目的として実施されている各種の取り組みに言及する。

## 2. 行政機関の管轄権

行政保護は、司法保護に比べ、効率性が高く、手続きが簡便であり、費用も低いなどのメリットを有するため、行政保護を優先的に採用する権利者も少なくない。インターネット上の権利侵害行為についても、原則として、行政保護を実施することができる。各行政機関の職能のうち、知的財産権保護、特にインターネット上の知財保護に関する権限は、下表のとおりである。

	機関名	主な権限
1	国家知識産権局及び地方知識産権局	特許権侵害紛争案件、他人の特許権の冒認、特許の偽称行為の処理及び調停。
2	国家工商行政管理総局及び地方工商行政管理局	・商標権侵害品、粗悪商品等関連の違法行為、不正競争行為の取り締まり。 ・商標権侵害・詐称行為案件の取締。
3	国家品質監督検査検疫総局及び地方質量技術監督局	・地理標識保護製品への保護。 ・偽物、粗悪商品、表示違反品の取締（製造段階）。
4	税関総署及び地方税関	輸出入商品に関連する特許権、商標権、著作権の保護。
5	商務部及び地方商務部門	商標権、特許権、著作権等の知的財産権侵害行為に対する通報・苦情申立を受理し、要件を満たす通報・苦情を関係行政法執行機関及び公安、司法機関に引き渡す。
6	国家食品薬品監督管理総局及び地方食品薬品監督管理局	食品、薬品、保健品、化粧品、医療器械等の監督・管理につき責任を負い、法により偽薬の製造・販売行為を取締まる。
7	国家版權局及び地方版權局	著作権行政管理を行い、著作権侵害行為を取り締まる。
8	工業及び情報化部及び地方電信管理局	・インターネット情報サービス提供の許認可。 ・インターネット上の著作権侵害行為、ドメイン名の侵害行為への対処。
9	新聞出版署及び地方新聞出版局	インターネット出版業務の許認可及び管理監督。

	版局	
10	文化部及び地方文化局	・インターネット文化業務の許認可及び管理監督。 ・オンラインゲーム業務の許認可及び管理監督。
11	国家ラジオ映画テレビ総局（広電総局）及び地方広電局	インターネット上の視聴番組の許認可及び管理監督。
12	公安部及び地方公安局	知的財産権侵害により刑事責任を訴追すべき者への捜査、摘発。
13	中国インターネット情報センター	ドメイン名登録管理機構及びドメイン名のルートサーバ運営機構として、ドメイン名関連紛争を、当該センターに認められる紛争解決機構（中国国際経済貿易仲裁委員会ドメイン名争議解決センター）が受理し対処。
14	国务院弁公庁に所属される国家インターネット情報弁公室	・違法ウェブサイトの取り締まり。 ・ドメイン名登録、IPアドレスの分配、ウェブサイトの届出、インターネットの接続などインターネット基盤管理業務を管理監督する機関の業務を指導。

### 3. 裁判所の管轄権

中国の知的財産権関連事件の一審管轄権は、2014年までは主に各地の中級人民裁判所及び委任される一部の基層裁判所に属していた。訴額が大きい場合には、高級人民裁判所が受理していたが、2014年後半に、北京、上海、広州において、それぞれ知的財産権裁判所が設置されたことに伴い、現在の知的財産権事件の裁判管轄権は以下の通りとなっている。

#### 3.1 北京知的財産権裁判所の専属管轄

- (1) 国务院部門が行う特許、商標、植物新品種、集積回路配置設計など知的財産権の権利付与・確認に係る裁定又は決定への不服に関する行政事件。
- (2) 国务院部門が行う特許、植物新品種、集積回路配置設計の強制許可に係る決定及び強制許可使用料若しくは報酬に係る裁定への不服に関する行政事件。
- (3) 国务院部門が行う知的財産権の権利付与・確認に係るその他の行政行為への不服に関する行政事件。

#### 3.2 北京・上海・広州知的財産権裁判所は所在市範囲内で次の事件を管轄する。

- (1) 特許、植物新品種、集積回路配置設計、商業秘密、コンピュータソフトウェアに係る民事及び行政事件。
- (2) 国务院部門又は県レベル以上の地方人民政府が行う著作権、商標、不正競争などの行政行為に対し訴訟を提起する行政事件。
- (3) 馳名商標認定に係る民事事件。
- (4) 知的財産権裁判所の所在市の基層人民裁判所における著作権、商標権、技術契約、

- 不正競争などの知的財産権民事及び行政判決・裁定に対する上訴事件。  
 (5) 広州知的財産権裁判所は広東省内の上記(1)と(3)に係る事件を管轄する。

### 3.3 一部指定される基層裁判所

各地の高級人民裁判所の申請により、最高人民裁判所が事件の種類、訴額に基づき、特定の知的財産権関連事件を一部の基層裁判所が管轄するよう指定しているが、北京市、上海市、広東省の各基層人民裁判所は、今後上記3.2(1)(3)に係る事件を受理しない。

### 3.4 各地の高級人民裁判所

- (1) 金額が巨大な知的財産権事件の一審。  
 (2) 知的財産権裁判所又は各地の中級人民裁判所の一審判決・裁定に対し提起する上訴事件および法に従い上級裁判所に提起する再審事件。

### 3.5 北京・上海・広州以外の全国各地の中級人民裁判所

上記3.1～3.4以外のすべての知的財産権関係事件。

## 4. 根拠法

中国では、1980年代から30年以上をかけ、一連の行政法規、部門規則及び司法解釈を通じ、特許法、商標法、著作権法、反不正競争法を始めとする基本的な知的財産権法の法律体系が構築された。90年代後半からは、インターネット技術の急速な発展に伴い、インターネット上での権利侵害行為を扱うための立法が急速になされた。1996年2月1日に公布・施行された国務院による「コンピュータ情報ネットワーク国際接続管理暫定規定」は、中国のインターネット関連法規の立法活動の幕を開いたものと位置付けられ、それ以降、関連の法律法規が制定・改定されている。インターネット上の知的財産権保護に係る法規としては主に下表のものが挙げられ、現時点でのインターネット上の知的財産権保護に関する法律システムとなっている（「改定日」は直近に改定された期日）。

法律（全国人民代表大会常務委員会制定）		
法規名	施行日	改定日
「商標法」	1983.03.01	2013.08.30
「特許法」	1985.04.01	2008.12.27
「著作権法」	1991.06.01	2010.02.26
「反不正競争法」	1993.12.01	—
「権利侵害責任法」	2010.07.01	—

行政法規（国務院制定）		
法規名	施行日	改定日
「インターネット情報サービス管理弁法」	2000.09.25	—
「商標法実施条例」	2002.09.15	2014.05.01
「特許法実施細則」	2001.06.15	2010.01.09
「著作権法実施条例」	2002.09.15	2013.01.30
「情報ネットワーク伝達保護条例」	2006.07.01	2013.01.30



部門規則及び部門規範性書類（国務院所属部門制定）			
法規名	制定機関	施行日	改定日
「著作権行政処罰実施弁法」	国家版權局	2003. 09. 01	2009. 06. 15
「インターネット著作権行政保護弁法」	国家版權局・元情報産業部	2005. 05. 30	—
「第三者電子商取引プラットフォームのサービス規範」	商務部	2011. 04. 12	—
「特許行政執行弁法」	国家知識産権局	2011. 02. 01	2015. 05. 29
「ネットワーク取引管理弁法」	国家工商行政管理総局	2014. 03. 15	—

司法解釈		
司法解釈名	制定機関	施行日
知的財産権刑事事件の審理における具体的な法律応用の若干問題に関する解釈	最高人民裁判所、最高人民検察院	2004. 12. 22
知的財産権刑事事件の審理における具体的な法律応用の若干問題に関する解釈（その二）	最高人民裁判所、最高人民検察院	2007. 04. 05
知的財産権刑事事件の審理における法律適用の若干問題に関する意見	最高人民裁判所、最高人民検察院、公安部	2011. 01. 10
情報ネットワーク伝達権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定	最高人民裁判所	2013. 01. 01

全人代を通じ制定された「権利侵害責任法」は最も効力レベルの高い法律であり、インターネットサービスプロバイダーの義務が規定された第 36 条は、行政法規、部門規則の根拠となるが、そこでは基本的な原則しか定められていない。行政法規である「情報ネットワーク伝達保護条例」は、インターネット上の知的財産権問題に関する専門的な立法であるものの、その対象は著作権問題に止まっている。2014 年に施行された「ネットワーク取引管理弁法」は電子商取引の行政法執行の根拠となっているが、工商行政管理局の部門規則に過ぎないため、行政法執行の全般をカバーできない状態にある。このように、インターネット上での知的財産権問題に対処するための原則的な規定は、未だ十分な状況とは言い難い。

この点、電子商取引の基本ルールを決める法律として、「電子商取引法」の立法手続きが、2013 年 12 月より開始され、間もなく草案が完成される可能性が高いと考えられるが、現時点では、その内容は不明である。

「電子商取引法」のほかに、現在進められている知的財産権関係の法制定、改定作業においても、インターネット上の特別な問題が取り上げられ、既に発表された草案に織り込まれている。たとえば、「特許法」草案と「著作権法」草案には、インターネットサービスプロバイダーの内容審査義務、削除義務など明記されており、「著作権行政処罰実施弁法」の草案にもインターネットサービスプロバイダーに対して行政処罰を処する根拠が記載されている。その他、「インターネット関連犯罪案件を取り締まる際の刑事訴訟手続き適用に関する若干問題の意見」、「インターネット分野における侵害行為治理の強化に関する意見」など、インターネット上での侵害対策の促進に資する意見も多数発布されている。

## 第2章 行政による保護

### 1. 概説

本章ではインターネット上の知的財産権の行政保護について概説する。

現状では、インターネット上での主な知的財産権侵害行為は、概ね以下の3種に分けることができる。

- (1) インターネット上での知的財産権侵害品販売、権利者に類似のウェブページの作成、虚偽の宣伝などの手段を通じ、権利者と特別な関係のあるように他人に誤認させる行為。
- (2) 文化・芸術・科学分野の創作物、たとえば書籍、映画、音楽、ソフトウェア、映像、ゲーム、アニメーションなどの著作物をインターネット上で無許諾で使用する行為。
- (3) ドメインネームのサイバースクワッティング。

(1) では、販売・宣伝行為がインターネット上で発生するため、その対策においては、権利侵害主体の特定、行政機関の管轄の確定、第三者取引プラットフォームの責任など、オンライン販売特有の問題が生じるが、具体的な行為は特許権・商標権・著作権侵害及び不正競争行為に該当し、行政摘発する際の手続き、部門管轄などはオフラインでの対策と特段の違いがあるわけではない。よって、特段の事情がなければ、知的財産権の行政保護の一般論に基づき、特許権侵害・商標権侵害・著作権侵害・不正競争行為を追及することとなる。

(2) は「情報ネットワーク伝達権」（日本法の自動公衆送信権に相当する中国著作権法に定める著作権権利の一つ）という著作権権利侵害行為に該当する。

(3) はインターネットの環境にのみ関わる権利である。インターネット検索技術の発達に伴い、ドメイン名の重要性は低下する傾向にあるため、本報告書では商標権とドメイン名とのコンフリクトが発生する場合の対応策のみを説明することとする。

## 2. 商標権の行政保護

### 2.1 商標権侵害行為

インターネットでの商品販売において、「商標法」第五十七条に挙げられた以下のような行為があれば、商標権侵害として、行政機関に摘発を申し立てることができる。

- (1) 許諾を得ずに、同一の商品又は類似の商品に登録商品と同一または類似する商標を使用する。
- (2) 同種または類似の商品に第三者の登録商標と同一または類似する標識を商品名称又は商品の包装として使用し、公衆の誤認を惹起する。
- (3) 登録商標専用権侵害の商品を販売する。
- (4) 他人の登録商標の標識を偽造、無断に製造し、又は無断に製造した登録商標の標識を販売する。
- (5) 商標登録者の同意を得ずに、登録商標を変更し、また商標変更後の商品を市場に投入する。

ウェブサイト上で権利者の許諾なく登録商標を使用しているが、実際に販売する商品には上記の状況がない場合、虚偽宣伝にあたり、商標権侵害または不正競争に該当する。

### 2.2 行政管轄権

商標権侵害行為の取締権限は各地の県レベル以上の工商行政管理局にある。電子商取引の場合、権利侵害の発生地を判断することが困難であるため、地域管轄に問題が生じる。それに対して、「ネットワーク取引管理弁法」第四十一条では、「インターネット上の商品取引及びサービスの違法行為は、違法行為のある経営者の所在地の工商行政部門が管轄する。第三者取引プラットフォームを通じて経営活動を行う経営者に対して、その違法行為は第三者取引プラットフォームの経営者の所在地の工商行政管理部門が管轄する」とされている。第三者取引プラットフォーム経営者所在地の工商行政管理部門が異なる地域の違法行為のある経営者を管轄することに困難がある場合、違法行為のある経営者の違法状況をその者の所在地の工商行政管理部門に引き渡すことができる」とされている。

即ち、基本的には違法行為のある経営者の所在地の工商行政管理機関が管轄するが、第三者プラットフォームを通じて取引を行う経営者に対して、プラットフォーム経営者の所在地の工商行政管理局に違法行為を摘発することもできるという仕組みとなっている。

注意すべきことは、近年、全国各地で県・区レベルの工商行政管理局、質量技術監督局、薬品食品管理監督局などが合併し、「市場監督管理局」を設置する改革が行われており、多くの地方工商局は既に「市場監督管理局」に改名されている。例えば、広州市の区レベルの工商行政管理局は全て「市場監督管理局」と改名されたが、市レベルはまだ「工商行政管理局」と称している。同じ広東省であっても、深セン市は市レベルまでも「市場と品質監督管理局」になっている。機構名はともかく、本来の工商行政管理局が持っている商標権保護に関する法執行はその機構の権限であることに変わりはない。

## 2.3 処分の措置

工商行政管理局が登録商標専用権侵害に疑義のある行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる（「商標法」第六十二条）。

- (1) 当事者に尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べる。
- (2) 当事者の侵害行為に関係する契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、コピーする。
- (3) 他人の登録商標専用権の侵害行為に疑いのある場所を現場調査する。
- (4) 侵害行為に関係する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合、それを閉鎖し、差し押さえる。

工商行政管理局は、権利侵害行為が成立すると認める場合、次に掲げる措置をとることができる。

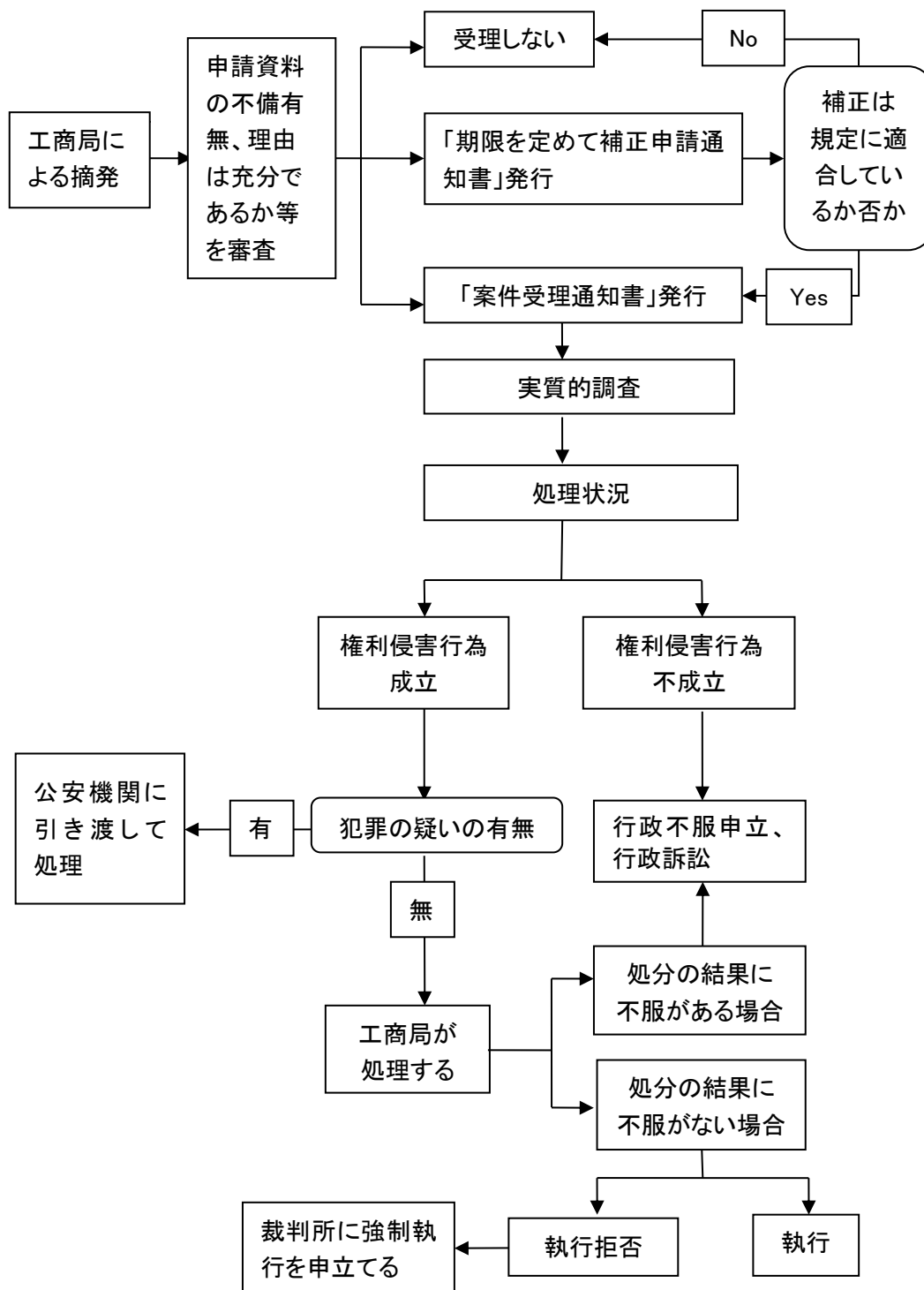
- (1) 直ちに権利侵害行為の中止を命じる。
- (2) 権利侵害商品及び権利侵害商品の製造や登録商標の標識の偽造に使用される道具を没収、廃棄する。
- (3) 罰金を科する。不法所得が5万元以上の場合、不法所得の5倍以下の罰金とする。不法所得がない又は不法所得が5万元未満の場合、20万元以下の罰金とする。五年以内に2回以上商標権侵害の行為がある又はその他深刻な事情がある場合、重く処罰する。
- (4) 販売する商品が商標権を侵害していることを知らないが、かかる商品が合法的に取得しかつ提供者を説明できる場合、販売停止を命じる。
- (5) 犯罪の疑いがある場合、速やかに司法機関に移送し、法に基づき処理する。
- (6) 当事者の申立により、工商行政管理局は商標専用権侵害の賠償金額につき調停することができる。調停により解決できない又は調停書の効力が生じた後に相手が履行しない場合、当事者は「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき裁判所に訴訟を提起することができる。

## 2.4 法執行の根拠

- (1) 「中華人民共和國商標法」第60-62条
- (2) 「ネットワーク取引管理弁法」第41条

## 2.5 フローチャート

工商行政管理局による侵害行為摘発にかかる手続きは以下のフローに従って進行する。



### 3. 特許権の行政保護

#### 3.1 特許権侵害行為

「特許法」第十一条では、特許権侵害の具体的な行為を次のように挙げている。

- (1) 他人の発明特許製品及び実用新案製品の製造、使用、販売の申出、販売または輸入。
- (2) 他人の意匠権製品の製造、販売の申出、販売又は輸入。
- (3) 他人の特許方法の使用及び当該方法により直接に取得した製品の使用、販売の申出、販売又は輸入。

なお、「特許法」第六十三条及び「特許法実施細則」第八十四条では、次のように「他人の特許を偽る」行為を規定している。

- (1) 同意を得ずに製品又は製品の包装上に他人の特許番号を記載した行為。
- (2) 同意を得ずに他人の特許番号を使用し、かかる技術について他人が特許を取得した技術若しくは設計として誤解を招いた行為。
- (3) 他人の特許権証書、特許書類又は特許出願書類を偽造又は変造した場合。

厳密に言えば、他人の特許を偽称する行為は特許権侵害行為というより、不正競争行為に該当するが、管轄機関が特許権侵害行為と同じであるため、ここで紹介する。

#### 3.2 行政管轄権

特許権侵害行為の取締権限は、各地の知識産権局にある。省、自治区、直轄市、大都市、市（地級市）では、ほぼ知識産権局を設置しており、一部の県級市でも知識産権局を設置している。

「特許法実施細則」第八十条によれば、当事者が特許権侵害紛争の処理又は調停を申し立てる場合、被申立人の所在地又は権利侵害行為発生地の特許機関が管轄する。

#### 3.3 クレーム申立の条件

「特許法実施細則」第十条によれば、知識産権局に特許権侵害紛争の処理を申し立てる場合、下記の条件をみたさなければならない。

- (1) 申立人は特許権者又は利害関係者である。
- (2) 明確な被申立人がいる。
- (3) 明確な請求事項と具体的な事実、理由がある。
- (4) 特許管理部門の受理及び管轄範囲に属する。
- (5) 当事者は当該特許権侵害紛争につき裁判所に起訴していない。

(1) の利害関係者には、特許実施許諾契約の被許諾人、特許権者の合法的な相続者が含まれる。特許実施許諾契約の被許諾人のうち、独占実施許諾契約の被許諾人は単独で申し立てることができる。排他的実施許諾契約の被許諾人は特許権者が申し立てない場合に単独で申し立てることができる。契約で別途約定がある場合を除き、通常実施許諾の被許諾人は単独で申し立てることができない。

### 3.4 処分の措置

知識産権局は、権利侵害行為が成立すると認める場合、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 製造、使用、販売の申出、販売または輸入などの権利侵害行為の中止を命じる。
- (2) 製造用の設備、金型を破棄させる。
- (3) 製品の販売又はいかなる禁止、製品を保存することが難しい場合、製品を破棄させる。
- (4) 製品がまだ輸入されていない場合、税関に通知する。
- (5) 犯罪の疑いがある場合、速やかに司法機関に移送し、法に基づき処理する。

知識産権局は電子商取引プラットフォーム上の特許権侵害行為が成立すると認め、処理決定をなした場合、特許権侵害品又は特許方法に基づき直接に取得する権利侵害製品の関係ホームページの削除、遮断、断絶等の措置を講じるよう、電子商取引プラットフォーム提供者に通知しなければならない。

知識産権局が、他人の特許を偽る行為が成立すると認定した場合、行為者に次に掲げる是正措置を講じるよう命じなければならない。

権利侵害行為	措置
包装上に他人の特許番号を記載	① 特許番号の消去。 ② 特許番号と製品とを分離し難い場合は、行為者に当該製品の廃棄を命じる。
広告又はその他の宣伝資料において他人の特許番号を使用	① 当該広告の公表を停止し、又は当該宣伝資料の配布を停止する。 ③ 影響の除去。 ③ 未配布の宣伝資料の没収。
他人の特許権証書、特許書類又は特許出願書を偽造又は変造	② 行為者が直ちに偽造及び変造行為を停止するよう命じる。 ② 偽造又は変造した特許権書、特許書類又は特許出願書を没収することを命じる。

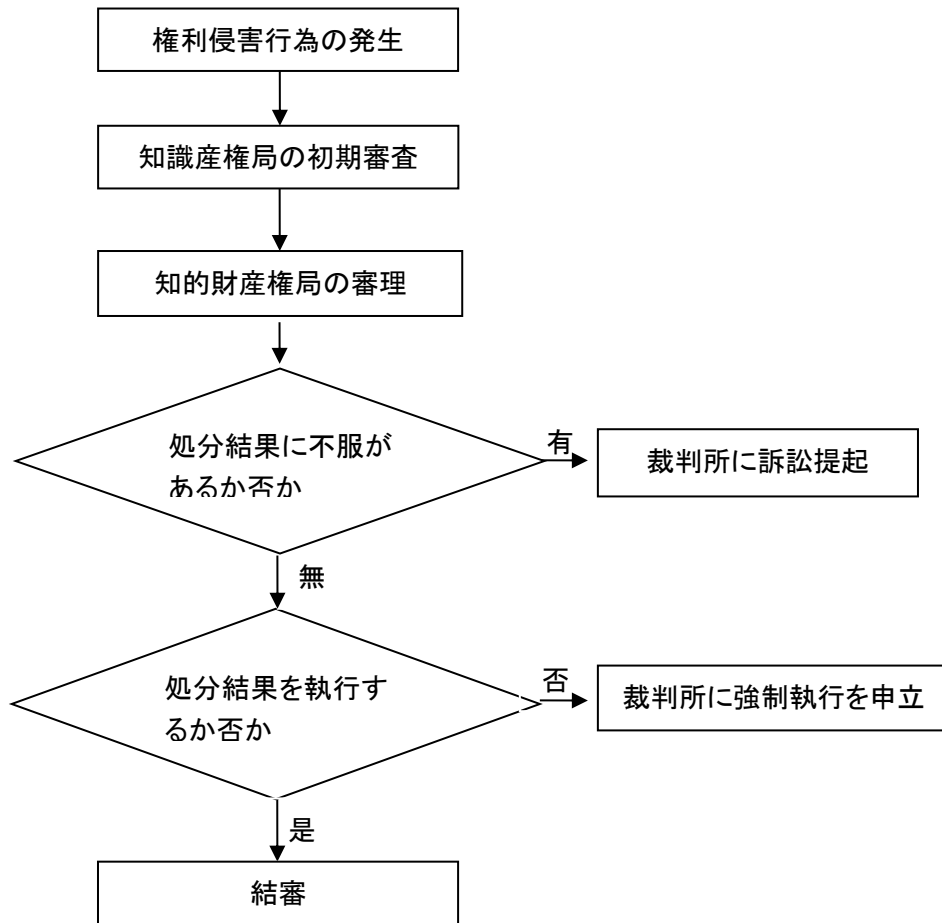
当事者の申立により、知識産権局は特許権侵害の賠償金額につき調停することができる。調停により解決できない又は調停書の効力が生じた後に相手が履行しない場合、当事者は「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき裁判所に訴訟を提起することができる。

### 3.5 法執行の根拠

- (1) 「中華人民共和國特許法」第 11 条、60 条、61 条、64 条
- (2) 「中華人民共和國特許法実施細則」第 80-82 条
- (3) 「特許行政法執行弁法」第 10 条-27 条、36 条、43 条
- (4) 地方性法律規定

### 3.6 フローチャート

知識産権局による侵害行為への対応にかかる手続きは以下のフローに従って進行する。





## 4. 著作権の行政保護

### 4.1 著作権侵害行為

「著作権法」第四十八条では、行政機関が管轄できる著作権侵害行為が挙げられている。

- (1) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行する行為。
- (2) 他人が専用出版権を享有する図書を出版する行為。
- (3) 実演者の許諾を得ず、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行する行為。
- (4) 録音録画製作者の許諾を得ず、その製作した録音録画製品を複製、発行する行為。
- (5) 許諾を得ずにラジオ・テレビ番組を複製する行為。

インターネットで行われる著作権侵害行為の大部分は、電子書籍、映像、写真、ゲームなどのデータをインターネットで無断転載し、ユーザーにダウンロードを提供する行為、もしくは著作権侵害品（キャラクターグッズ、書籍・DVDなど）をインターネットを通して販売する行為である。

書籍・DVDのような文化商品のオンライン販売行為は、上記条項に該当するが、キャラクターグッズのようないわゆる商品化権を侵害する行為は、いずれも上記を明確に適用できるわけではない。強いて適用条項を見出すなら、(1)の著作物を複製・発行行為が最も近いが、販売されるのはグッズであり、著作物の発行ではないなどの理由により、行政機関が管轄できるかどうかは曖昧である。

### 4.2 行政管轄権

「著作権行政処罰実施弁法」によれば、著作権侵害行為を発見した後、状況に応じて権利侵害行為の実施地、権利侵害の結果の発生地、権利侵害の複製品の保存地、法律による差押や押収の行われた場所の著作権行政管理機関に対して申立を行うことができる。場合によっては、著作権行政管理機関は法律に基づいて申立を別の著作権管理機関に引き継いで処理することができる。

実務において、インターネット上の商品販売に関して、実物商品の出荷地又は荷受地が権利侵害行為の実施地、結果の発生地と見なされる。

なお、特別な機構設置として、各地では、「文化行政執法総隊」、「文化行政総合執法総隊」などという新聞出版・版權・文化・体育などの部門の法執行機能を統括した機関があり、著作権侵害行為の処置はその執法総隊が管轄することとなっている。

### 4.3 クレーム申立の条件

「著作権法」第四十八条によれば、著作権侵害行為があり、「同時に公共の利益を損害した」場合のみ行政機関が取り締まることができるとされている。公共の利益が損害されたかどうかの基準は規定されていないため、行政機関には処理の申し立てを受理するか否かについての裁量権が認められる状況となっている。

#### 4.4 処分の措置

著作権行政管理機関は、権利侵害行為が成立すると認めた場合、次に掲げる措置を講じることができる。

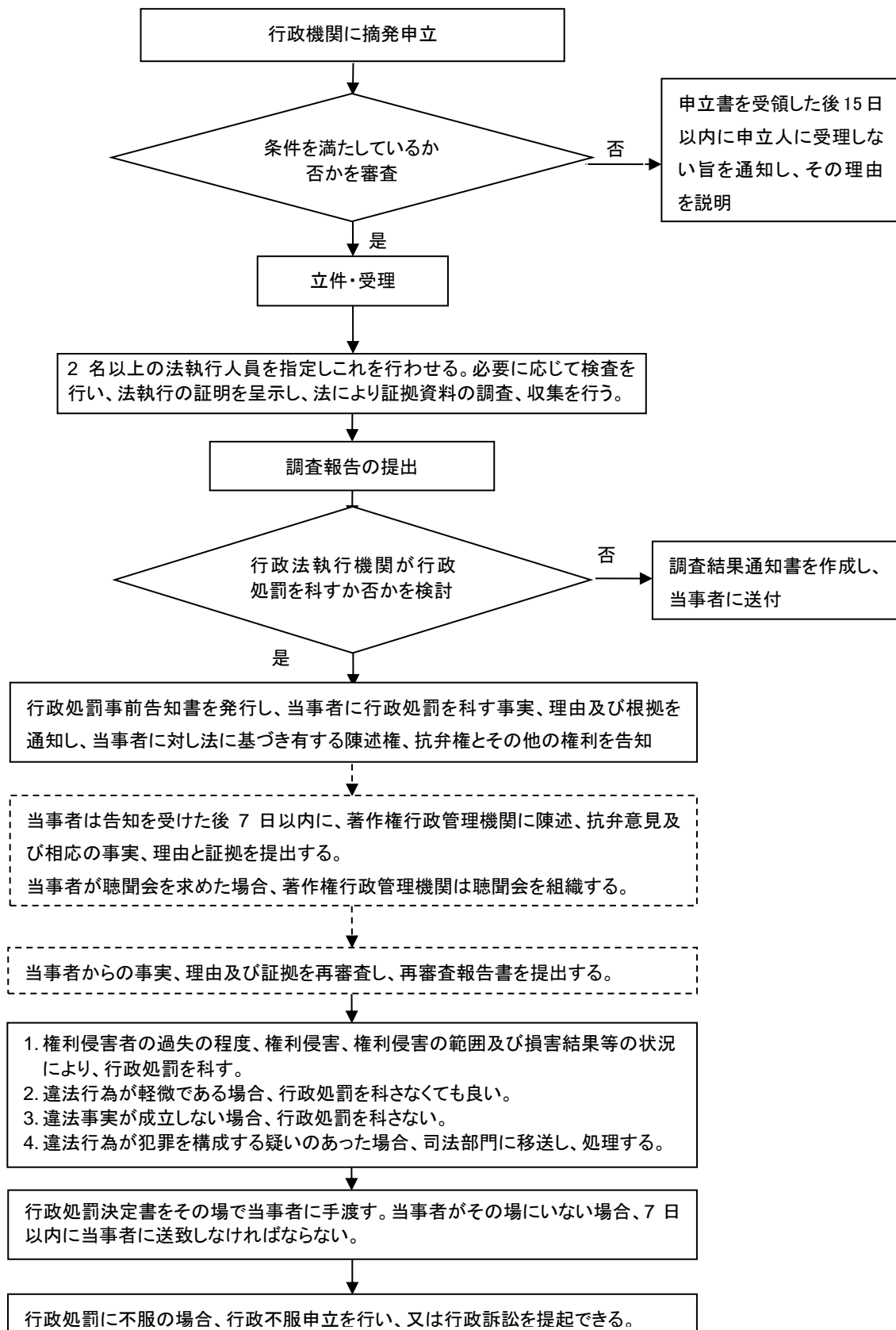
- (1) 権利侵害行為の停止を命じる。
- (2) 違法収入を没収する。
- (3) 権利侵害複製品を没収する。没収した権利侵害複製品は廃棄するか、その他の適切な方法により処分する。
- (4) 罰金を科する。違法経営収入の1倍以上5倍以下の罰金を科する。違法経営収入がない又は5万元以下である場合、25万元以下の罰金を科することができる。
- (5) 権利侵害複製品の製造に使用される主な材料、道具、設備等を没収する。没収する材料、道具、設備等は、著作権行政管理機関が法により公開競売を行い、又は国の関連規定に基づき処分する。
- (6) 犯罪の疑いがある場合、速やかに司法機関に移送し、法に基づき処理する。

#### 4.5 法執行の根拠

- (1) 「中華人民共和国著作権法」第48条
- (2) 「中華人民共和国著作権法实施条例」第36、37条
- (3) 「著作権行政処罰実施弁法」

#### 4.6 フローチャート

著作権侵害行為への対応にかかる手続きは以下のフローに従って進行する。



## 5. 不正競争行為の行政規制

### 5.1 不正競争行為

「反不正競争法」には、各種の不正競争行為が挙げられている。知的財産権との関係では、それらの行為は、商品形態模倣、虚偽的な宣伝、商業秘密の侵害及びただ乗りという四つの種類に大別できる。具体的な内容は、次のとおりである。

#### A. 商品形態模倣（第5条）

- (1) 他人の登録商標を盗用する行為。
- (2) 勝手に著名商品の特有な名称、包装、デザインを使用し、または著名商品と類似の名称、包装、デザインを使用して他人の著名商品と混同させ、購入者に当該著名商品であるかの誤認をさせる行為。
- (3) 勝手に他人の企業名称または氏名を使用して公衆に当該他人の商品であるかのように誤認させる行為。
- (4) 商品の上に原産地を偽造して公衆に誤解させる商品品質の虚偽表示をする行為。

#### B. 虚偽的な宣伝（第9条）

事業者が広告またはその他の方法を用いて商品の品質、成分、性能、用途、生産者、有効期間、産地などに対し公衆に誤解を与える虚偽宣伝を行う行為。

#### C. 商業秘密の侵害（第10条）

- (1) 窃盗、誘引、脅迫またはその他の不正手段をもって権利者の商業秘密を獲得する行為。
- (2) 前項に定める手段を用いて獲得した権利者の商業秘密を披露、使用しまたは他人に使用を許諾する行為。
- (3) 取り決めまたは権利者の商業秘密保守に関する要求に違反して具有している商業秘密を披露し使用し、或いは他人に使用を許諾する行為。

#### D. ただ乗り

同法第2条では、具体的な行為と同時に、「事業者は市場取引の中で自由意思、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道徳を遵守しなければならない」という基本原則、及び「事業者が本法に違反してその他の事業者の合法的な権益を損害し社会経済秩序を攪乱する行為」という不正競争行為の定義が定められている。上記の具体的な行為のいずれにも該当しないが、著名企業・ブランドの知名度・影響力を利用し、それらの企業・ブランドと委託製造、許諾、出資など何等かの関連性があるように一般公衆に誤認させ、販売ルートを拡大し利益を得るなどの「ただ乗り」行為に対しては、基本原則と定義条項を適用することが可能な場合もある。

### 5.2 行政管轄権

原則として、各地の県レベル以上の工商行政管理機関が不正競争行為の管轄機関となる。一部の不正競争行為（製品表示の問題）に関わる部分については、後で触れる。

インターネット上の不正競争行為の管轄に関して、商品形態模倣行為及び商業秘密を侵害した商品の販売行為は「ネットワーク取引管理弁法」の規定に従い確定できる。虚偽的な宣伝行為に対して、「工商行政機関行政処罰手続き規定」第八条によれば、「放送、映画、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等メディアを介する違法広告の送信行為に対する行政処罰の実施は、広告発信者の所在地の工商行政管理機関が管轄する。広告発信者の所在地の工商行政管理機関が、遠隔地の広告主や広告経営者を管轄することに困難がある場合、広告主、広告経営者の違法状況を広告主、広告経営者の所在地の工商行政管理機関に移行して処理することができる」とされている。ただ乗り行為の形態は多様であるが、それぞれ商品販売行為と宣伝行為に従い上記の原則で管轄を確定できる。

### 5.3 処分の措置

工商行政管理機関は不正競争行為を監査、検査する場合、以下に記載する職権を行使することができる。

- (1) 規定する手続に従い被検査事業者、利害関係者、証人に訊問し、証明資料或いは不正競争行為に関するその他の資料を提供するように要求する。
- (2) 不正競争行為に関する取り決め、帳簿、証憑、文書、記録、業務書簡、電報及びその他の資料を検査、訊問、コピーする。
- (3) 本法第 5 条に定められる不正競争行為に関する財産、物品を検査する。必要がある場合、被検査事業者に当該商品の提供者及び数量を説明し、販売を一時停止し、検査をまち、当該財産、物品を移転、隠匿、湮滅してはならないよう命じる。

工商行政管理機関は、経営者の行為が不正競争行為であると認めた場合、次に掲げる措置を講じることができる。

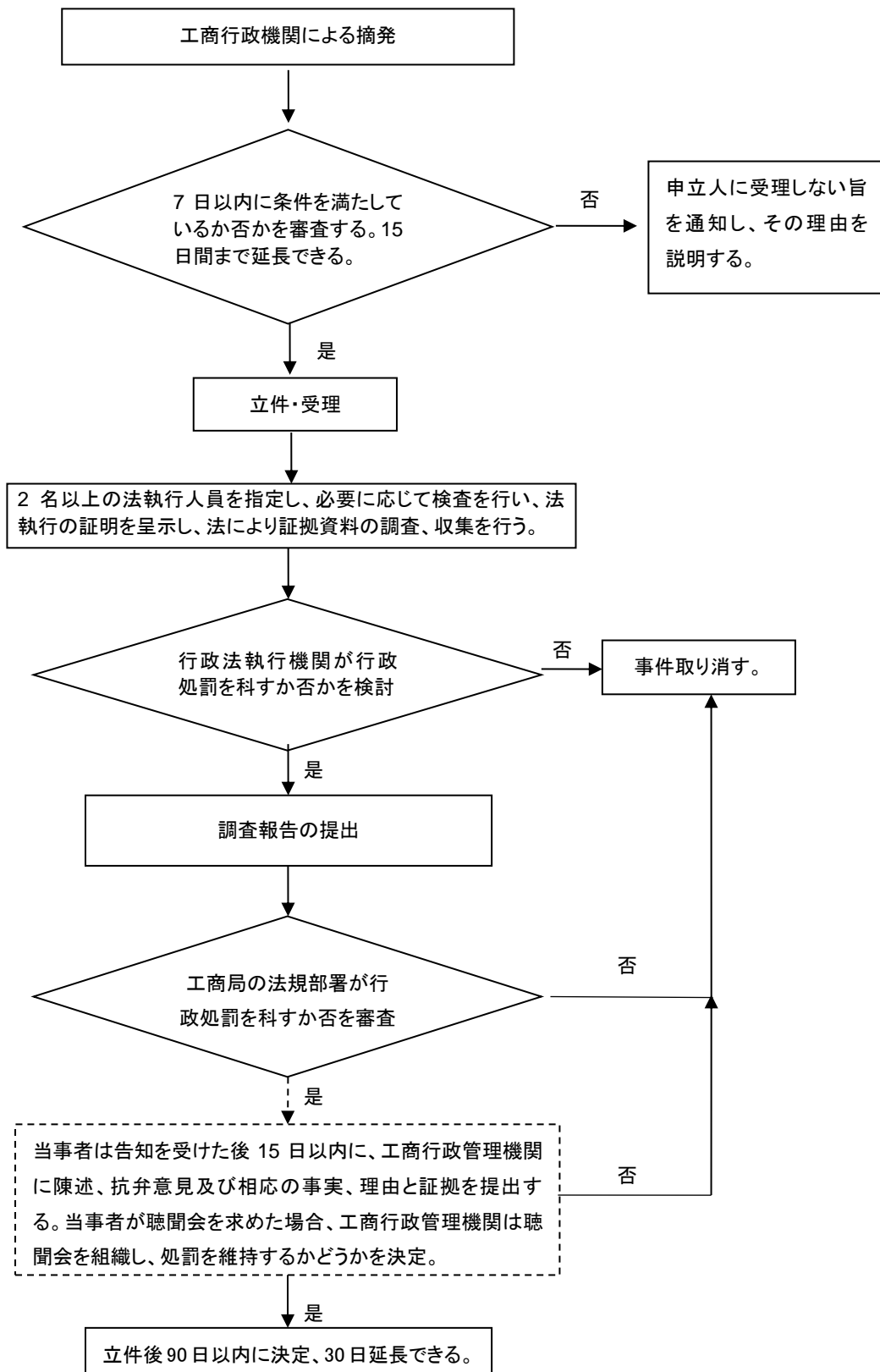
- (1) 勝手に著名商品の特有な名称、包装、デザインを使用し、または著名商品と類似の名称、包装、デザインを使用して他人の著名商品と混同させ、購入者に当該著名商品であると誤認させた場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならないが、情状により、違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の科料を科することができる。情状が重い場合、営業許可証を取り消すことができる。
- (2) 広告またはその他の方法を用いて商品につき公衆を誤解させる虚偽宣伝を行った場合、違法行為を停止し、影響を除去するよう命じなければならないが、情状により、1 万元以上 20 万元以下の科料を科することができる。
- (3) 商業秘密を侵害した場合、違法行為の停止を命じなければならないが、情状によって 1 万元以上 20 万元以下の科料を科することができる。
- (4) 犯罪の疑いがある場合、速やかに司法機関に移送し、法に基づき処理する。

### 5.4 法執行の根拠

- (1) 「中華人民共和国反不正競争法」第 2、5、9、10、21、24、25 条
- (2) 国家工商行政管理局による「商業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」第 7 条

## 5.5 フローチャート

不正競争行為への対応にかかる手続きは以下のフローに従って進行する。



## 6. 製品表示に関する行政規制

### 6.1 製品表示に関する違法行為及び行政責任

模倣品の製造・販売において、商標権、特許権、著作権などの知的財産権を侵害すると同時に、または単独で商品や商品の包装に産地・製造者の虚偽表示が行われることも多い。すなわち、模倣品対策では、通常の知的財産権関係の行政管轄のほか、製品表示に関する行政規制もかかわっており、これも行政摘発のルートの一つとして挙げられる。

「製品品質法」及び特別法としての「食品表示管理規定」、「化粧品表示管理規定」によれば、生産地を偽称、製造工場の名称・住所を偽称する場合、各地の質量技術監督局は以下の通り行政処罰を科することができる。

- (1) 是正を命じる。
- (2) 製造・販売する製品を没収、並びに製造・販売される製品の貨物代金と同じ金額以下の罰金に処す。
- (3) 違法所得がある場合、違法所得の没収に処する。
- (4) 状況が深刻な場合、営業許可証を取り消す。

なお、医療器械は特殊な商品であり、「医療器械監督管理条例」及び「医療器械説明書と表示管理規定」によれば、医療器械の取り扱い説明書及びラベルに生産地、製造工場・住所を偽称する場合も、次のように行政処罰を与えなければならないが、管轄機関は県レベル以上の食品薬品監督管理局になる。

- (1) 是正を命じる。
- (2) 一万元以上3万元以下の罰金に処す。
- (3) 状況が深刻な場合、製造停止ないし医療器械製造・医療器械経営許可証を取り消す。

### 6.2 法執行の根拠

- (1) 「中華人民共和国製品品質法」第53条
- (2) 「食品表示管理規定」第33条
- (3) 「化粧品表示管理規定」第25条
- (4) 「医療器械監督管理条例」第67条
- (5) 「医療器械説明書と表示管理規定」第18条

## 7. 情報ネットワーク伝達権

中国著作権法が定める「情報ネットワーク伝達権」は、日本の著作権法上の自動公衆送信権（送信可能化を含む）に相当し、有線又は無線方式により公衆に著作物を提供し、公衆が自ら選定した時間、場所で著作物を入手させるようにする権利を指し、著作権の一種である。

インターネット上の著作権侵害品の販売と比べた場合、情報ネットワーク伝達権の侵害には次のように特徴がある。

- (1) 対象物が無形物、例えば電子書籍、写真、映画、ゲームなどの「コンテンツ」である。
- (2) 商品の提供・引き渡しなど取引のすべての段階はコンピュータ端末やサーバで完成でき、保存・運送などの物流を要さない。
- (3) 複製・伝達が便利で、権利侵害される程度を図る際には、商品の件数よりクリック回数、ダウンロード回数を数えることが多い。

このような特徴に応じて、法律適用、権利保護の方法は侵害品販売などと異なることとなる。

### 7.1 インターネットのコンテンツ提供者

#### A. 違法行為

「インターネットのコンテンツ提供者」とは、インターネット上で関連の内容を公表するインターネットユーザーを指す。インターネットのコンテンツ提供者の行為に対しては、「著作権法」及び「情報ネットワーク伝達権保護条例」が適用される。

「情報ネットワーク伝達権保護条例」（2006年7月1日施行、2013年1月30日改定）では、情報ネットワーク伝達権を侵害する状況が以下の通りに挙げられている。

- (1) 情報ネットワークを通じ、無断で他人の作品、実演、録音録画製品を公衆に提供した場合。
- (2) 技術措置を故意に回避又は破壊した場合。
- (3) 情報ネットワークを通して公衆に提供する作品、実演、録音録画製品の権利管理電子情報を故意に削除又は改変し、又は権利者の許諾を受けていないことを明らかに知る、もしくは知るべきだが、権利管理電子情報が削除もしくは改変された作品、実演、録音録画製品を情報ネットワークを通して公衆に提供した場合。
- (4) 貧困援助のために情報ネットワークを通じて農村地区へ提供する作品、実演、録音録画製品が所定の範囲を超え、又は公告した基準の通り報酬を支払わず、又は権利者がその作品、実演、録音録画の提供を同意しない旨を表明した後直ちに削除しなかった場合。
- (5) 情報ネットワークを通して他人の作品、実演、録音録画製品を提供したが、作品、実演、録音録画の作者の氏名（名称）を明記しない、又は報酬を支払わない、又はサービス提供対象以外の者が他人の作品、実演、録音録画の取得を防止するための技術的措置を講じない、又はサービス提供対象の複製行為を防止しないことにより権利者の利益に実質的な損害をもたらした場合。
- (6) 主に技術措置を回避、破壊するための装置又は部品を故意に製造、輸入又は他人に提供し、又は技術措置を回避もしくは破壊するための技術サービスを故意に他人に



提供した場合。

- (7) 情報ネットワークを通じて他人の作品、実演、録音録画を提供し、経済的利益を獲得した場合。
- (8) 貧困援助のために農村地区へ作品、実演、録音録画製品を提供し、提供前に作品、実演、録音録画製品の名称と作者、実演家、録音録画製作者の氏名（名称）及び報酬基準を公告しなかった場合。

## B. 行政管轄と違法責任

情報ネットワーク伝達権侵害行為に対して行政処罰を処する権限は各地の著作権局にある。

上記の（1）から（5）の行為があり、且つ公共の利益を損害した場合、次の通り行政処罰を与えることができる。

- (1) 権利侵害行為の停止を命じる。
- (2) 不法所得を没収する。
- (3) 10 万元以下の罰金を処す。
- (4) 情状が深刻な場合、主にネットワークサービスを提供するためのコンピュータなどの設備を没収することができる。
- (5) 犯罪を構成した場合、法に従い刑事責任を追及する。

上記の（6）から（8）の行為がある場合、行政機関は下記の通り処罰に処することができる。

- (1) 警告する。
- (2) 不法所得を没収する。
- (3) 主に技術措置を回避、破壊するための装置又は部品を没収する。
- (4) 情状が深刻な場合、主にネットワークサービスを提供するためのコンピュータなどの設備を没収し、並びに 10 万元以下の罰金を科することができる。
- (5) 犯罪を構成した場合、法に従い刑事責任を追及する。

## 7.2 インターネット情報サービス提供者

### A. 法定義務

「インターネット情報サービス提供者」とは、インターネットのコンテンツ提供者の指令に基づき、インターネットを通じて自動的に作品や録音・録画製品などの内容をアップロード、保存、リンク、検索するなどの機能を提供するものをいう。インターネット情報サービス提供者は、保存または配信する内容に対し、編集や修正、選択などを行った場合、インターネットのコンテンツ提供者の共同権利侵害者として、「著作権法」、「情報ネットワーク伝達権保護条例」の規定に従い法的責任を負うこととなる。保存または配信する内容に、編集や修正等を行っていない場合には、2005 年 5 月 30 日施行の「インターネット著作権行政保護弁法」に基づき、次のような義務が生じることとなる。

- (1) 著作権者より、合理的な著作権侵害通知を受けた後、速やかに関連の内容を削除する措置を取らなければならない。
- (2) 著作権者の通知を受けた後、提供した情報の内容やその発表時間、インターネットアドレスまたはドメインネームを記録しておかなければならない。インターネット

接続サービス提供者は、インターネットのコンテンツ提供者の接続時間やユーザーのシリアルナンバー、インターネットアドレスまたはドメインネーム、ダイヤルアップ接続用電話番号などの情報を記録しておかなければならず、かかる記録を60日間保存し、著作権行政管理部門の問い合わせがあった場合提供しなければならない。

但し、インターネット情報サービス提供者が著作権者の通知に基づいて関連の内容を削除した場合、インターネットのコンテンツ提供者はインターネット情報サービス提供者と著作権者に対して、削除された内容が著作権を侵害していないことを説明する逆通知を出すことができる。逆通知が出された後、インターネット情報サービス提供者は削除された内容を復旧させることができ、またこの復旧行為に対して行政法律上の責任を負わないこととなる。

#### B. 行政管轄と違法責任

インターネット情報サービス活動における情報ネットワーク伝播権の侵害行為は、権利侵害行為の発生地が著作権局が管轄する。権利侵害行為の発生地には、インターネット情報サービス活動のサーバなどの設備の所在地を含む。各地の電信管理局は法に従い関係の業務に協力する。

インターネット情報サービス提供者が上記A(1)の義務を果たさず、かつ公共の利益を損害した場合、著作権局は次の処罰を科することができる。

- (1) 違法所得の没収。
- (2) 不法経営金額の3倍以下の過料に処する。不法経営金額を計算し難い場合は、10万元以下の過料に処することができる。

インターネット情報サービス提供者が上記A(2)の義務を果たさなかった場合、国务院情報産業主管部門または省、自治区、直轄市の電信管理機構が警告し、3万元以下の過料を併科することができる。

#### 7.3 法執行の根拠

- (1) 情報ネットワーク伝達権保護条例
- (2) 「インターネット著作権行政保護弁法」

## 8. 第三者取引プラットフォームの責任

### 8.1 権利侵害責任法上の連帯責任

電子商取引の急速な発展及び社会経済生活への浸透に伴い、近年、第三者プラットフォームの役割がますます注目されるようになってきている。インターネット上の知的財産権保護との関係では、プラットフォームでの侵害排除、権利侵害者の身分確認（多くの場合、権利侵害者の提示した身分情報は虚偽）、取引データの保全などの問題は、第三者プラットフォームの責任を抜きにしては解決できない状況となっている。

商務部が制定した「第三者電子商取引プラットフォームのサービス規範」によれば、電子商取引における第三者取引プラットフォームとは、電子商取引において取引の双方または多方のために取引の成立及び関係サービスを提供する情報ネットワークシステムの統合をいう。

かかる第三者取引プラットフォームの経営者は、インターネットサービス提供者に該当し、そのサービスを利用して行われた権利侵害行為に対する責任負担の基本的なあり方は、「権利侵害責任法」第三十六条第2項及び第3項に定められている。

- (1) インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して権利侵害行為を実施した場合、被権利侵害者はインターネットサービス提供者に対してリンクの削除、遮断、断絶等の必要措置を行うよう通知する権利を有する。インターネットサービスの提供者は通知を受け取った後、速やかに必要措置を行わなかった場合、損害の拡大部分についてインターネットユーザーと連帯責任を負う。
- (2) インターネットサービスの提供者はネットユーザーが当該インターネットサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知りながら必要措置を行わなかった場合、当該インターネットユーザーと連帯責任を負う。

### 8.2 第三者取引プラットフォームの注意義務

電子商取引はオフラインでの取引に比べ、取引相手の真実の身分確認、取引データの保存が難しいため、「権利侵害責任法」に定める連帯責任のほか、第三者取引プラットフォームには特別な注意義務がある。

上記の「第三者電子商取引プラットフォームのサービス規範」では、プラットフォーム上の経営者の身分情報確認、取引データの保存、知的財産権侵害クレームの処置体制の構築など、プラットフォームが達成すべき基準が規定された。なお、2014年3月15日より施行された、国家工商行政管理総局の制定した「ネットワーク取引管理弁法」によれば、電子商取引における第三者プラットフォームには以下の義務が科されている。

#### A. 登録者の身分情報審査

第三者プラットフォームはプラットフォームに登録し商品を販売し又はサービスを提供する法人、その他の経済組織若しくは自営業者の身分情報を審査・登記するとともに、定期的に更新し、かつその経営者が経営活動を行うホームページの目立つ位置に営業許可証に記載される情報を開示し又は営業許可証の電子データへのリンクを表記しなければならない。工商登記の条件を具備していない個人については、個人情報審査・登記したうえで定期的に更新し、しかも個人情報真実且つ合法である標識を作り、その個人が経営活動を行うホームページの目立つ位置に表記しなければならない（「ネットワーク取引

管理弁法」第 23 条)。

#### B. 経営者が発表した内容の審査とデータの保存

第三者プラットフォームはプラットフォームに掲載された商品とサービスの情報内容を審査・記録・保存しなければならない。経営者の営業許可証又は個人情報を経営者がプラットフォームでの登録が取り消された日より 2 年間、取引記録などその他の情報データを取引が完成された日より 2 年間保存しなければならない(「ネットワーク取引管理弁法」第 30 条)。

#### C. 工商機関の法執行への協力

第三者プラットフォームは積極的に工商管理機関のネットワーク上の違法経営行為に対する調査・処理に協力し、プラットフォーム上で違法経営を行った疑いのある経営者の登録情報、取引データなどの資料を提供しなければならない、真実の状況を隠蔽してはならない(「ネットワーク取引管理弁法」第 34 条)。

### 8.3 行政管轄と違法責任

第三者取引プラットフォームのユーザーが、プラットフォームが提供するサービスを利用して、特許権、商標権、著作権を侵害し、又は不正競争行為をなし、プラットフォームが「権利侵害責任法」に基づき連帯責任を負うべき場合、その際の行政管轄を含む行政保護の状況は上記の通りである。

第三者取引プラットフォームが注意義務を果たしていなかった場合、所在地の県レベル以上の工商管理当局はそれに警告し、是正を命じることができる。是正しなかった場合、一万以上三万以下の罰金に処することができる。

### 8.4 食品の取引に関する特別規定

2015 年 10 月 1 日より施行された改定「食品安全法」によれば、インターネットで食品取引を取り扱うプラットフォームには、以下の通りに通常の商品を取り扱うプラットフォームより厳格な注意義務が科される。

#### (1) 身分審査

インターネット上で食品取引を取り扱うプラットフォームは、登録した食品経営者に対し実名登記を行い、その食品安全管理責任を明確にしなければならない。

#### (2) 資格審査

許可証を取得すべき経営者に対し、その許可証を審査しなければならない。

#### (3) 報告義務

登録した食品経営者に、同法に違反する行為があることを発見した場合、直ちに差し止め、県レベルの食品薬品監督管理部門に報告しなければならない。

#### (4) サービス提供の停止

登録した食品経営者に深刻な違法行為がある場合、関係の商品の販売の差し止めのみにとどまらず、インターネット取引プラットフォームサービスの提供も停止しなければならない。

## 8.5 行政管轄と違法責任

通常の商品を取り扱う第三者取引プラットフォームの注意義務を果たしていなかった場合の行政所轄官庁が工商行政管理局であることに対し、食品を取り扱うプラットフォームの場合の所轄官庁は県レベル以上の各地の食品薬品管理監督局となる。

「食品安全法」では、インターネットで食品取引を取り扱うプラットフォームに対して厳格な注意義務に相応する違法責任を以下の通りに規定している。

- (1) 登録した食品の経営者に対し実名登記を行わず、許可証を審査せず、又は報告義務を履行せず、取引プラットフォームサービスの提供を停止しなかった場合、違法所得を没収し、5万以上20万以下の罰金を科する。
- (2) 違法結果が深刻な場合、営業停止ないし営業許可証を取り消す。
- (3) 消費者の合法的な権益が損なわれた場合、実際の食品経営者と連帯責任を負わなければならない。

## 8.6 法執行根拠

- (1) 「中華人民共和国権利侵害法」第36条
- (2) 「中華人民共和国食品安全法」第62、131条
- (3) 商務部による「第三者電子商取引プラットフォームのサービス規範」
- (4) 国家工商行政管理総局による「ネットワーク取引管理弁法」第23、26、27、30、34、41条

## 9. 商標権とドメイン名とのコンフリクト

### 9.1 コンフリクトの状況

ドメイン名又はその主要部分が著名商標の複製、模倣、翻訳又はあて字に該当する場合、又は登録商標と同一もしくは類似するものであり、関係公衆に誤認を与えた場合は、ドメイン名に関する特殊な規則に従い解決しなければならない。

ドメイン名は IP ネットワークで個々のコンピュータを識別する名称の一部であり、インターネット上においては ICANN による一元管理がなされ、世界中で絶対に重複しないようになっている。しかし、ドメイン名は「オープン型登録原則」を採用しており、ドメイン名登録機構はドメイン名が第三者の先行権利を侵害しているか否かにつき、実質的な審査を行わないため、ドメイン名がその他の先行権利を侵害する現象は、実際には深刻である。ドメイン名による商標権の侵害に対して、商標権者は中国国際経済貿易仲裁委員会ドメイン名争議解決センターにドメイン名の抹消を申立てることができる。（第三者が、ドメイン名の識別しやすい部分を商標登録出願し、商標権を取得するような商標によるドメイン名の侵害もあるが、そのような状況は少ないため、ここでは省略する。）

商標権者はドメイン名登録日から2年以内に、申立を行なう必要がある。2年を超えた場合、ドメイン名争議解決センターはこれを受理しないので注意しなければならない。

### 9.2 管轄機関

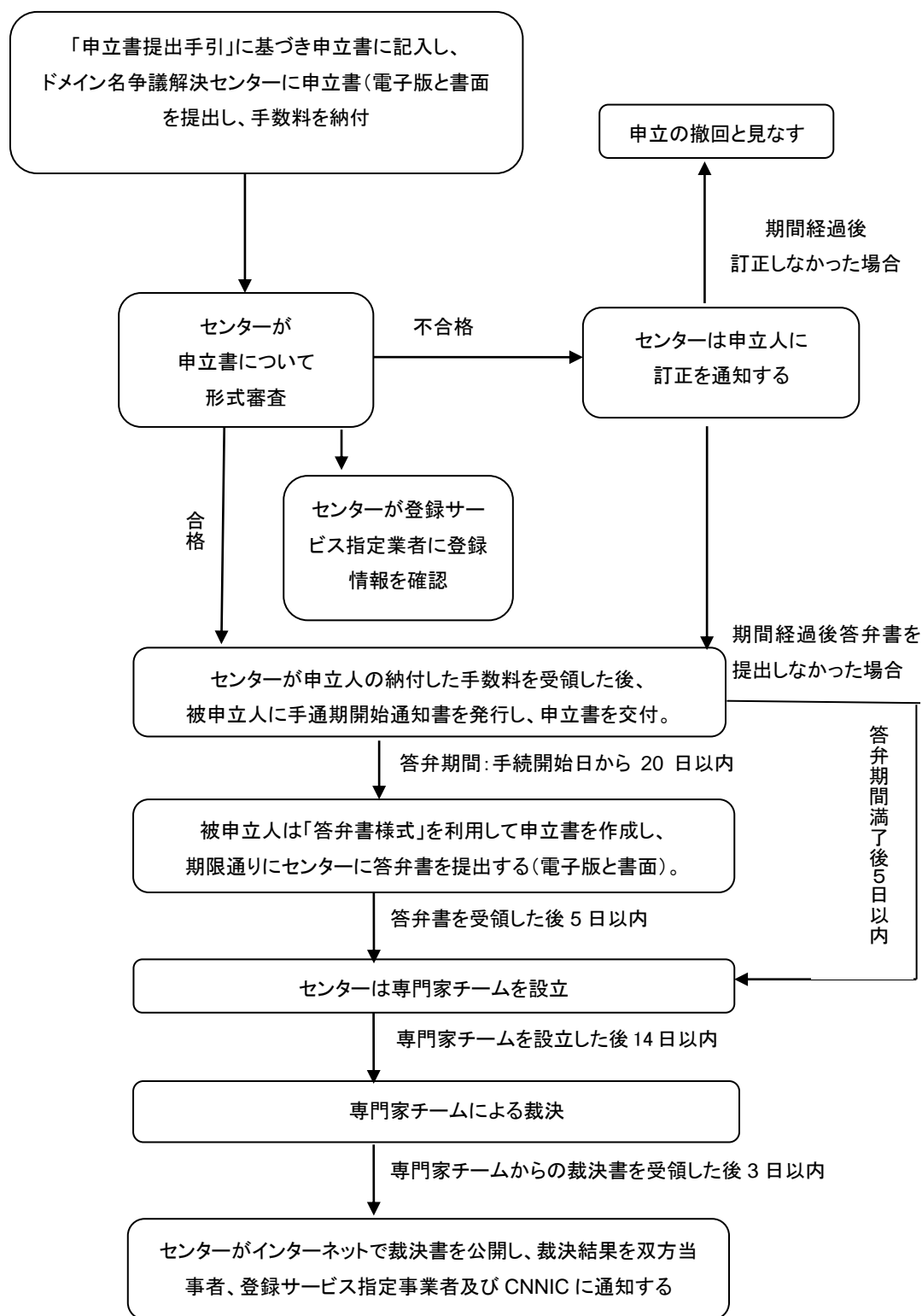
中国インターネット情報センター(CNNIC)に認められた紛争解決機構である（中国国際経済貿易仲裁委員会ドメイン名争議解決センター）。

### 9.3 法執行の根拠

「中国インターネット情報センターによるドメイン名争議解決弁法」

#### 9.4 フローチャート

ドメイン名関連紛争への対応にかかる手続きは以下のフローに従って進行する。



## 10. 電信機関の位置づけ

### 10.1 電信機関の職能

「インターネット IP 住所届出管理弁法」によれば、情報産業部（現在の工業と情報産業部）は基礎電信業務経営者、公益性インターネット機構と中国インターネット情報センターの IP 住所届出に対し監督管理を行い、各地の通信監理局（以下「電信局」という）は本行政区域内の各級の IP 住所分配機構の IP 住所届出業務に対し監督管理を行うとされている。

また、「インターネット情報サービス管理弁法」に基づき、各地の電信局はインターネット情報サービス業務の管轄機関であり、インターネット文化（オンラインゲーム）、インターネット出版、インターネット視聴番組など各種のインターネット情報提供に関する経営活動はいずれも電信局での許認可・届出を行わなければならない、電信局はこれらの業務を監督管理する職能を持っている。

インターネットで知的財産権を侵害する経営者、特に意図的に権利を侵害する経営者が、自らの身分情報を暴露されることのないように、ウェブサイトにて経営許認可・届出番号を表示しない若しくは虚偽の番号を表示することがある。かかる場合、電信局が摘発し、関係サイトを物理的に閉鎖・削除することも有効な手段である。

知的財産権の管轄機関ではないが、インターネット上の知的財産権保護においてよく利用される機関として、電信局の法執行根拠も次のように紹介する。

### 10.2 行政管轄権

「インターネット情報サービス管理弁法」によれば、電信局が行政処罰を科すことのできる状況及び根拠は下表の通りである。

	違法行為	罰則及び根拠
1	インターネット情報サービス提供者は、次に掲げる内容を含む情報を制作、複製、公開、拡散した場合。 (1) 憲法に定める基本原則を否定するもの。 (2) 国の安全を脅かしたり、国家機密を洩漏したり、国家政権を転覆したり、国家統一を破壊したりするもの。 (3) 国の名誉及び利益を損なうもの。 (4) 民族間の怨恨や民族差別を煽動し、民族の団結を破壊するもの。 (5) 国の宗教政策に違反し、邪教及び封建的迷信を鼓吹するもの。 (6) 根拠のないうわさを広め、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。 (7) 猥褻な内容、色情的な内容、賭博、暴力、殺人、テロ又は犯罪教唆を広めるもの。 (8) 他人を侮辱又は誹謗したり、他人の適法な権益を侵害したりするもの。	営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、運営停止整顿命令の発布ないし経営許認可の取り上げを行い、企業登記機関に通知する。非営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに届出機関が、ウェブサイトの一時閉鎖ないし閉鎖を命じる。（「インターネット情報サービス管理弁法」第 20 条）



	(9) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。	
2	<p>(1) 新聞報道・出版及び電子公告などのサービス項目を提供するインターネット情報サービス提供者は、提供する情報内容及び公開時間、並びにウェブアドレス又はドメインネームを記録しなかった場合。</p> <p>(2) インターネット接続サービス提供者は、ネットユーザの接続時間、ユーザアカウント、ウェブアドレス又はドメインネーム、発信者電話番号等の情報を記録しなかった場合。</p> <p>(3) インターネット情報サービス提供者及びインターネット接続サービス提供者は、バックアップ記録を 60 日間保存しなかった場合。</p> <p>(4) 国家の関係部門が法に従い検査するとき提供しない場合。</p>	是正を命じる。情状が重い場合、運営停止整頓命令を発するか又はウェブサイトの一時的閉鎖を命じる (第 21 条)。
3	そのウェブサイトのインデックスページにその経営許可証番号又は届出番号を表示しなかった場合。	是正を命じ、5000 元以上 5 万元以下の罰金に処する (第 22 条)。
4	インターネット情報サービス提供者は、そのウェブサイトへ送信された情報が明らかに上記 1 の内容のいずれかに該当することに気付いたにも関わらず、直ちにその送信を停止しなかった場合。	是正を命じる。情状が重い場合、営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに経営許可証交付機関がその経営許可証を取り上げ、非営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに届出機関がウェブサイトの閉鎖を命じる。(第 23 条)

### 第3章 司法による保護

#### 1. 刑事訴追による保護

公安機関による保護とは、公安機関が知的財産権侵害の情状が深刻であり、刑事犯罪に該当する疑いがあるものに対して強制的な措置を講じ、立件し捜査を行い、犯罪事実を判明させ、且つ検察機関が公訴を提出するために送検し、権利侵害者の刑事責任を追及することをいう。

##### 1.1 知的財産権侵害犯罪に関する罪名

侵害者が下表の知的財産権侵害に関する犯罪に係わる疑いがあると発見した場合、公安機関は自らまたは行政機関からの引き渡しを受け、知的財産権犯罪として立件し捜査を行う。

##### A. 登録商標詐称罪

刑法条項	第 213 条
犯罪構成及び刑罰	登録商標の所有者の許諾を得ずに、同種の商品に他人の登録商標と同様の商標を使用し、情状が深刻な場合、三年以下の有期懲役又は拘役、並びに又は単に罰金を処す。情状が著しく深刻な場合、三年以上七年以下の有期懲役、並びに罰金を科す。
訴追基準	<b>■情状が深刻：</b> (1) 不法経営に係わる金額が 5 万元以上又は不法所得が 3 万元以上となる場合。 (2) 二種以上の登録商標を詐称し、不法経営に係わる金額が 3 万元以上又は不法所得が 2 万元以上となる場合。 (3) その他情状が深刻な場合。 <b>■状況が著しく深刻：</b> (1) 不法経営に係わる金額が 25 万元以上、又は不法所得の金額が 15 万元以上となる場合。 (2) 二種以上の登録商標を詐称し、不法経営に係わる金額が 15 万元以上、不法所得の金額が 10 万元以上となる場合。 <b>■その他情状が著しく深刻な場合。</b>

##### B. 登録商標詐称商品販売罪

刑法条項	第 214 条
犯罪構成及び刑罰	登録商標を詐称した商品であることを明知した上、不法にそれを販売し、販売金額が相対的に大きい場合、3 年以下の有期懲役又は拘役、並びに又は単に罰金を処す。販売金額が巨額となる場合、3 年以上 7 年以下の有期懲役、並びに罰金を科す。

<p>訴追基準</p>	<p>■情状が深刻： 販売金額が5万元以上となる場合。</p> <p>■金額が巨額： 販売金額が25万元以上となる場合。</p> <p>■未遂： (1) 未販売の貨物価値が15万元以上となる場合。 (2) 販売済みの金額が5万元未満だが、未販売の貨物価値金額の合計が15万元以上となる場合。</p>
-------------	---

C. 登録商標の標識の不法製造罪、不法に製造された登録商標標識の販売罪

<p>刑法条項</p>	<p>第215条</p>
<p>犯罪構成及び刑罰</p>	<p>商標管理法規を違反し、他人の登録商標の標識を偽造又は無断に製造し、又は偽造、無断に製造された商標の標識を販売し、情状が深刻な場合、3年以下の有期懲役、拘役又は管制、並びに又は単に罰金を処す。情状が著しく深刻な場合、3年以上7年以下の有期懲役、並びに罰金を処す。</p>
<p>訴追基準</p>	<p>■情状が深刻： (1) 登録商標の標識の件数が2万件以上、又は不法経営に係わる金額が5万元以上、又は不法所得の金額が3万元以上となる場合。 (2) 二種以上の登録商標の標識の件数が1万件以上、又は不法経営に係わる金額が3万元以上、又は不法所得の金額が2万元以上となる場合。 (3) その他情状が深刻な場合。</p> <p>■情状が著しく深刻： (1) 登録商標の件数が10万件以上、又は不法経営に係わる金額が25万元以上、又は不法所得の金額が15万元以上となる場合。 (2) 二種以上の登録商標の件数が5万件以上、又は不法経営に係わる金額が15万元以上、又は不法所得の金額が10万元以上となる場合。 (3) その他情状が著しく深刻な場合。</p> <p>■未遂： (1) 未販売の登録商標の標識の件数が6万件以上となる場合。 (2) 未販売の登録商標の標識の種類が2種以上、件数が3万件以上となる場合。 (3) 販売済みの登録商標の標識の件数が2万件未満だが、未販売の登録商標の標識の件数と合計6万件以上となる場合。 (4) 2種以上の登録商標の標識、販売済みの登録商標の標識が1万未満だが、未販売の登録商標の標識の件数と合計3万件以上となる場合。</p>

D. 登録商標詐称商品販売罪

刑法条項	第 214 条
犯罪構成及び刑罰	登録商標を詐称した商品であることを明知した上、不法でそれを販売し、販売金額が相対的に大きい場合、3 年以下の有期懲役又は拘役、並びに又は単に罰金を処す。販売金額が巨額となる場合、3 年以上 7 年以下の有期懲役、並びに罰金を処す。
訴追基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情状が深刻： 販売金額が 5 万以上となる場合。</li> <li>■金額が巨額： 販売金額が 25 万元以上となる場合。</li> <li>■未遂： (1) 未販売の貨物価値が 15 万元以上となる場合。 (2) 販売済みの金額が 5 万元未満だが、未販売の貨物価値金額の合計が 15 万元以上となる場合。</li> </ul>

E. 特許詐称罪

刑法条項	第 216 条
犯罪構成及び刑罰	他人の特許を詐称し、情状が深刻な場合、3 年以下の有期懲役又は拘役、並びに又は単に罰金を処す。
訴追基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 不法経営に係わる金額が 20 万以上、又は不法所得が 10 万元以上となる場合。</li> <li>(2) 特許権者に与える直接的な経済的損害が 50 万以上となる場合。</li> <li>(3) 二つ以上の他人の特許を詐称し、不法経営に係わる金額が 10 万以上、又は不法所得の金額が 5 万元以上となる場合。</li> <li>(4) その他情状が深刻な場合。</li> </ul>

F. 著作権侵害罪

刑法条項	第 217 条
犯罪構成及び刑罰	<p>営利の目的で、下記のいずれか一つの著作権侵害の状況があり、不法所得の金額が相対的に大きい、又はその他情状が深刻な場合、3 年以下の有期懲役又は拘役、並びに又は単に罰金を処す。不法所得の金額が巨大であり又はその他情状が著しく深刻な場合、3 年以上 7 年以下の有期懲役、並びに罰金を処す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 著作権者の許諾を得ずに、その文字、音楽、映画、テレビ、録画、コンピュータソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行した場合。</li> <li>(2) 他人が専有出版権を有する図書を出版した場合。</li> <li>(3) 録音録画の制作者の許諾を得ずに、その制作された録音録画を複製・発行した場合。</li> <li>(4) 他人の署名を偽称する美術の著作物を制作・販売した場合。</li> </ul>
訴追基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■金額が相対的に大きい、情状が深刻： (1) 不法所得の金額が 3 万元以上となる場合。 (2) 不法経営に係わる金額が 5 万元以上となる場合。</li> </ul>

	<p>(3) 著作権者の許諾を得ずに、その文字作品、音楽、映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェアその他の作品を複製し発行し、複製品の数量が合計 500 枚（件）以上となる場合。</p> <p>(4) その他情状が深刻な場合。</p> <p>■金額が巨額であり、情状が著しく深刻：</p> <p>(1) 不法所得の金額が 15 万元以上となる場合。</p> <p>(2) 不法経営に係わる金額が 25 万元以上となる場合。</p> <p>(3) 著作権者の許諾を得ずに、その文字作品、音楽、映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェアその他の作品を複製し発行し、複製品の数量が合計 2500 枚（件）以上となる場合。</p> <p>(4) その他情状が深刻な場合。</p> <p>■情報ネットワーク伝達権を侵害する場合。</p> <p>(1) 不法所得が 5 万元以上となる場合。</p> <p>(2) 伝達した他人の作品の数量が 500 件（部）以上となる場合。</p> <p>(3) 伝達した他人の著作物のクリック回数が 5 万回以上となる場合。</p> <p>(4) 会員制の方式で他人の作品を伝達し、登録会員人数が 1000 人以上となる場合。</p> <p>(5) 金額又は数量が上記（1）から（4）までの基準に達していないが、それぞれその中の 2 項目の基準の二分の一に達した場合。</p> <p>(6) その他深刻な情状がある場合。</p> <p>上記の（1）から（5）までの基準の 5 倍となる場合、「（6）その他深刻な情状がある場合。」に該当する。</p>
--	---

#### G. 権利侵害複製品販売罪

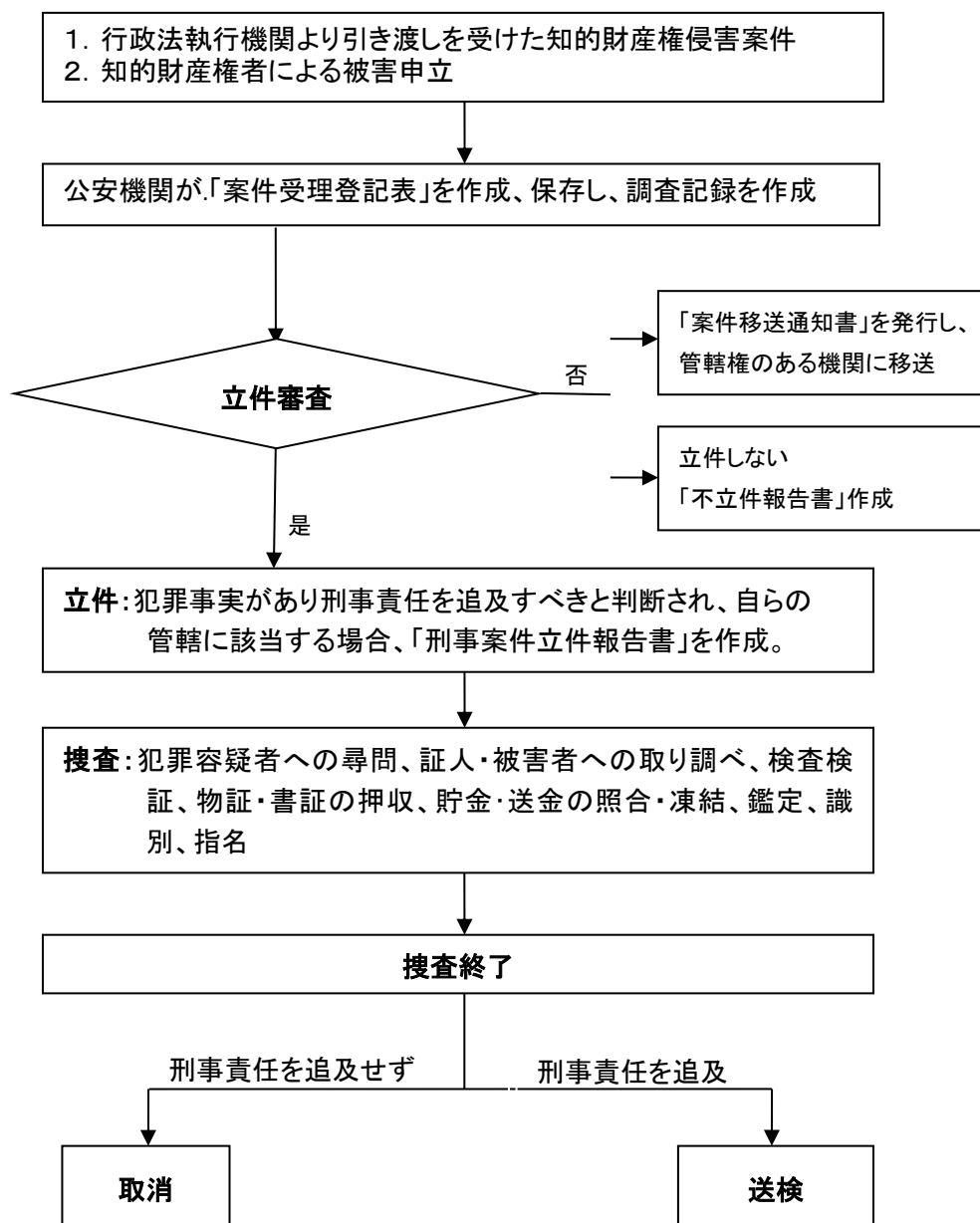
刑法条項	第 218 条
犯罪構成及び刑罰	権利を侵害する複製品を販売し、不法所得の金額が巨額である場合、3 年以下の有期懲役又は拘役、並びに又は単に罰金を処す。
訴追基準	金額が巨額である： 不法所得の金額が 10 万元以上となる場合。

## H. 商業秘密侵害罪

刑法条項	第 219 条
犯罪構成及び刑罰	<p>下記のいずれの一つ商業秘密を侵害する行為があり、商業秘密の権利者に重大な損害をもたらした場合、3 年以下の有期懲役又は拘役、並びに又は単に罰金を処す。著しく深刻な結果をもたらした場合、3 年以上 7 年以下の有期懲役、並びに罰金を処す。</p> <p>(1) 窃盗、誘惑、脅迫又はその他不正な手段で権利者の商業秘密を盗んだ場合。</p> <p>(2) 権利者の商業秘密を開示、又は前項の手段で取得した商業秘密を他人に使用させる場合。</p> <p>(3) 約定又は権利者の商業秘密の保護に関する要求に違反し、権利者の商業秘密を開示し、又は他人に使用させる場合。</p>
訴追基準	<p>■ 重大な損害： 商業秘密の権利者に与える損害の金額が 50 万元以上となる場合。</p> <p>■ 著しく深刻な結果をもたらす： 商業秘密の権利者に与える損害の金額が 250 万元以上となる場合。</p>

## 1.2 刑事摘発のフローチャート

刑事摘発後の手続きは以下のフローに従って進行する。



## 2. 典型的な事例（訴訟による保護）

### <刑事訴訟事例>

#### 事例 1

2014年最高裁判所10大典型的知的財産権事件に挙げられた「周志全らの著作権侵害事件」は、マスコミで「中国著作権第一事件」として宣伝されている。本件の状況を下記の通り紹介する。

#### ■基本情報（終審）：

管轄裁判所：北京市第一中級人民裁判所

公訴機関：北京市人民検察院第一分院

被告人：周志全、寇宇傑ら10人

#### ■事件の事実：

2008年3月、被告人の周志全が北京心田一品科学技術有限公司を設立しハイビジョン映像のウェブサイト運営していた。そのウェブサイトにはポータルサイト「思路」、「思路BBS」及び「HDstarBBS」が含まれる。ポータルサイトには映像情報及び設備情報と広告が掲載され、「思路BBS」はコミュニケーションのプラットフォームで無料登録できる。「HDstarBBS」は有料登録制となっている。

2009年1月から2013年4月まで、被告人の周志全は蘇立源、曹軍、賈晶洋、李賦然などの被告人を雇って、著作権者の許諾を得ずに、会員制の形を通して、3万点以上の映画、テレビ、音楽などの電子ファイルをBTファイルの形式で「HDstarBBS」にアップロードし、2.6万人の登録会員に向けてダウンロードサービスを提供した。なお、ポータルサイトで広告業務及び「HDstarBBS」の登録資格の販売とVIP会員資格の販売により利益を取得した。

被告人の寇宇傑は「思路」ハイビジョンウェブサイトでハイビジョン映画を保存したハードディスクを販売した行為のため逮捕された。捜査・取り調べによれば、2012年5月から2013年4月まで、被告人の寇宇傑は崔兵などの被告人を雇って、著作権者の許諾を得ずに、専門の複製用ソフトウェアを使って2300点以上の映画の著作物を4000点以上のハードディスクに複製し、タオバオのオンラインショップを通して販売した。

#### ■事件の焦点：

- (1) BTダウンロードサービスは法定の刑事犯罪行為に該当するかどうか。
- (2) 刑事処罰基準を認定する方法。

#### ■裁判所の見解：

- (1) BTダウンロードは「刑法」に定める「複製」行為に該当する。
- (2) 登録会員メンバーの人数を刑事処罰基準とする。

#### ■事件の結果：

- (1) 被告人の周志全は有期懲役5年間、罰金人民元100万元。
- (2) 被告人の寇宇傑は有期懲役3年間、罰金人民元25万元。
- (3) その他の被告人はそれぞれ有期懲役1年間から2年6ヶ月、執行猶予適用、人民元2万から10万元の罰金。



## <民事訴訟判例>

最高人民裁判所及び各省・直轄市の高級人民裁判所は毎年「知的財産権典型事例」を発表している。近年発表された事例のうち、インターネット関連の事件につき、それぞれ特許権、商標権、著作権、不正競争に関する代表的なものを紹介する。

### 事例 2. FARM CHALK 投資有限会社 vs 惠州強宏達塑胶用品公司 意匠権侵害事件

#### ■基本情報：

管轄裁判所：広東省高級人民裁判所

事件番号：(2014) 粵高法民三終字第 513 号

上訴人（一審の被告）：惠州強宏達塑胶用品公司（以下「被告」という）

被上訴人（一審の原告）：FARM CHALK 投資有限会社（以下「原告」という）

#### ■事件の経緯：

原告は特許番号「ZL200930238673.0」の「プラスチック蓋（円形）」の意匠権者である。被告は出資者が香港の会社である外資独資会社である。香港親会社のウェブサイトには本件意匠権を侵害した製品の写真が掲載されており、「連絡先」には、本件の被告が中国にある工場であるとの情報がある。原告は裁判所に提訴し、ウェブサイトにある権利侵害製品の写真の削除、権利侵害製品の在庫及び金型の破棄、被告が意匠権侵害した製品の製造、販売、販売の申出などの行為に基づく損害賠償を請求した。

一審で原告が勝訴したが、被告はこれを不服として上訴した。

#### ■事件の焦点：

- (1) 被告には販売の申出行為があるかどうか。
- (2) 本件において販売の申出行為は本件の意匠権の保護範囲に含まれるかどうか。

#### ■裁判所の見解：

- (1) 被告は香港の親会社の独資子会社であり、親会社のウェブサイトでは被告が自らの中国工場であると宣伝していた。反証がなければ、両社には日常の経営において意思連絡があり、役割分担しているものと認定できる。よって、香港の親会社が行う宣伝行為は両社共同で実施したと見なすことは不適切ではなく、被告には販売の申出行為がある。
- (2) 被告の製造・販売行為については、証拠がないため認定しない。インターネットでの販売の申出行為について、理論的には、故障がない限り、公開ウェブサイトには全世界各地からアクセスできる場所、インターネット上の宣伝・展示を全世界向けの販売の申出行為として認定するならば、販売の申出行為に対する解釈が広すぎ、意匠権の保護における地域的な制限の意味がなくなる。本件においてそのウェブサイトは親会社の香港会社が所有するもので、内容は全て英語になっており、ドメイン名にも「.cn」など中国地域を表明する標識もないため、中国地域に向けて行った宣伝とは認定できない。

#### ■事件の結果：

被告の上訴を支持し、原告の請求は却下された。

### 事例3. 郭東林 vs 黄昌媚 商標権侵害事件

#### ■基本情報：

管轄裁判所：天津市第二中級人民裁判所  
事件番号：(2014) 二中民三知初字第 0015 号  
原告：郭東林  
被告：黄昌媚

#### ■事件の経緯：

原告は「以純」と「YISHion」の商標権者である。2013年に原告は、被告がタオバオ上でオンラインショップ「以純バイヤー」(ID：傑夫X X521)を開き、無許諾で「以純」および「YISHion」商標を使ったアパレルを販売しており、「以純」の正規宣伝写真を盗用している事実を発見した。原告は証拠を保全したうえで、タオバオ知的財産権保護プラットフォームにクレームを提起し、タオバオから被告の真実の氏名及び身分証明証番号を入手し提訴した。

#### ■事件の焦点

「傑夫X X521」のIDの真実の身分情報及び販売実績の確認。

#### ■裁判所の見解

- (1) 審理の過程において、裁判所は浙江省のタオバオ社、支払会社であるアリペイ社、関係の銀行まで現場調査を行い、本件のタオバオ店舗の経営者が登録したIDが「傑夫X X521」であり、真実の氏名、アリペイの口座及びアリペイ口座と繋がる銀行口座の名義はいずれも「黄昌媚」であり、店舗では2012年から2013年までの一年間に、商標「以純」を使ったアパレルが500件以上販売されたことが判明した。
- (2) 原告が提供した証拠及び裁判所が職権に基づき行った調査の結果によれば、被告がタオバオでオンラインショップを開き、「以純」商標を侵害したアパレルを販売した事実を認定できる。

#### ■事件の結果：

原告の請求を支持し、販売停止を命じ、損害賠償を人民元1.2万元とした。

## 事例 4. 李承鵬、劉曉新、吳策力 vs アップル社 著作権侵害事件

### ■基本情報：

管轄裁判所：北京市高級人民裁判所

事件番号：(2013) 高民終字第 2261 号

上訴人（一審の被告）：アップル社（以下「被告」という）

被上訴人（一審の原告）：李承鵬、劉曉新、吳策力（以下「原告」という）

第三者：アイチューンズ社

### ■事件の経緯：

被告が運営する AppStore において、原告が著作権を有する作品がダウンロードできる状態となっていた。原告は著作権侵害を根拠に提訴し、権利侵害行為の停止及び損害賠償を請求した。一審は原告が勝訴し、被告はこれを不服として上訴した。

### ■事件の焦点：

- (1) 被告が AppStore の運営者であるかどうか。原告は、被告が運営者であることを証明するため、被告ウェブサイトに掲載された「登録済みのAPPLE開発者協議書」、「iOS 開発者計画許諾協議書」などの証拠を提出し、被告が AppStore の運営者であると主張した。被告は AppStore の運営者がアイチューンズ社であると主張するため、アイチューンズ社の証言を提出した。
- (2) 被告に比較的高度な注意義務があるかどうか、第三者の権利侵害行為につき知るべきかどうか。
- (3) 被告の行為は法定のネットワークサービス提供者の免責範囲に含まれるかどうか。

### ■裁判所の見解：

- (1) 本件において、被告はプラットフォームサービス提供者に該当し、ITUNESプログラムの開発者にソフトウェアのダウンロードサービスを提供すると同時に、開発者と協議書を締結し、協議書の内容によれば、AppStore の運営において協議書の内容、ポリシーの改定、ソフトウェアの審査、ディストリビューションと削除など重要な役割を果たしている。なお、AppStore のインターフェースには被告が著作権を有する又はすべての権利を保留する表示がある。アイチューンズ社は中国地域のエンドユーザーの費用領収と決算のほか経営の責任を負わないため、被告が AppStore の運営者であると認定する。
- (2) 被告が運営する AppStore は有料ダウンロード業務を主とするネットワークサービスプラットフォームであり、しかも開発者との協議書には固定料率に基づく収益が約定されているため、開発者の権利侵害行為に比較的高い注意義務を負わなければならない。本件において、係るソフトウェアが対象作品の主要内容を使用しており、被告は明らかに開発者が無許諾に提供したことを感知できるにもかかわらず、合理的な措置を講じていないため、被告が注意義務を果たしたとはいえ、主観的な過失がある。
- (3) 被告は AppStore に対し強いコントロールする能力を有し、決して単純に保存スペースを提供するサービスを行っているわけではない。「登録済みのAPPLE開発者協議書」、「iOS 開発者計画許諾協議書」など一連の協議書を通じて、開発者の方向と基準を基本的にコントロールでき、有料で iOS 環境において運営できるソフト

ウェアを開発するために被告のソフトウェアの使用を許諾し、関係の作業システム、書類資料、ソフトウェア、応用プログラム、道具、API、データを提供するのみならず、開発者が開発するソフトウェアを被告に提供し且つ被告にディストリビューション権を与えなければならないが、ディストリビューション権を行使するかどうかは被告が自ら最終決定できる。よって、被告はAppStoreで発表できるソフトウェアを自らの必要に応じて選択することができ、第三者に規制されないため、通常のデータを保存するサービスとは状況が異なる。なお、被告は本件のソフトウェアから直接に利益を取得するため、開発者の権利侵害行為を知るべきである。

■**事件の結果**：被告の上訴が却下された。

## 事例 5. Blizzard 社、上海網之易科技發展有限公司 vs 上海遊易網絡科技有限公司 不正競争事件

### ■基本情報：

管轄裁判所：上海市第一中級人民裁判所  
事件番号：(2014) 滬一中民五(知) 初字第 22 号  
原告：Blizzard 社、上海網之易科技發展有限公司  
被告：上海遊易網絡科技有限公司

### ■事件の経緯：

Blizzard 社はオンラインゲームである「Hearthstone: Heroes of Warcraft」を 2013 年 3 月に米国で公開し、2013 年 10 月 23 日から網之易にて中国でテストを開始した。被告は 2013 年 10 月 25 日よりオンラインゲームである「臥龍伝説・三国名将伝」を公開したが、そのゲームは「Hearthstone」の特有のインターフェース及び UI デザインとゲームルールを全面的に模倣した。原告は被告の行為が不正競争に該当するとして提訴し、権利侵害行為の停止及び損害賠償を請求した。

### ■事件の焦点：

ゲームの模倣が不正競争行為に該当するかどうか。

### ■裁判所の見解：

- (1) 「臥龍伝説」は「Hearthstone」と基本的に同じゲームルールを使用し、ゲームの標記、インターフェースなどにおいても原告のゲームを全面的に模倣している。
- (2) ゲームは特殊な知的創造の成果として、開発者は大量の人力、物的資源、資金を投入しなければならず、高い商業価値を有する。被告は合法的な知的労働をもって競争に参加せず、不正な模倣手段を通して原告の知的成果を自らのものとして占有し、それを以て宣伝した。この行為は、平等、公平、真実信用の原則と公認される商業モラルに違反し、通常レベルの同業者間の経験の共有範囲を超え、不正競争の性格を持っている。

### ■事件の結果：

原告の請求を支持し、権利侵害行為の停止を命じ、損害賠償を人民元 35 万元とした。

## 第4章 インターネットでの知財保護におけるエンフォースメントの状況

### 1. 行政法執行の現状

行政機関の権力が大きく、行政機関が主導する「行政による保護」は、中国の特色であるといえるが、世界各国の知的財産権行政保護が集中管理モデル、即ち特許・商標、又は特許・商標・著作権を集中して管理するタイプであるのに対して、上記で解説したように、当面、中国は各所轄機関による「分散式」管理が行われている。知的財産権に関する各行政機関の法執行活動においては、インターネット上の知的財産権保護問題が重大な課題として取り上げられ、大いに注力されている。

知識産権局は2014年5月付で「電子商取引分野特許法執行専門行動作業方案」を発表し、電子商取引における特許侵害行為に対して集中取り締まり活動を行った。

国家工商行政管理総局は2014年から毎年「赤盾網剣」と称するオンライン取引向けの集中取り締まり活動を行っている。オンライン取引における模倣品販売行為を処理し、誠実信用原則に反するオンラインショップの経営者の情報開示を行っている。ネットワーク取引プラットフォームの関係制度の制定を指導し、経営者電子標識の開示、経営者情報データベースの完備、オンラインショップの実名登記制の徹底、違法オンラインショップの取り締まりに注力している。

国家版權局が主導する「剣網行動」と称するインターネットにおける海賊版集中取り締まり行動は、2005年より毎年行われている。2014年までは、海賊版ウェブサイト1926個閉鎖、サーバ及び関係設備を1178台没収、罰金額は人民元783万、刑事責任を及ぼした事件は322件に登り、インターネット上の著作権侵害行為の抑止効果を奏している。

文化部はインターネット文化市場の整頓に注力し、2014年の1年間で39社のスマートフォンゲームプラットフォーム、17社のインターネットゲームプラットフォーム、27社のインターネットアニメ経営者の違法行為を処理した。

税関では、クロスボーダー電子商取引における商品送付手段となっている国際クーリエ便に関し、アフリカ、米国、香港、東南アジアを目的地とするアパレル、バッグ、腕時計、化粧品、薬品、食品、デジタル製品および家庭電器を重点検査対象として、2014年の一年間で、権利侵害商品を9421回発見し、商品点数は8670万点以上に登った。

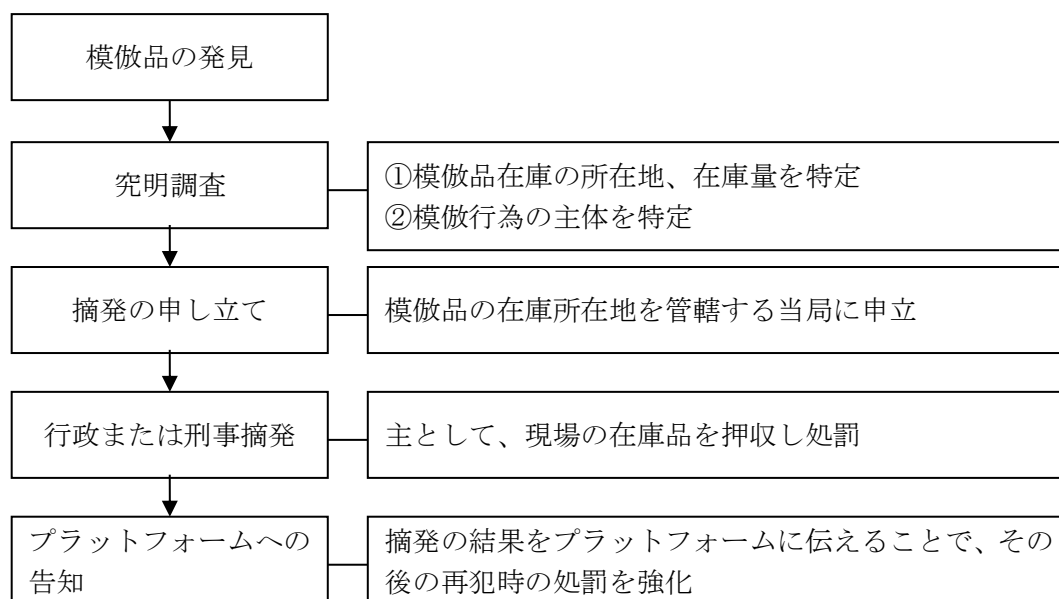
#### 1.1 行政機関による法運用状況

各地方行政機関では、インターネットでの模倣行為について、実体の模倣品所在地への摘発を強化する傾向にあるが、未だ地域によって、執行に温度差がある。現在行われているオンライン情報に基づくオフラインでの対策は概ね次のように実施されている。

##### (1) 一般的なオンラインーオフライン対策

インターネット上での模倣品を発見した場合、通常は次のステップに従って、オフラインでのエンフォースメントを実施する。

## ■ オンライン－オフライン対策の流れ



オンライン－オフライン対策では、如何にオンライン情報から実際の行為者、模倣品の所在を特定するかが、対策を成功させるための鍵となる。特定に成功した場合には、その後の作業は一般的な模倣対策時と同様である。侵害品は元々インターネット上で発見されたものであるため、摘発・処罰後には結果をオンラインにフィードバックし、インターネット上での模倣抑止効果を得られる。

また、地方当局によれば、一般的には、権利者がネット店舗の経営者所在地及び倉庫所在地を判明し、所在地の当局に申し立てれば、当局は積極的に受理する。

### (2) 違法経営額へのネットワーク販売記録の算入

オンライン－オフライン対策の利点として、過去のインターネットでの販売実績を侵害者処罰の基礎となる違法経営額に算入することができる点を挙げられる。すなわち、行政摘発であれば、処罰時の罰金の多寡を増加させる根拠となり、刑事摘発を目指す際には、訴追基準を低下させることが可能となる。結果的に、侵害者に強い打撃を与え、高い再犯抑止効果を得ることができる。

地方当局の運用では、違法経営額への算入を是認させる条件として、次の3点を要求される傾向が認められる。

- ①侵害品在庫の存在
- ②侵害者の自白（侵害品の過去の販売の是認）
- ③侵害品販売の帳簿（主にパソコン内のデータ；必要な場合もあり）

近年ある代理人が実施したオンライン－オフライン事件に関する行政、刑事摘発では、違法経営額への販売記録の算入について、次のような結果が出ている。

■公安局での運用状況

当局名	結果	理由
江蘇省内公安局①	認定	公安が現場で侵害 PC の差押に成功。販売記録を特定し、また、タオバオからも取引記録を提出。
江蘇省内公安局②	—	現場で差し押さえた侵害品は既に刑事追訴の基準に達していたため、販売記録の認定を中止した。
上海市内公安局①	認定できず	当局は販売された商品がニセモノと確定できないと回答
広東省内公安局①	認定	PC を差押え、取引記録をプリントアウトし、侵害者にサインさせた。販売記録も不法経営額として認定。
広東省内公安局②	認定	
広東省内公安局③	認定	

■工商局での運用状況

当局名	結果	理由
上海市内工商局①	認定できず	当局は販売された商品がニセモノと確定できず
	認定できず	侵害者が自認せず
上海市内工商局②	認定	PC を差押え、ネット販売記録をプリントアウトしたうえで、販売記録も不法経営額として認定。
上海市内工商局③	認定できず	侵害者が自認せず
江蘇省内工商局①	認定できず	侵害者が自認せず
江蘇省内工商局②	認定できず	侵害者が自認せず
江蘇省内工商局③	認定できず	侵害者が自認せず
江蘇省内工商局④	認定できず	侵害者が自認せず
江蘇省内工商局⑤	認定できず	侵害者が自認せず
浙江省内工商局①	認定 3 件	侵害者が自認
	認定できず 3 件	侵害者が自認せず
浙江省内工商局②	認定できず	侵害者が自認せず
浙江省内工商局③	認定できず	侵害者が自認せず
浙江省内工商局④	認定できず	ネット販売の金額を要請したが、当局が「侵害者が自認したら、認定できる」と返答。
広東省内工商局①	認定できず 5 件	・侵害者が自認せず（4 件） ・当局が販売された商品がニセモノと確定できないと回答（1 件）
	認定	PC を差押え、ネット販売記録をプリントアウトしたうえで、販売記録も不法経営額として認定。
広東省内工商局②	認定できず	侵害者が自認せず
広東省内工商局③	認定できず	当局は販売された商品がニセモノと確定できず
湖北省内工商局	認定できず 2 件	侵害者が自認せず
山東省内工商局	認定できず	侵害者が自認せず



## 1.2 主要プラットフォームでのエンフォースメントの状況

### (1) 主要プラットフォーム

中国インターネット情報センター（CNNIC）の「中国インターネット発展状況統計報告」によると、2014.12時点、中国のインターネット利用者数は6.49億人を超え、その普及率は47.9%に到達している。シェアの状況は下表のとおりであり、アリババグループのアリババ、タオバオ（Tmall およびタオバオ一般）が高いシェアを占めている。

	プラットフォーム	シェア
BtoB	アリババ	38.9%
	上海鋼聯	18.5%
	環球資源網	4.8%
BtoC	T m a l l	59.3%
	京東	20.2%
	蘇丁易購	3.1%
CtoC	タオバオ一般	96.5%
	パイパイ	3.4%
	易趣	0.1%

※BtoB、BtoC は2014年、CtoC は2013年の実績

最も模倣品が氾濫していると思しきタオバオでは、2014年には次のように規定の運用結果が生じている。

- ・年間削除リンク数：1.29億件／2014年
- ・閉鎖店舗数：192万店／2014年

### (2) 規定の改正

2015年には、主要プラットフォームにて、プラットフォームが出品者を規制するための知的財産権保護関係規定の改正がなされた。プラットフォームにおいて、侵害品出品者を処罰する主な規定は、出品者への減点を通じた一定期間のID凍結、ID閉鎖であるところ、アリババグループでの改正後の主な規定の内容は次のとおりとなっている。

#### ■処罰制度の比較

アリババ、タオバオでは、権利侵害品の出品者に対し、減点制度（違法行為の種類に応じた減点を付与）、処罰制度（減点数に応じた処罰）を採用している。各プラットフォームの制度概要は次のとおりとなっている。

<アリババ>

- ・一般侵害の減点および処罰

	侵害類型	減点	処罰
一般侵害	著作権侵害 商標不正使用 特許権侵害	同一業者の同一知財権での申立は、初回4点、2回目以降は8点/回 ※類似商標使用、故意に商標を隠す行為は、初回は4点、2回目以降は情状により24点/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12-24点(12点を含む)：警告</li> <li>・24-36点(24点を含む)：7日間の店舗遮断</li> <li>・36-48点(36点を含む)：15日間の店舗遮断</li> <li>・48-60点(48点を含む)：30日間の店舗遮断</li> <li>・60点(60点を含む)：ID閉鎖</li> </ul>

・ 嚴重侵害の減点および処罰

	行為	処罰	説明
嚴重侵害 (ニセモノ、海賊版販売)	初回	警告	同一業者は同一知的財産権の申立て、処罰回数が3回になる場合、アカウント閉鎖
	2回目	7日間の店舗遮断	
	3回目	15日間の店舗遮断	
	4回目	ID閉鎖	

※同一権利者が同一の知的財産権に基づき、同一の売主に対しクレームを申し立てた場合、5日以内の申立は1回と見なされる。

<タオバオ一般>

・ 一般侵害

	商標不正使用/不正競争/著作権侵害/意匠権侵害/ドメイン侵害
減点数	2点/回 ※累計減点12点毎に7日間の店舗遮断、出品制限、公示警告を科す

・ 嚴重侵害(偽物、海賊版販売)

	一回目	二回目	三回目	四回目
画面識別	2点減点	2点減点	24点減点	24点減点 閉店
サンプル購入	12点減点 店舗遮断14日	12点減点 店舗遮断21日	24点減点 閉店	
出品者が同一権利でニセモノ、海賊版販売を3度認定された場合は、閉店となる。 (減点は2、2、48)				

※3日間内の累計減点数が12点を超えてはいけない。

※同一権利者が3日以内に同一の売主に対し申立した場合、1回とみなされる。

※減点数は年末(12月31日)にリセットされる。

※嚴重侵害減点24点を超える減点は、減点数を翌年に持越す。

<Tmall>

・ 一般侵害

	商標不正使用/不正競争/著作権侵害/意匠権侵害/ドメイン侵害
減点数	-2点/回 ※累計減点12点：7日間のバーゲン参加禁止、保証金1万円罰金 ※同一権利者が3日以内に同一売主に対し申立した場合、1回とみなされる

・ 嚴重侵害：

→偽物、海賊版販売：48点減点、退場

→密輸品販売：48点減点、退場

※嚴重侵害と一般侵害はそれぞれ減点、処罰

※減点数は年末(12月31日)にリセット

### (3) 誠信申立項目

タオバオ社では、2015年より「誠信申立」制度を導入し、削除手続きの円滑化をはかっている。

#### ■誠信申立項目の概要

誠信申立項目(Good-faith takedown mechanism)とは、タオバオが申立システム上のデータに基づき、権利者と協力して一層効率的に侵害品を削除するプロジェクトである。

#### ■参加条件

- 1) 削除正確率は90%以上
- 2) 申立撤回率は1.5%以下
- 3) 知財権利は安定
- 4) 誠信申立項目保証書への署名

保証書内容について

- ・権利者によってタオバオに提出された情報が全て真実、有効、合法的な内容であること。
- ・虚偽資料の提出、誤削除などによる第三者からの賠償訴訟か行政処罰を受ける場合、権利者は関連責任を負うこと。
- ・タオバオ知財保護プロジェクトに協力し、鑑定書を発行すること。

- 5) タオバオの招待

#### ■誠信申立項目参加のメリット

権利者は本プロジェクトに参加すれば、削除要請は1～3営業日以内に対応される。

#### ■その他

権利者が本プロジェクトに参加した後、タオバオは、申立システムにおいて、毎月月初に当該権利者の申立データについて、参加条件2)の項目の状況を確認する。確認の結果、条件を満たさない状況となっていた場合には、本プロジェクトから排除され、以後6ヶ月間は本プロジェクトに参加できない。

現状では、日系権利者は30数社が誠信申立項目に参加している。

### (4) プラットフォームへの削除申立における難点

昨今のプラットフォームにおける削除手続きにおいて発生している、主な作業上の支障としては次の事項が挙げられる。

- ①類似商標への対応が消極的になっている(タオバオ)。
- ②行政・刑事摘発後、関連業者への処罰力は低下している(タオバオ)。
- ③商品品質関連への対応には消極的になっている(タオバオ)。
- ④減点情報に不透明な部分がある(タオバオ/アリババ)。
- ⑤並行輸入品への対策には消極的となっている(共通)。
- ⑥ロゴ不正使用の出品について、出品者が有効な仕入れ証明を提出した場合、関連出品のリンクが削除されない状況となっている。



## 2. プラットフォーム事業者と各行政・司法機関との連携の現状

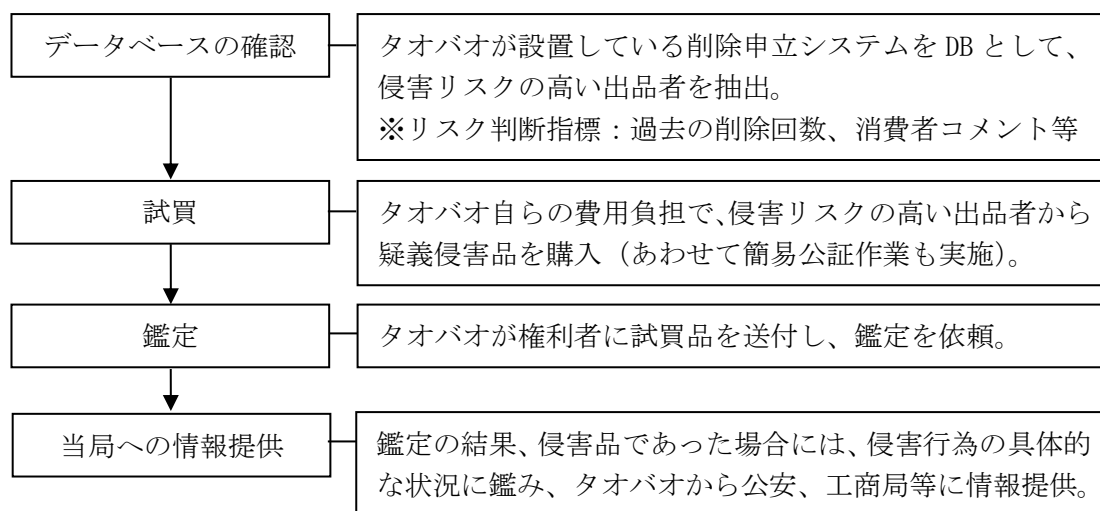
### 2.1 司法・行政部門とプラットフォームとの協力

大手プラットフォームでは、それぞれ政府部門との間で、知的財産権保護を目的とする取り組みを行っている。以下にその概要を紹介する。

#### ■タオバオ

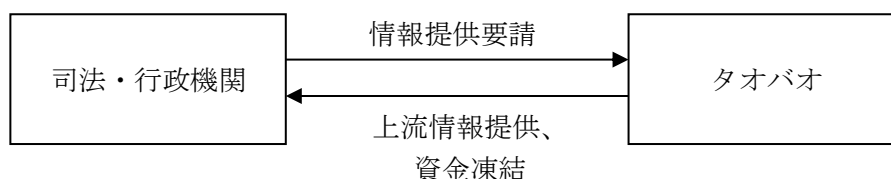
##### ①試買による侵害品出品者への自主的な対応

タオバオは、自らのデータベース（DB）の内容から、侵害リスクの高い出品者を自主的に抽出し、権利者協力のもと真贋鑑定を実施したうえで、その結果を司法・行政当局に提供している。



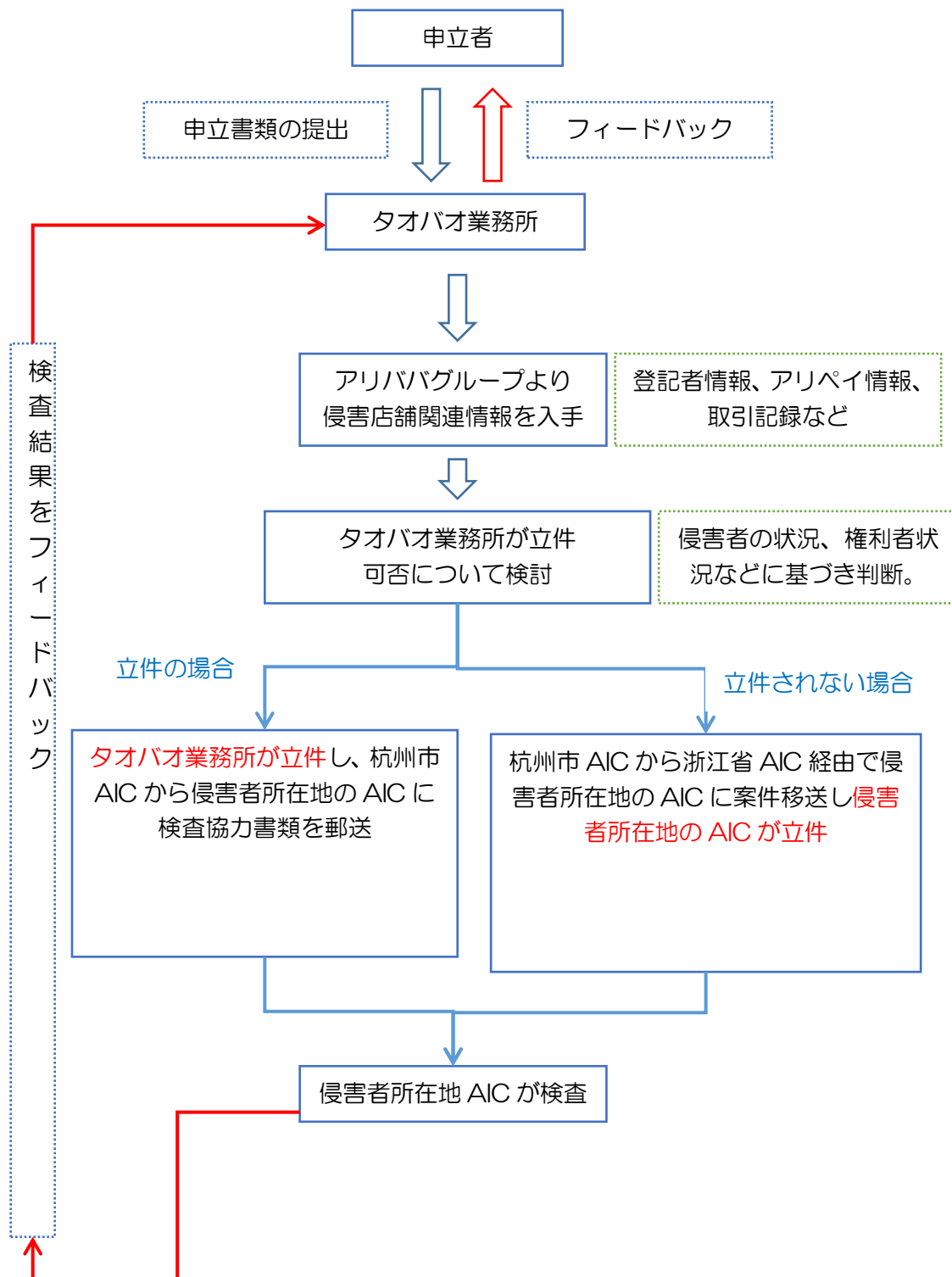
##### ②当局からの照会に基づく受動的な対応

工商局、公安局等の司法・行政機関が、侵害業者の身分特定、侵害行為のネットワーク究明等を目的として、タオバオ出品者情報の提供を求めた場合、タオバオは、関連情報を提供し、必要に応じアリペイ内の資金凍結に協力している。



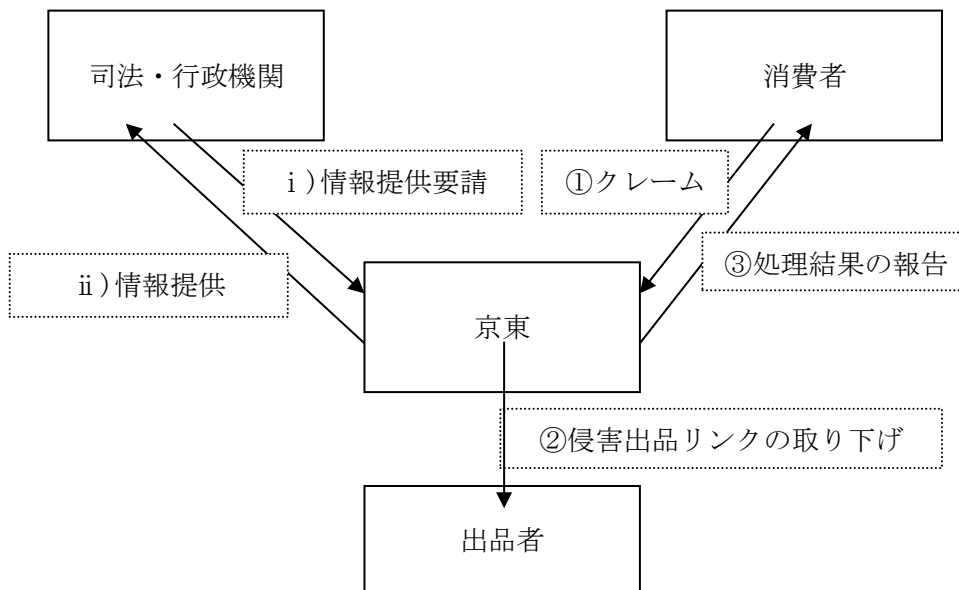
### ③杭州市工商局との連携

オンライン－オフライン案件では、プラットフォーム（サーバ）の所在地、出品者の所在地、商品の所在地など、複数の地域が侵害行為に関連するため、司法・行政当局の管轄権との関係で支障が生じることもある。このため、タオバオの所在地である杭州市の工商局は、タオバオ業務所を設置し、タオバオとの連携のもと、オンライン－オフライン案件の円滑な遂行を試みている（未だ正式な運用とはなっていない）。



■京東（消費者クレームへの対応）

京東は、自発的には司法・行政部門との協力は行っていない。消費者からのクレームを受けた場合、司法・行政部門からの要請を受けた場合には、次のように、侵害リンクの処理、情報提供等を行っている。



なお、司法・行政部門との関わりはないが、京東では、自社 DB 情報に対し、消費者評論、返品率等を指標として侵害リンクを自主的に探索し、その削除を実施している。

資料1：インターネット上の知的財産権保護に関わる行政機関一覧

各行政機関の職能のうち、知的財産権保護、特にインターネット上の知財保護に関する権限について以下に取りまとめる。中央政府と地方政府との間での職責分担もあるが、専門別で中央レベルの機関を紹介する。

1. 国家知識産権局

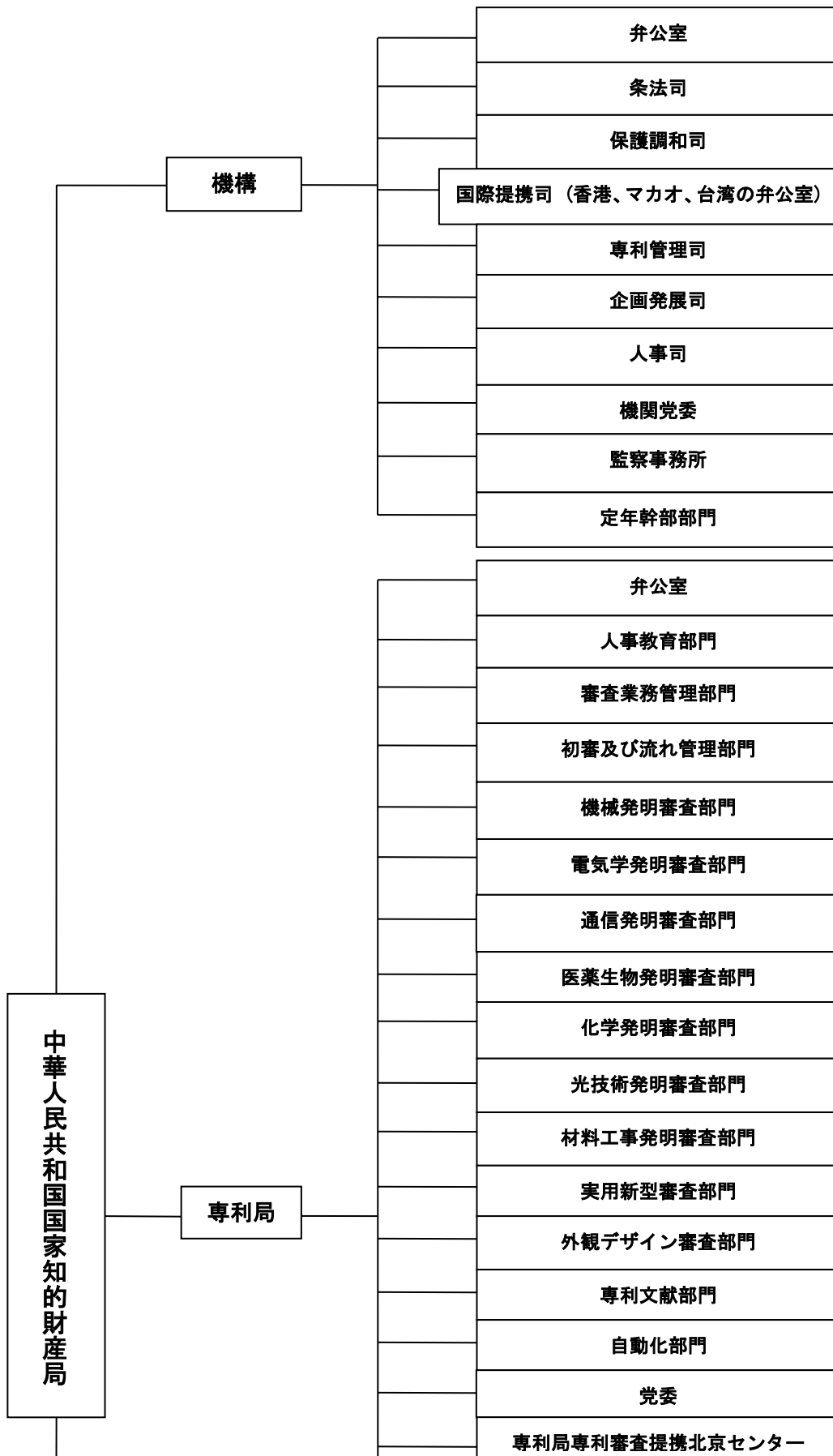
■ 苦情申立の電話番号：12330

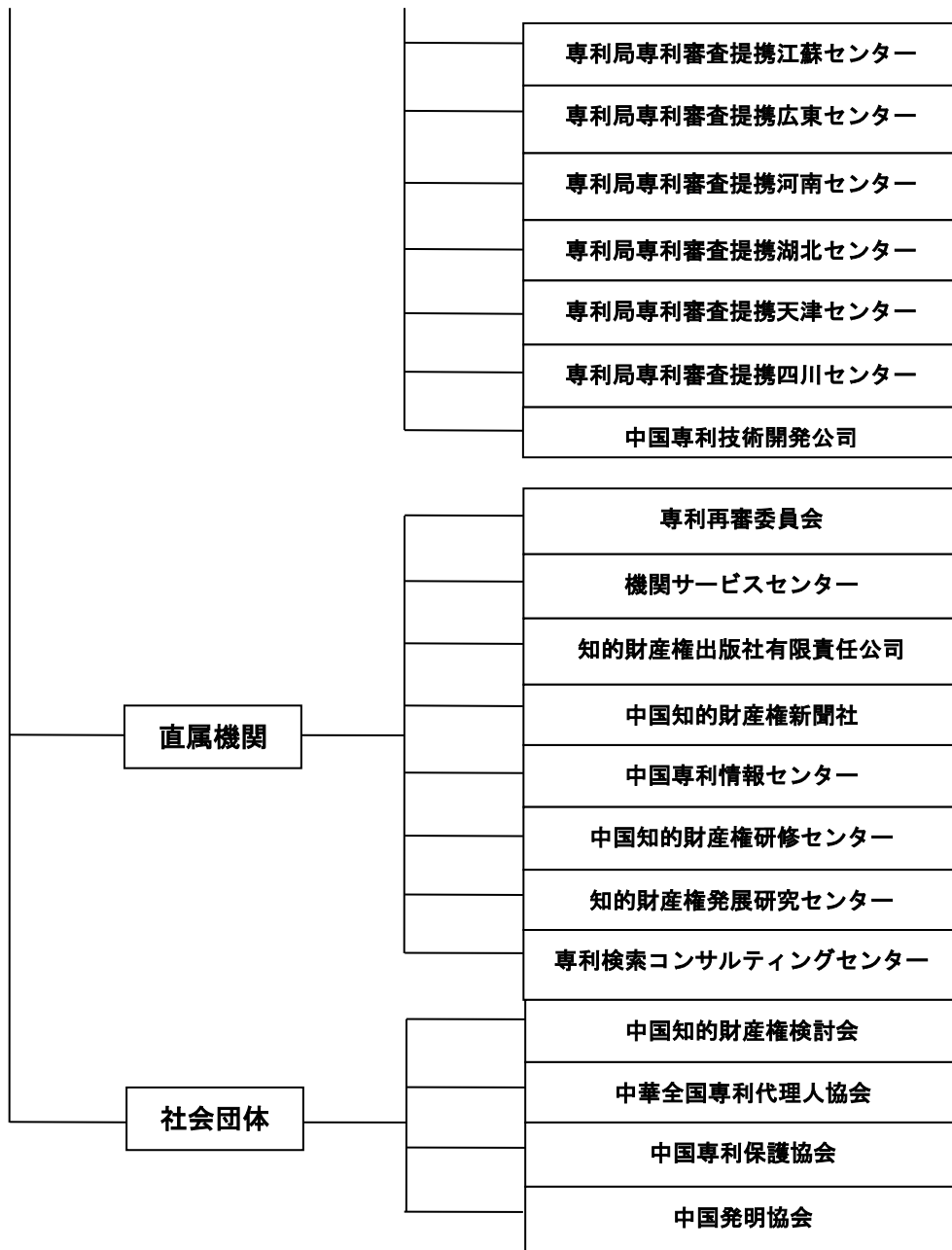
■ 職責

- (1) 全国の知的財産権保護業務を組織・コーディネートし、知的財産権保護業務の体系的な建設を推進する。**関係部門と協同し知的財産権法執行システムを立ち上げ、関係の法執行業務を取り扱う。**知的財産権保護の宣伝業務。関係部門と協同し国家知的財産権戦略要綱を組織・実施する。
- (2) 特許管理の基本的な秩序を規範化する責任を担う。特許知的財産権法律・法規の草案の起草、及び特許管理業務に関する政策と制度の立案・実施。**地方の特許侵害紛争事件及び他人の特許権の冒認、特許の偽称行為の処理・調停を指導する。**関係部門と協同し無形資産評価業務を指導・規範化する。
- (3) 渉外知的財産権業務の政策の立案。海外知的財産権の発展動向の研究。渉外知的財産権業務のコーディネート、業務分担規則に従い対外知的財産権の交渉を行う。特許業務の国際連絡、提携と交流活動を行う。
- (4) 全国の特許業務の発展企画の立案、特許業務計画の制定、個別業務の批准、全国の特許情報公共サービスシステムの建設、関係部門と協同し特許情報の伝達・利用の促進、特許統計業務。
- (5) 特許と集積回路配置図設計専用権の権利確認に関する判断基準を制定し、権利確認の管理機構の指定。特許と集積回路配置図専用権の権利侵害の判断基準の制定。特許代理仲介サービスシステムの発展の管理監督に関する政策措置の制定。
- (6) 特許法律法規、政策の宣伝及び普及業務を展開し、規定に基づき知的財産権に関する教育業務の企画を制定する。
- (7) 国務院に依頼されるその他の事項。



■組織図





## 2. 国家工商行政管理総局

■ 苦情申立の電話番号：12315

### ■ 職責

(1) 市場監督管理と行政法執行の業務を担当する。関係の法律法規の草案を起草、工商行政管理に関する規則と政策を制定する。

(2) 各種の企業、農家専門合作社と経営活動に従事する機構・個人、及び外国（地区）企業の駐在員事務所などの市場主体の登記登録及び監督管理、法に従い無許可経営の取り締まりを担当する。

(3) 各種の市場経営秩序を維持及び規範化する。市場の取引行為及びインターネットによる商品取引及び関連サービスの監督管理。

(4) 流通分野の商品品質及び流通分野の食品安全を管理監督する。関係のサービス分野での消費者権利保護に関する業務。業務分担規則に従い偽物、粗悪商品などの違法行為の処理、消費者の問合せの指導、苦情申立・被害届の受理・処理及びネットワークシステムの建設などの業務を担当し、経営者、消費者の合法的な権益を保護する。

(5) 不法な直販とマルチ商法事件の処理、直販企業と直販員及びその活動を法に従い管理監督する。

(6) 独占協議、市場支配的地位の濫用、行政権力を濫用し競争を排除することに関する独占禁止法執行業務（価格独占行為を除く）。不正競争、商業賄賂、密輸及び密輸商品の販売などの経済的な違法行為の処理。

(7) 仲買人、仲買機構及び仲買活動を管理監督する。

(8) 契約の行政監督管理、動産抵当登記の管理、競売行為の組織・監督管理、契約詐欺などの違法行為の処理。

(9) 広告業の発展を指導し、広告活動の監督管理。

**(10) 商標登録と管理業務。商標専用権の保護及び商標権侵害行為の取り締まり。商標争議の処理。知名商標の認定及び保護業務。特殊標記、オフィシャル標記の登記・届出及び保護。**

(11) 企業、個人事業主、商品取引市場の信用分類管理の組織・指導。市場主体登記登録基本情報、商標登録情報の研究・分析及び公布、政府の政策制定及び公衆のために情報を提供する。

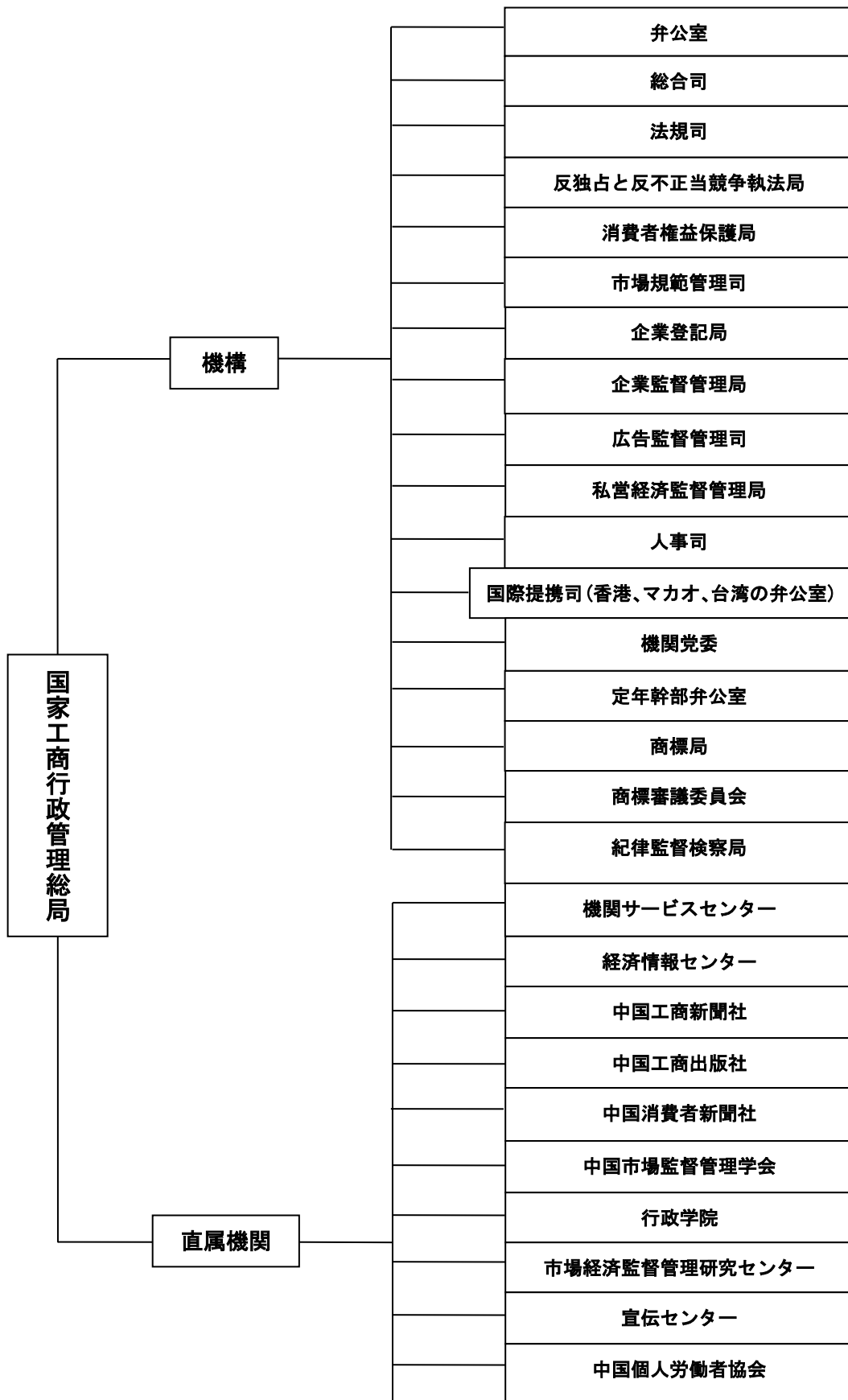
(12) 個人事業主、私営企業の経営行為に対するサービス及び監督管理。

(13) 工商行政管理分野の国際合作及び交流。

(14) 全国の工商行政管理業務を指導する。

(15) 国務院に依頼されるその他の事項。

■組織図



	中国消費者協会
	中国広告協会
	中国商標協会
	商標審査提携センター

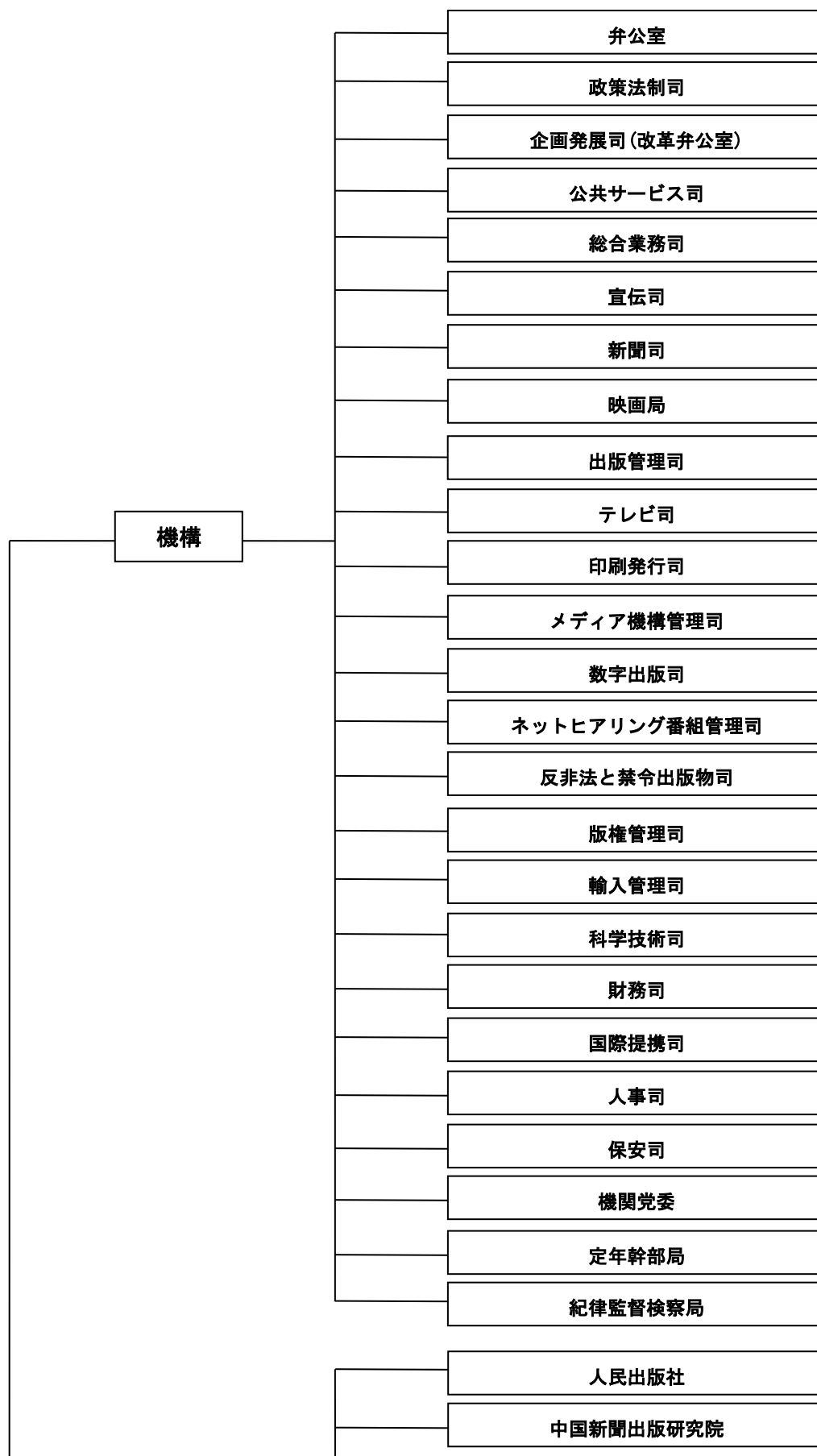
### 3. 国家新聞出版広電総局（国家版權局）

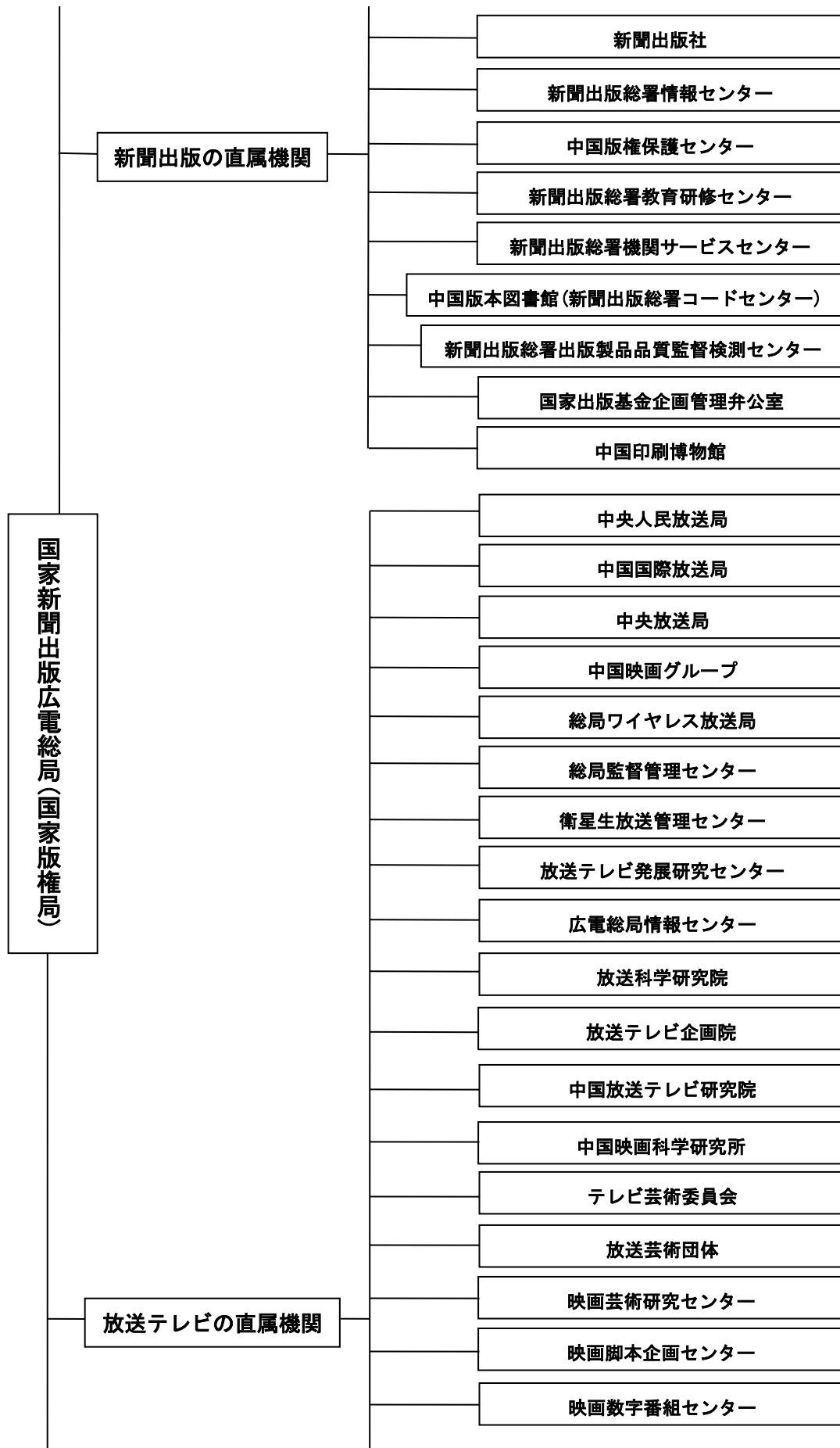
■電話番号：010－831380000

#### ■職責

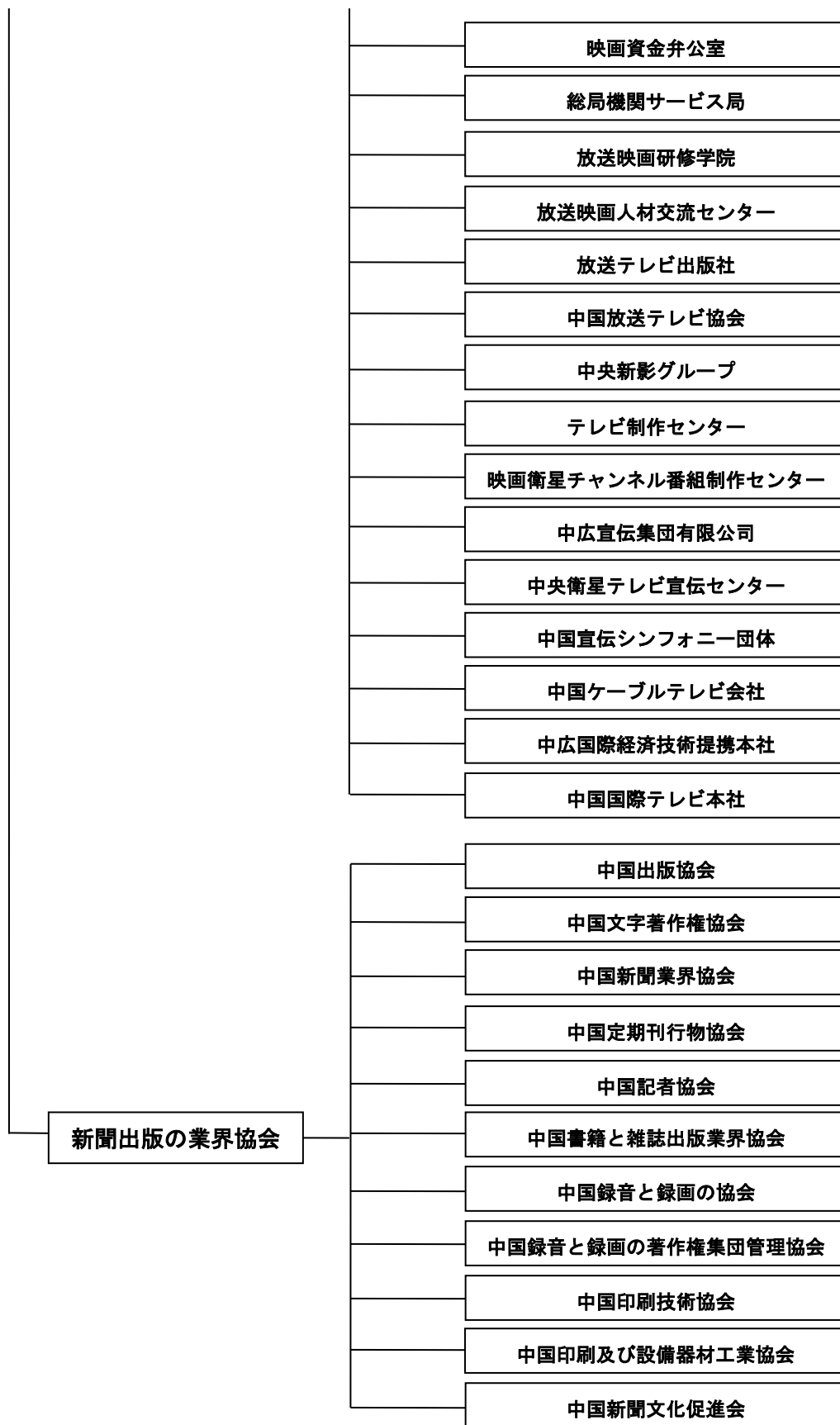
- (1) 新聞・出版・ラジオ・映画・テレビでの宣伝方針に関する政策の立案、正確な世論及び創作の方向性の把握。
- (2) 新聞・出版・ラジオ・映画・テレビと著作権管理に関する法律法規の草案の起草、部門規則、政策、業界基準の制定及び実施、管理監督。
- (3) 新聞・出版・ラジオ・映画・テレビ分野の発展政策と企画、重大な公益プロジェクトと活動の組織、未発達地区の新聞・出版・ラジオ・映画・テレビ事業の建設と発展。古代書籍の整理・出版の計画の制定・実施。
- (4) 新聞・出版・ラジオ・映画・テレビ産業の発展の企画、発展計画・産業政策の制定、新聞・出版・ラジオ・映画・テレビ分野の体制改革を推進する。法に従い新聞・出版・ラジオ・映画・テレビの統計業務を担当する。
- (5) 新聞・出版・ラジオ・映画・テレビ機構の業務及び出版物、ラジオ・映画・テレビの内容と品質の管理監督、法に設定された行政許認可の実施、市場経営活動の監督管理、重大な違法行為の処理。ラジオ・テレビの広告の放送の指導・管理監督。全国の新聞記者証書の製作の監督管理。
- (6) **インターネット出版及び携帯電話書籍、携帯電話文学業務などデジタル出版内容と活動の管理監督。インターネットの視聴番組、公共視聴媒体で放送されるラジオ・映画・テレビ番組の管理監督、その内容と品質の審査。**
- (7) 新聞・出版・ラジオ・映画・テレビと科学技術との融合を推進、法に従い新聞・出版・ラジオ・映画・テレビの技術の発展計画、政策と業界基準を立案。ラジオ・テレビ番組の伝送、監督測定と放送安全の監督管理、ラジオ・テレビネットワーク・電信ネットワーク・インターネットの三つのネットワークの融合及び緊急時のラジオ建設。新聞・出版・ラジオ・映画・テレビシステムの安全保護業務の指導・コーディネート。
- (8) 印刷業の監督管理。
- (9) 出版物の輸入管理とラジオ・映画・テレビ番組の輸入・収録管理、新聞・出版・ラジオ・映画・テレビ分野の輸出業務を推進する。新聞・出版・ラジオ・映画・テレビと著作権管理分野の対外及び香港・マカオ・台湾との交流と合作業務。
- (10) **著作権管理と公共サービスの提供、影響の重大な著作権侵害事件と涉外著作権侵害事件の取り締まり、涉外著作権関係の処理と著作権に関する国際条約への対応。**
- (11) 全国の「ポルノ・違法出版物取り締まり」業務を組織・指導・コーディネート、重大事件の処理を組織、全国「ポルノ・違法出版物取り締まり」工作チームの日常業務。
- (12) 中央人民ラジオ局、中国国際ラジオ局と中央テレビ局をリーダーし、宣伝、発展、信号伝送などの重大事項を指導・コーディネート及び管理する。
- (13) 中国共産党・国務院に依頼されるその他の事項

■組織図









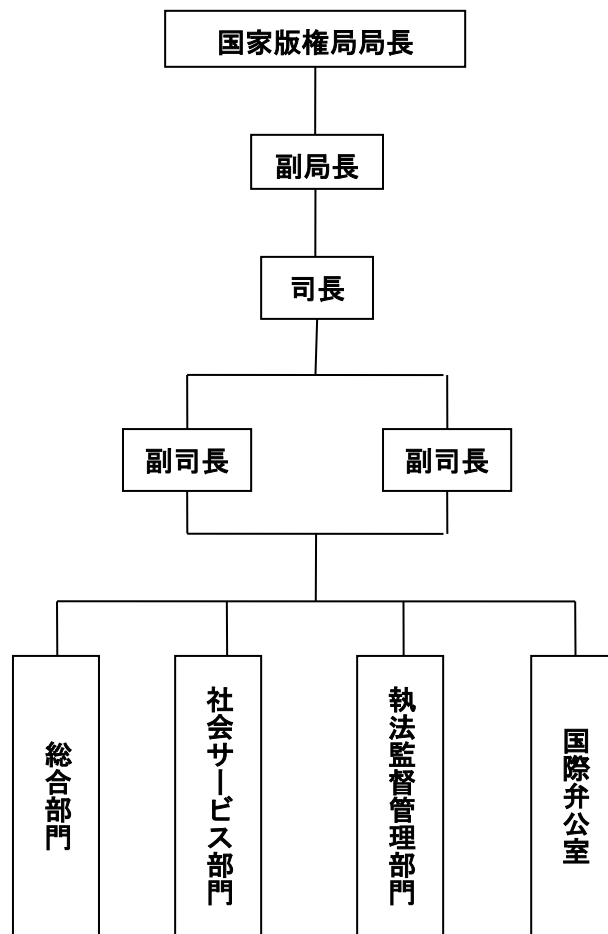
#### 4. 国家新聞出版広電総局（国家著作権局）著作権管理司

■ 苦情申立の電話番号：12390

##### ■ 職責

- (1) 著作権法律・法規の起草に参与、著作権管理・保護・使用の規則・政策の立案及び実施。
- (2) 国の著作権企画の立案及び実施、国の知的財産権要綱の実施に関する業務。
- (3) 著作権法律・法規の実施を監督、全国の著作権行政管理と法執行を配置・組織・指導する。
- (4) 著作権分野の重大及び涉外違法行為の処理、権利侵害・海賊版の取り締まり特別行動の組織・コーディネート、権利侵害・海賊版取締行動で手柄を立てたものへの奨励。
- (5) インターネット著作権の監督管理、インターネット著作権秩序の維持、重大及び涉外インターネット権利侵害・海賊版事件の取り締まり。
- (6) 全国のソフトウェア正規版化業務を、正規版ソフトウェア工作の部門間連席会議オフィスを推進する。ソフトウェア正規版化の長期化体制の建設。
- (7) 著作権公共サービスシステムの建設、著作物登記、権利質入及び著作権契約登記・届出・認証業務の監督管理。
- (8) 著作権産業の発展を推進し、著作権評価・取引・代理などの業務の監督管理。国有著作権資産管理の指導、全国著作権示範業務の展開。
- (9) 著作権涉外業務と国際対応業務、国際著作権組織との連絡、多国間、両国間の条約・協議の交渉・調印及び実施。
- (10) 香港・マカオ特別行政区と台湾地区の著作権事務。
- (11) 海外著作物の著作権認証業務の監督管理、海外著作権認証機関、外国と国際著作権組織の在中国駐在員事務所の監督管理。
- (12) 著作権集団管理組織の成立の承認、その活動を監督管理、著作権業界協会と社会団体の業務の指導。
- (13) 著作物の法定許諾の監督管理、国が著作権を有する著作物の使用と管理。
- (14) 全国の著作権宣伝教育活動の組織。

■組織図



## 5. 工業と情報化部

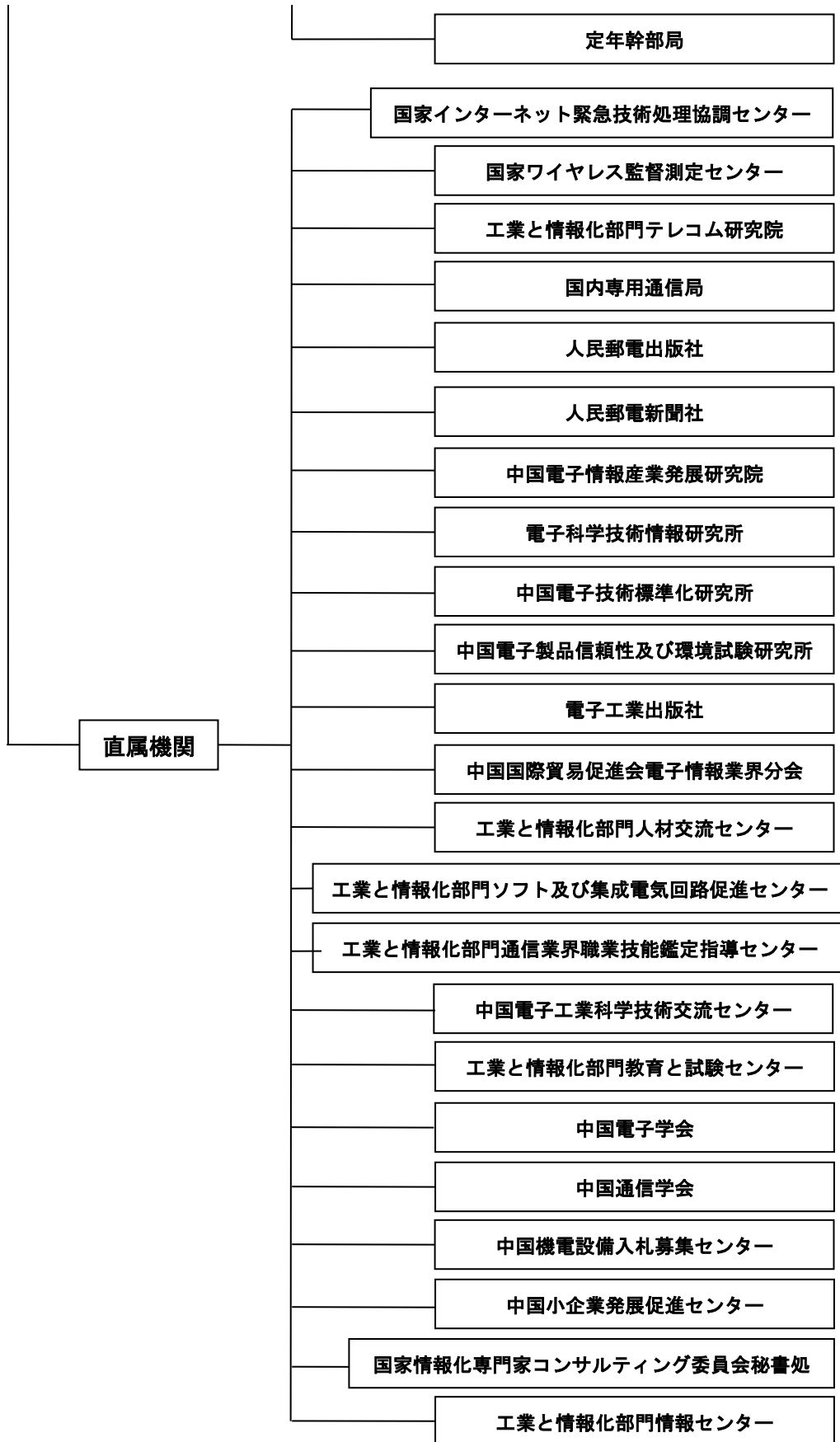
■ 苦情申立の電話番号：12300

### ■ 職責

- (1) ネットワーク大国建設の関係業務、ブロードバンドの発展を推進する。
- (2) インターネット業界（モバイルネットワークを含む）管理。
- (3) 電信ネットワーク、インターネット、専用通信ネットワークに建設をコーディネートし、ネットワークの資源の共有を推進。
- (4) 新技術新業務の安全評価を組織、情報通信業の参入管理を強化、関係の政策の立案と実施。
- (5) 電信とインターネット関係業界の自律と関係業界組織の発展を指導。
- (6) 電信ネットワーク、インターネットと情報安全技術プラットフォームの建設と使用管理。
- (7) 情報通信分野でのネットワークと情報安全保障システムの建設。
- (8) 電信ネットワーク、インターネット及び工業制御システムのネットワークと情報安全計画、政策、基準の制定及び実施、電信ネットワーク、インターネット及び工業制御システムのネットワーク安全審査の強化。
- (9) 電信ネットワーク、インターネットデータ安全管理政策・規範・基準の立案及び実施。
- (10) ネットワーク安全保護、緊急管理と処置。

■組織図





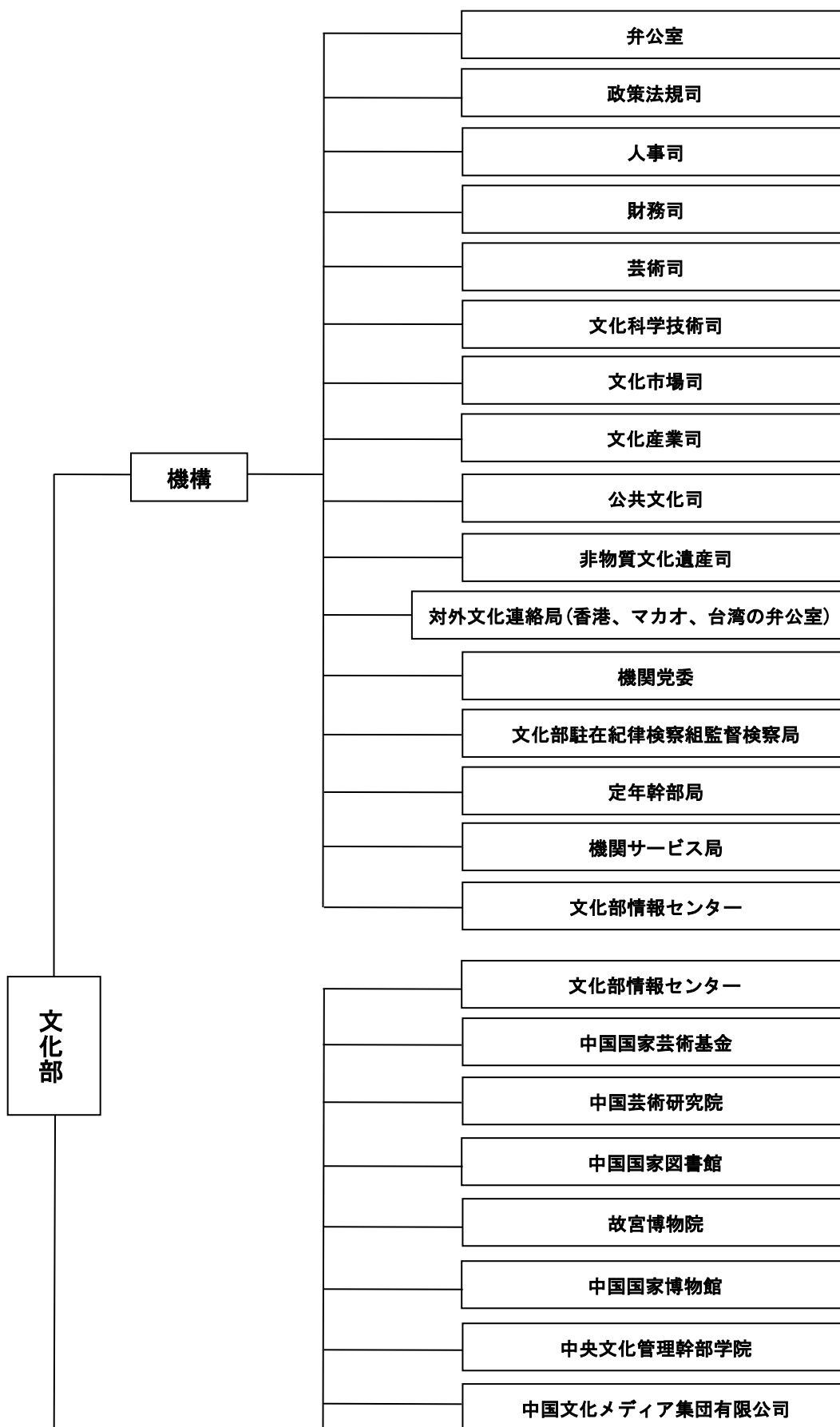
## 6. 文化部

■ 苦情申立の電話番号：12318

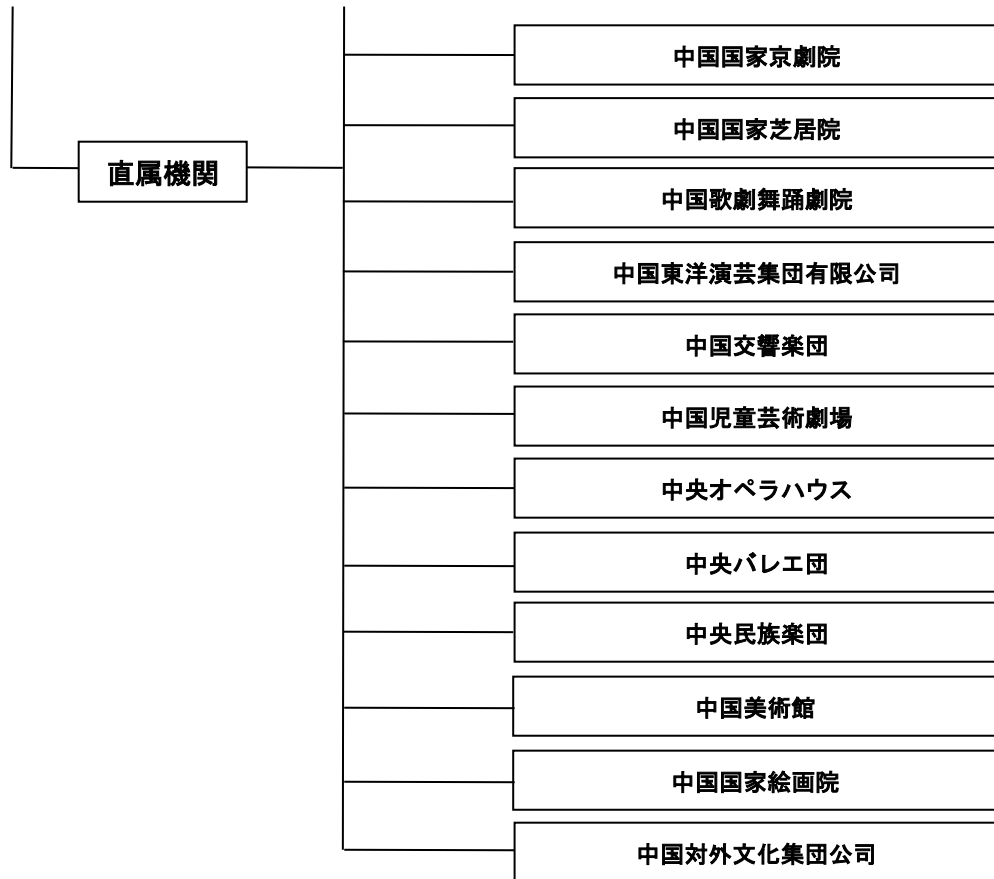
### ■ 職責

- (1) 文化芸術方針政策の立案、文化芸術法律法規の草案の起草。
- (2) 文化芸術事業発展企画の立案及び実施、文化芸術分野の体制改革。
- (3) 文化芸術事業の指導・管理、芸術の創作と生産の指導、各種の芸術の発展を推進する。全国規模の重大な文化活動の管理。
- (4) 文化芸術分野の公共サービスを推進する。公共文化製品生産の企画・指導、国家重点文化施設の建設と末端文化施設の建設の指導。
- (5) 文化芸術産業発展計画の立案、文化芸術産業の発展の指導・コーディネート、対外文化産業交流と合作を推進する。
- (6) 無形文化遺産保護の計画の立案、関係法規の草案の起草、無形文化遺産保護と優秀な民族文化の受け継ぎ及び普及事業。
- (7) 社会文化事業の管理・指導、図書館、文化館事業と末端文化建設の指導。
- (8) 文化市場発展企画の立案、文化市場総合法執行業務の指導、文化芸術経営活動に対して業界の監督管理を行い、芸能活動の民間機構の監督業務を指導する。
- (9) 文芸類製品のインターネット上の伝達の審査許認可、インターネットバーなどのインターネット接続サービスを提供する営業場に対する審査許認可、オンラインゲームサービスの監督管理（オンラインゲームのオンライン出版審査許認可を含まない）。
- (10) アニメーション、ゲーム産業の発展企画の立案と実施、アニメーション、ゲーム産業の発展の指導・コーディネート。
- (11) 文化科学技術の発展企画の立案及びその実施監督、文化科学技術の情報建設を推進する。
- (12) 対外文化交流と対外文化宣伝業務。対外及び対香港・マカオ・台湾の文化交流政策の立案、外国に駐在する大使・領事館及び香港・マカオ・台湾の文化機構の業務を指導する。国家を代表し中外文化合作協定の調印、大型の対外文化交流活動の組織。
- (13) 国務院に依頼されるその他の事項。

■組織図







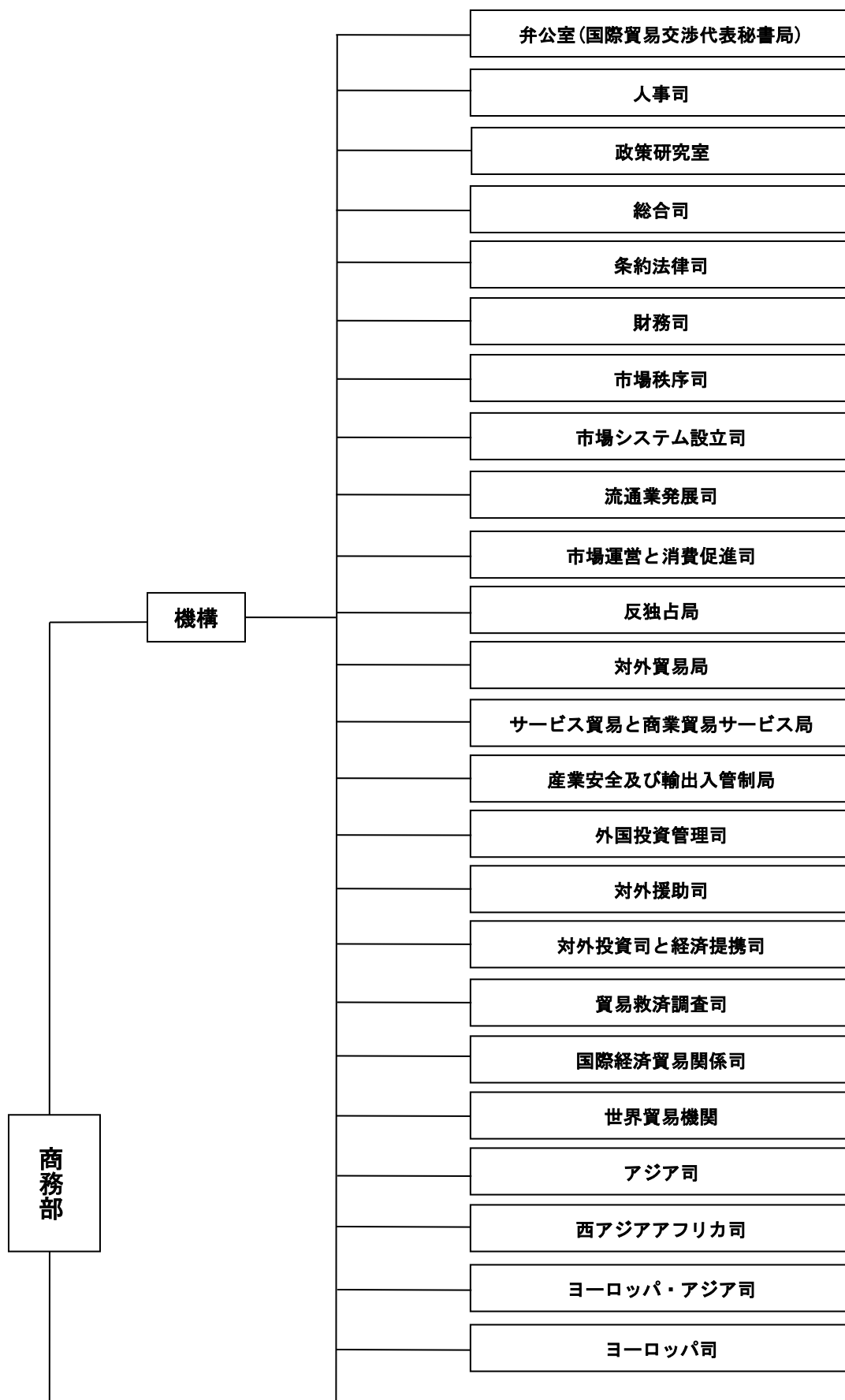
## 7. 商務部

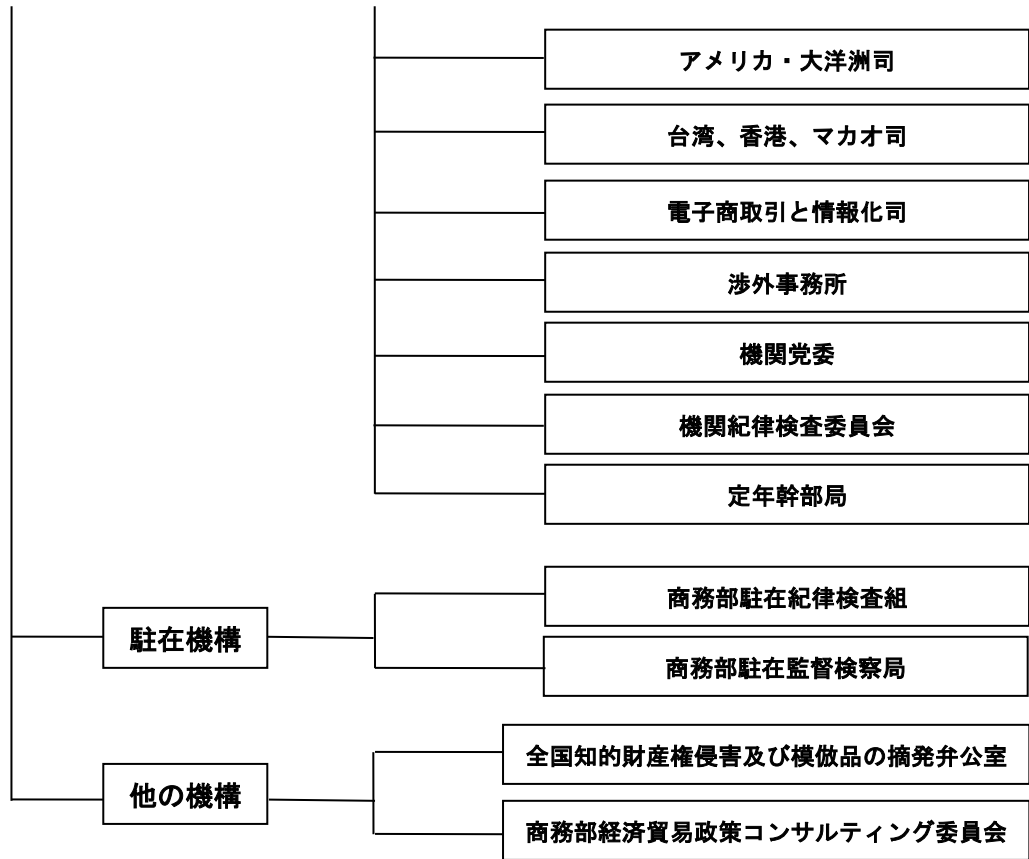
■ 苦情申立の電話番号：12335

### ■ 職責

- (1) 国内外貿易と国際経済合作の発展戦略・政策の立案、国内外貿易、外商投資、対外援助、対外投資と対外経済合作の法律法規草案の起草及び部門規則の制定。
- (2) 流通産業構造の調整を推進、流通企業の改革を指導、商業貿易サービス業とコミュニティ商業の発展を指導、商業貿易中小企業の発展に関する政策建言の提出、流通基準化とフランチャイズ、物流配送、電子商取引などの現代流通法式の発展を推進する。
- (3) 市場経済の秩序の整頓と規範化業務。市場運営・流通秩序の規範化に関する政策の立案、商業信用販売の指導、市場信用公共サービスプラットフォームの建設、関係規定に基づき特殊流通業界に対する監督管理。
- (4) 多国間・二国間（区域、自由貿易区を含む）の経済貿易合作戦略と政策の立案、交渉、関係書類の調印及び執行監督。多国間・二国間の政府間経済と貿易連絡体制を建立し、外国・地区との経済貿易関係における重要事項の処理。委任に基づき我が国を代表し WTO との関係処理、我が国が WTO システムにおける交渉と貿易政策の審議・争議解決・通報などの業務、対外経済貿易のコーディネート。
- (5) アンチ・ダンピング、アンチ補助金、保障措置及びその他の輸出入公平貿易関係の業務。法に従い対外貿易調査及び産業損害調査を行い、産業安全対応業務及び外国が我が国に対するアンチ・ダンピング、アンチ補助金、保障措置への応訴。
- (6) 事業者集中行為に対して反独占審査を行い、企業の海外での反独占事件の応訴を指導し、多国間・二国間の競争政策に関して交流と合作を行う。
- (7) 国務院に依頼されるその他の事項。

■組織図





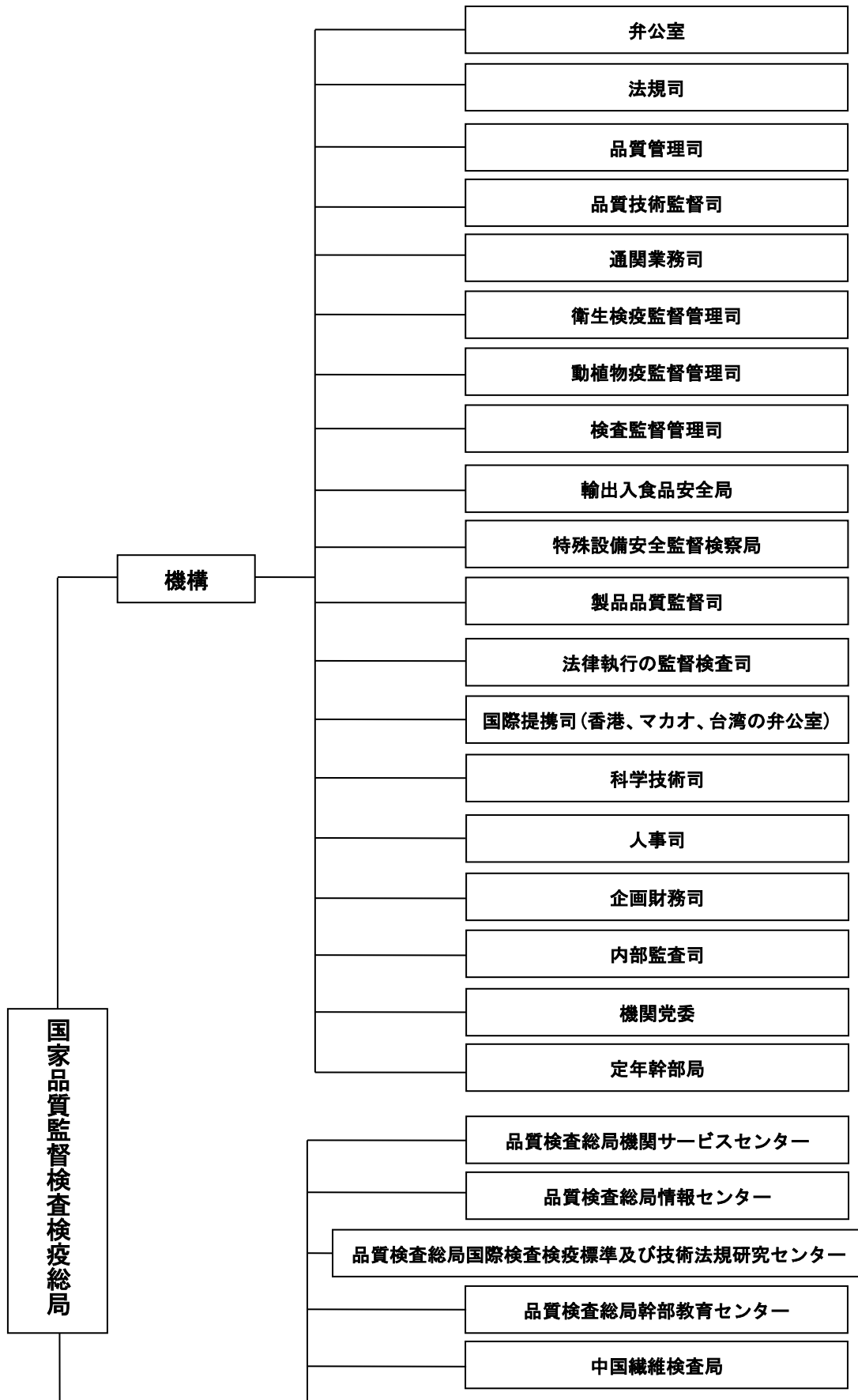
## 8. 国家品質監督検査検疫総局

■ 苦情申立の電話番号：12365

### ■ 職責

- (1) 品質監督検査検疫業務、国内外貿易と国際経済合作の発展戦略・政策の立案、国内外貿易、外商投資、対外援助、対外投資と対外経済合作の法律法規草案の起草及び部門規則の制定。
- (2) 製品品質安全監督業務、製品品質安全強制検査、リスク監督規制、品質違法行為の処理、偽物、粗悪商品の違法行為の処理。国務院の委任に基づき、全国の特別模倣品撲滅活動に参加。
- (3) 出入国検査検疫商品目録の制定、出入国検査検疫業務の管理、法に従い原産地証明の管理を行う。
- (4) 輸出入商品の法定検査及び監督管理。輸出商品鑑定と許可制度に適用される輸出入商品の検証業務の監督。輸出入検査検疫標記の管理、輸入安全品質許可、輸出安全品質許可業務。
- (5) 国内の食品、食品製造・加工段階の品質安全監督管理。輸出入食品の安全・衛生・品質監督検査と監督管理。輸出入食品製造・加工機構の衛生登録及び輸出機構の対外推薦。
- (6) 品質監督検査検疫の国際合作と交流。国を代表し関係の国際組織に参加し、国際合作協定・協議書と議定書の調印及び執行。「技術性貿易障壁に関する協定」と「衛生と植物衛生措置の実施に関する協定」の実施、国家通報、コンサルティング及び国内の協調業務。
- (7) 輸出入検査検疫機構を垂直的に管理し、全国の品質技術監督業務をリーダーする。
- (8) 国務院に依頼されるその他の事項。

■組織図





## 9. 税関総署

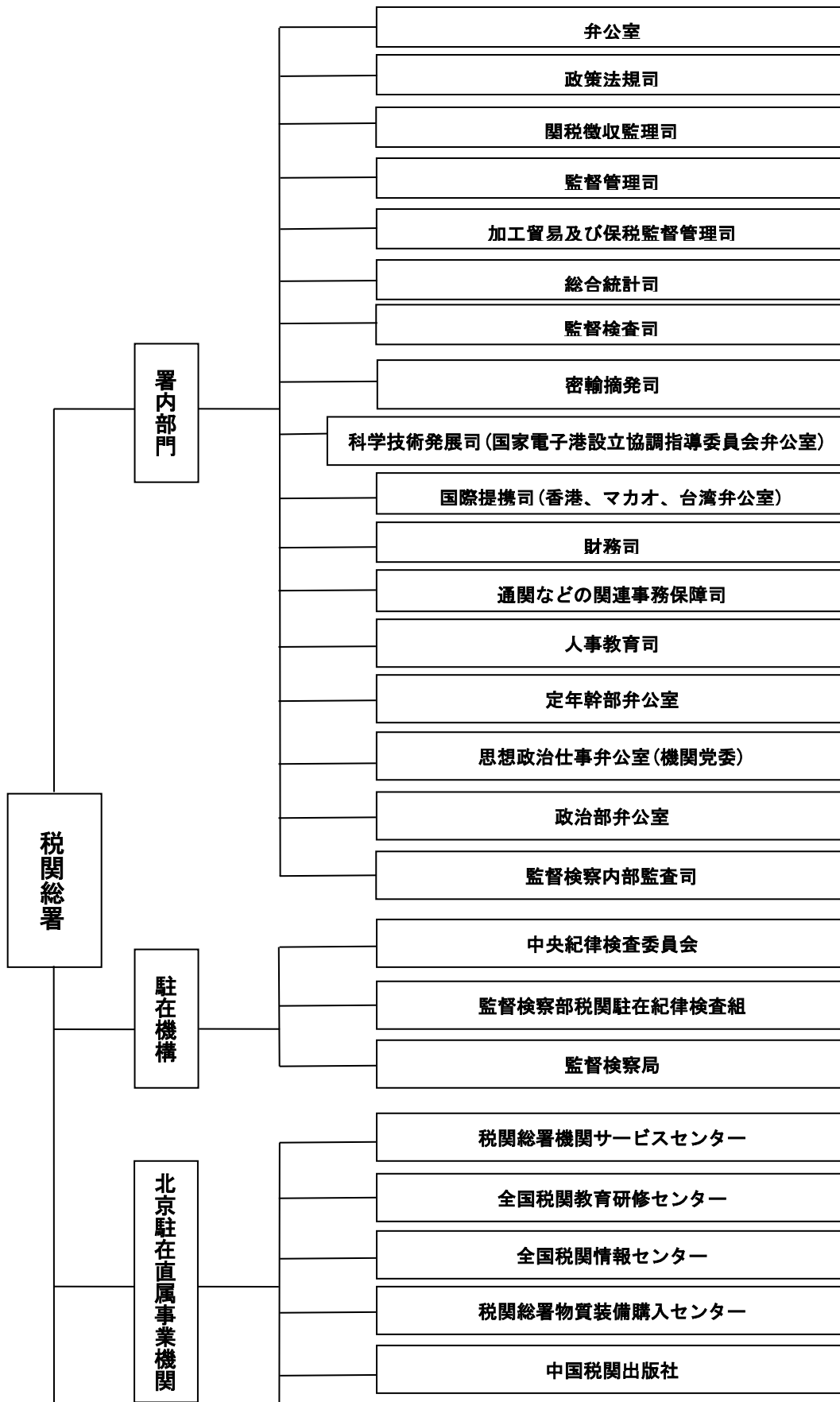
■ 苦情申立の電話番号：12360

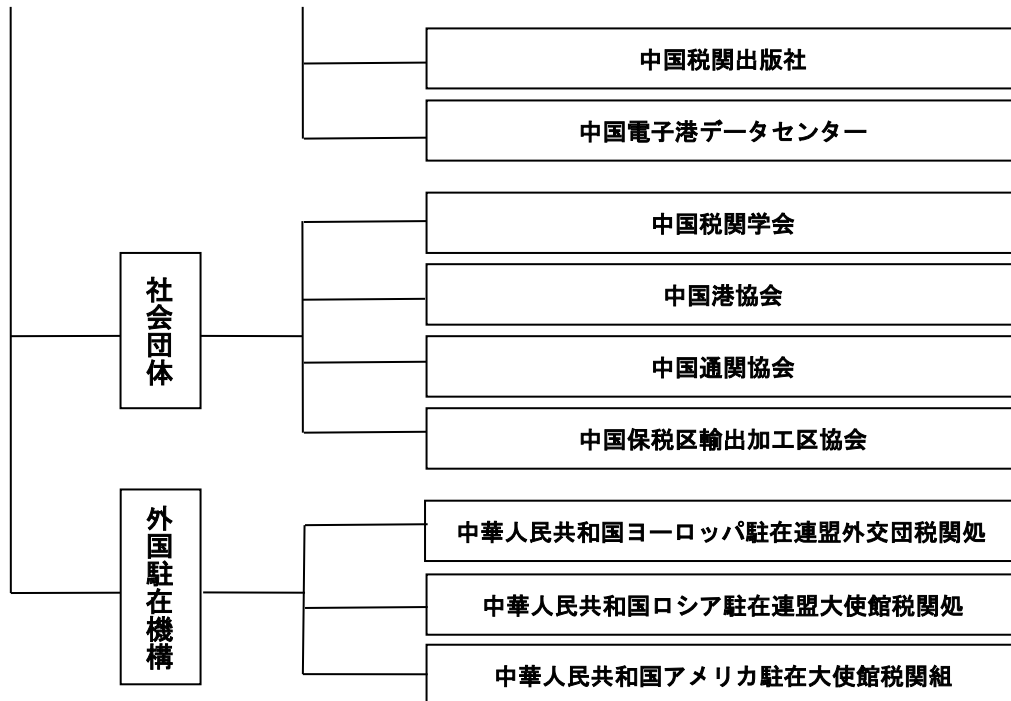
### ■ 職責

- (1) 税関業務に関する重大な政策の立案、関係法律法規の草案の起草、部門規則の制定、税関業務に係る輸出入、税収、外為などの政策の制定に参加。
- (2) 輸出入関税及びその他の税金・費用の徴収。徴収制度の立案、輸出入商品分類目録の制定及び実施と解釈。輸出入商品原産地規則の制定及び関係の実施業務。多国間又は二国間の原産地規則の対外交渉。反ダンピング・反補助金・保障措置及びその他の関税措置の実施。
- (3) 密輸取締業務。管轄内の密輸犯罪事件の捜査、勾留、逮捕、取り調べ業務など。
- (4) 関税立法調査及び起草業務。関税法に関する解釈。
- (5) 税関監督管理及び輸出入企業税関捜査、通関管理及び税関貿易調査、市場調査制度の制定及び実施。税関知的財産権保護業務。輸出入貿易管理政策の執行。税関特殊監督管理区域の設立と調整。
- (6) 国家輸出入貿易統計、税関統計情報の発表、関係の監督観察警報業務。
- (7) 税関科学技術発展計画の制定及び実施。税関分野の国際合作と交流。
- (8) 全国税関を垂直に管理する。
- (9) 国務院が依頼するその他の事項。



■組織図





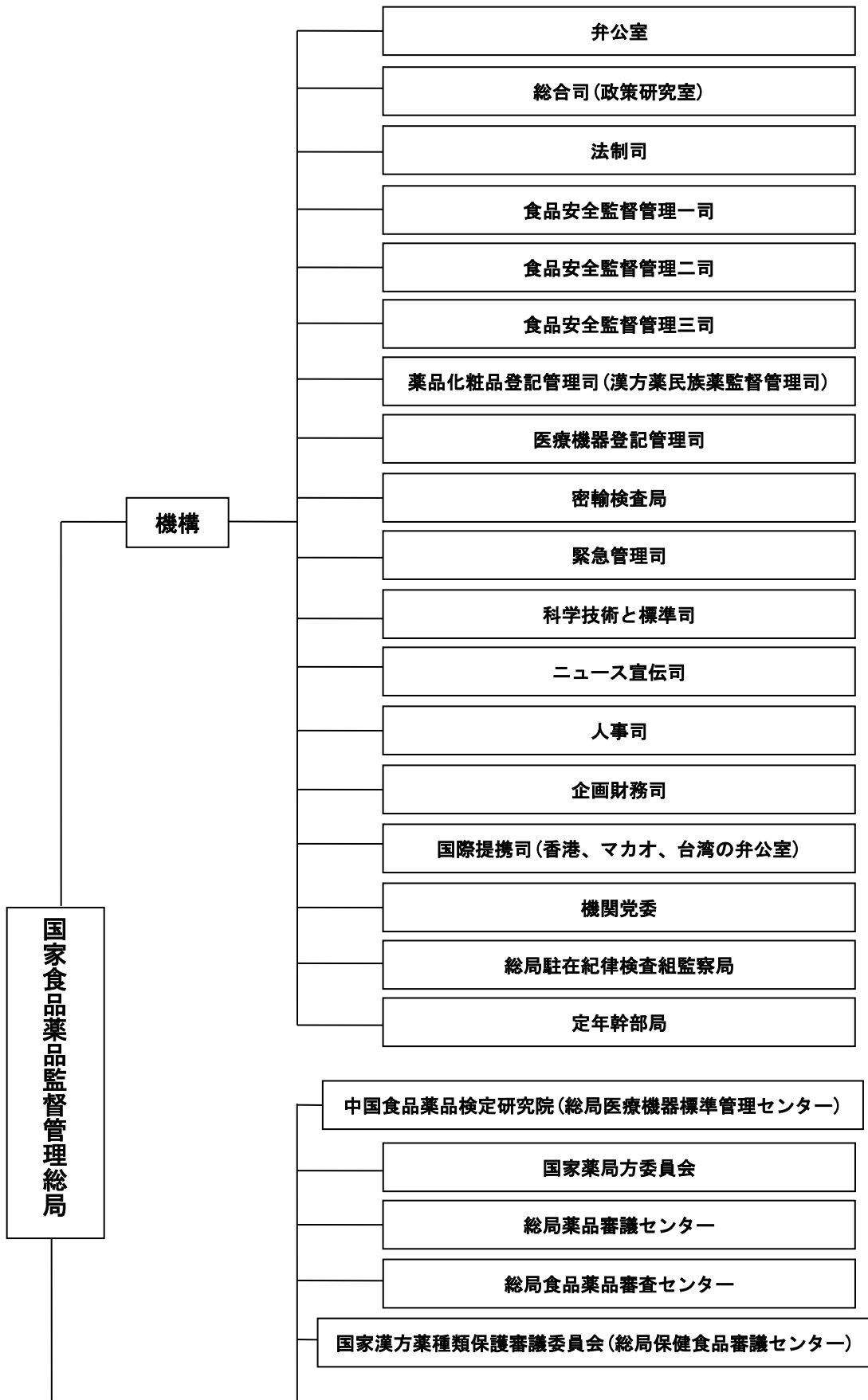
## 10. 国家食品薬品監督管理総局

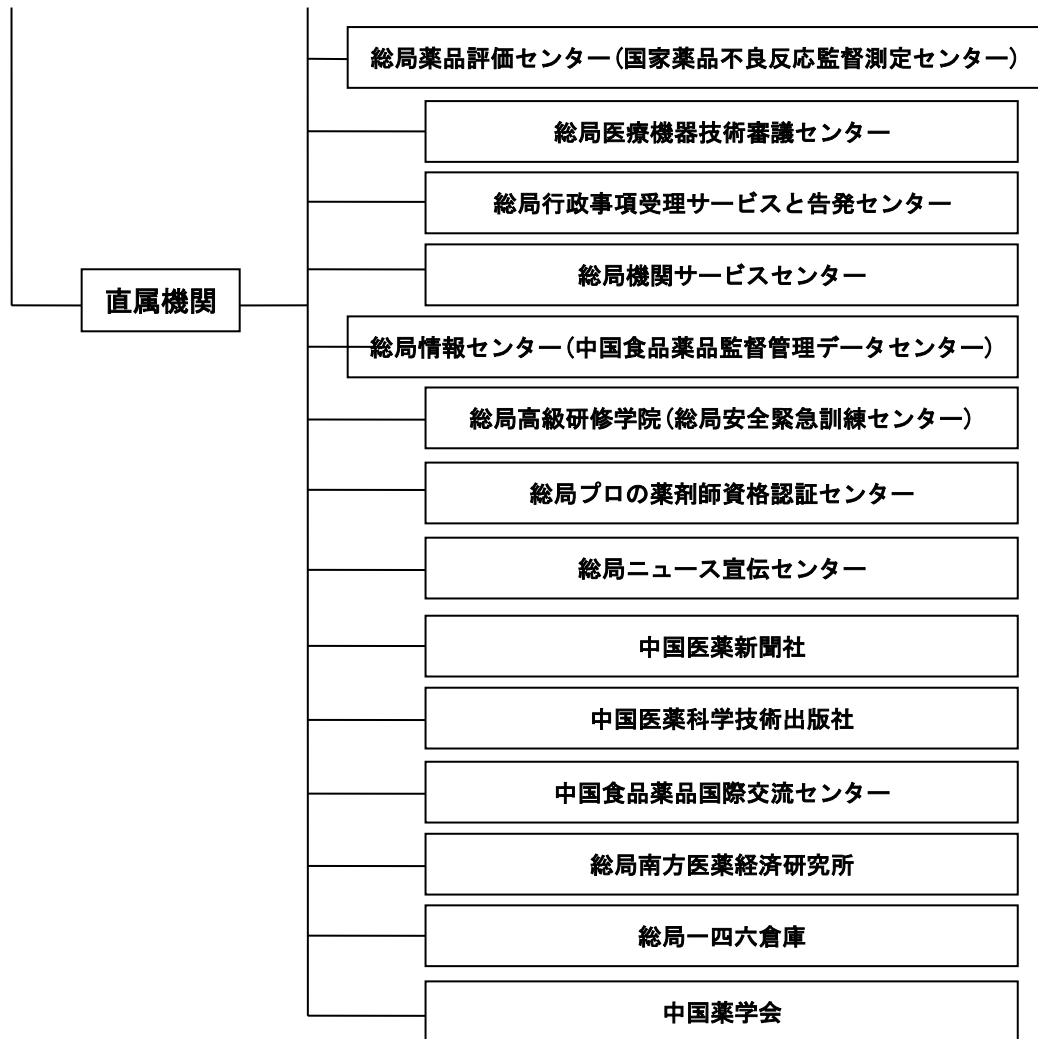
■ 苦情申立の電話番号：12331

### ■ 職責

- (1) 食品（食品添加剤、保健食品を含む、以下も同様）の安全、薬品（漢方薬、民族薬を含む、以下も同様）、医療器械、化粧品監督管理に関する法律法規の草案の起草。政策計画の立案、部門規則の制定。食品安全企業の主体责任、地方政府の全体責任体制の建設。食品薬品重大情報直接報告制度の建設、その実施と監督検査、区域性・システム性の食品薬品安全リスクの管理。
- (2) 食品行政許可の実施弁法の制定及び監督実施。食品安全の隠れた危険の調査体制の建立。全国食品安全検査年度計画、重大な整理整頓の法案の制定及び実施。食品安全情報の統一公開制度の建立、重大食品安全情報の発表。食品安全リスク監督計画、食品安全基準の制定に参加。食品安全リスク監督業務。
- (3) 国家薬典の制定・発表など薬品と医療器械の基準・分類管理制度の制定及び監督・実施。薬品と医療器械研究・製造・経営・使用品質管理規範の制定及び実施。薬品・医療器械の登録及び監督検査。薬品不良反応、医療器械不良事件の監督検査システムの建設。化粧品監督管理弁法の制定及び監督・実施。
- (4) 地方の食品薬品監督管理業務を指導し、行政法執行行為を規範化し、行政法執行の刑事司法システムの連動システムの完備。
- (5) 国務院食品安全委員会の日常業務を担当する。食品安全監督管理の総合的な協調業務を担当し、連動システムを完備させる。
- (6) 国務院及び国務院食品安全委員会に依頼されるその他の事項。

■組織図





## 11. 公安部

■職責：摘発又は行政機関の移送に基づき、犯罪の疑いのある行為の捜査、容疑者に対する強制措置、取り調べ、送検。

## 12. 中国インターネット情報弁公室

### ■職責

- (1) インターネット情報伝達方針の政策の貫徹及びインターネット情報伝達の法制建設。
- (2) 関係部門のインターネット情報内容管理の指導、協調、督促。インターネットニュース業務及びその他の関係業務の審査承認と日常監督。
- (3) 各部門のインターネットゲーム、インターネット視聴番組、インターネット出版などインターネット文化分野の業務計画の指導。
- (4) 関係部門のインターネット文化陣地の建設に関する計画と実施業務を協調する。
- (5) 重点なニュースウェブサイトの建設。
- (6) インターネットによる宣伝業務の統合。
- (7) 違法ウェブサイトの取り締まり。
- (8) 関係部門を指導し、電信運営企業、接続サービスを提供する企業などの機構のドメイン名登録、IP住所分配、ウェブサイト届出、接続などのインターネット基盤管理業務の督促。
- (9) 職責範囲内で各地のインターネットに関する部門の業務展開を指導する。

■組織構成：独立した機構として設置せず、国務院新聞弁公室に属する。

## 13. 北京版權資源中心

「北京版權資源中心」は北京市新聞出版局が設立したネット情報公示のプラットフォームである。同プラットフォームにおいては、版權情報サーチ、作品展示、取引情報の公表、侵害申立、版權知識宣伝などを行うことが可能となっている。

### ■業務範囲

- (1) 版權作品の登記、契約届出
- (2) 版權作品の声明公示（権利者作品、權利種類、授權期限、授權範囲などの声明、公示）
- (3) 版權関連情報のサーチ
- (4) 版權商品の展示と普及
- (5) 版權に関する監視と管理

インターネット情報サービス管理法

第一条 インターネット情報サービス活動を規範化し、インターネット情報サービスの健全かつ秩序ある発展を促進するため、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内にてインターネット情報サービス活動に従事する場合、本弁法を遵守しなければならない。

本弁法にいうインターネット情報サービスとは、インターネットを通じてネットユーザーに対し情報を提供するサービス活動を指す。

第三条 インターネット情報サービスは、営利目的と非営利目的の2種類に分けられる。

営利目的のインターネット情報サービスとは、インターネットを通じてネットユーザーに対し、情報又はホームページの制作等を有償にて提供するサービス活動を指す。

非営利目的のインターネット情報サービスとは、インターネットを通じてネットユーザーに対し、公開性、共有性を有する情報を提供するサービス活動を指す。

第四条 国は、営利目的のインターネット情報サービスに対しては、許可制度を実施する。非営利目的のインターネット情報サービスに対しては、届出制度を実施する。

許可を得ず、又は届出手続を履行せずに、インターネット情報サービスに従事してはならない。

第五条 新聞報道、出版、教育、医療保健、薬品及び医療機器等のインターネット情報サービスに従事するにあたって、法律、行政法規及び国の関係規定に従い関係主管部門より審査を受け承認を得なければならない場合、経営許可の申請又は届出手続を行う前に、法によって関係主管部門より審査を受け承認を得なければならない。

第六条 営利目的のインターネット情報サービスに従事する場合、「中華人民共和国電信条例」の定める要求に合致しなければならないほか、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (一) 業務発展計画及び関係技術案を有していること。
- (二) ウェブサイト安全保障措置、情報安全機密管理制度、ユーザー情報安全管理制度を含む健全なネットワーク及び情報安全保障措置を有していること。
- (三) サービス項目が本弁法第五条に定める範囲に該当する場合、関係主管部門より承認文書を取得していること。

第七条 営利目的のインターネット情報サービスに従事する場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関又は国务院情報産業主管部門に対し、インターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証（以下、「経営許可証」という）を申請しなければならない。

省、自治区、直轄市の電信管理機関又は国务院情報産業主管部門は、申請を受けた日から60日以内に審査を終了し、許可又は不許可の決定を行わなければならない。許可する場合、経営許可証を交付し、不許可の場合、文書により申請者に通知し、かつその理由を説明しなければならない。

申請者は経営許可証取得後、経営許可証を持参して企業登記機関にて登記手続を行わなければならない。

第八条 非営利目的のインターネット情報サービスに従事する場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関又は国务院情報産業主管部門に対し、届出手続を行わなければならない。届け出る際には、次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (一) 主な運営単位及びウェブサイト責任者の基本状況。
- (二) ウェブアドレス及びサービス項目。
- (三) サービス項目が本法第五条に定める範囲に該当する場合、関係主管部門より取得した承認文書。

省、自治区、直轄市の電信管理機関は、届出資料に不備がない場合、その届出を記録し、かつ届出番号を与えなければならない。

第九条 インターネット情報サービスに従事し、電子公告サービスの提供を予定している場合は、営利目的のインターネット情報サービスの許可申請を行なう際、又は非営利目的のインターネット情報サービスの届出手続を行う際に、国の関係規定に従い、個別申請又は個別届出手続を行わなければならない。

第十条 省、自治区、直轄市の電信管理機関及び国务院情報産業主管部門は、経営許可証を取得し、又は届出手続を履行したインターネット情報サービス提供者の名簿を公表しなければならない。

第十一条 インターネット情報サービス提供者は、許可された又は届け出たサービス項目に従いサービスを提供しなければならないが、許可された又は届け出たサービス項目を逸脱したサービスを提供してはならない。

非営利目的のインターネット情報サービス提供者は、有償サービスの提供に従事してはならない。

インターネット情報サービス提供者は、サービス項目、ウェブアドレス等事項を変更する場合、30 日前までに元の審査及び許可証交付機関、又は届出機関にて変更手続を行わなければならない。

第十二条 インターネット情報サービス提供者は、そのウェブサイトのインデックスページの顕著な位置に、経営許可証番号又は届出番号を表示しなければならない。

第十三条 インターネット情報サービス提供者は、ネットユーザーに良好なサービスを提供し、かつ提供する情報内容が適法であることを保証しなければならない。

第十四条 新聞報道・出版及び電子公告などのサービス項目を提供するインターネット情報サービス提供者は、提供する情報内容及び公開時間、並びにウェブアドレス又はドメインネームを記録しなければならない。インターネット接続サービス提供者は、ネットユーザーの接続時間、ユーザーアカウント、ウェブアドレス又はドメインネーム、発信者電話番号等の情報を記録しなければならない。

インターネット情報サービス提供者及びインターネット接続サービス提供者は、バックアップ記録を60 日間保存し、かつ国の関係機関が法によって調査を行う際に、



これを提供しなければならない。

第十五条 インターネット情報サービス提供者は、次に掲げる内容を含む情報を制作、複製、公開、拡散してはならない。

- (一) 憲法に定める基本原則を否定するもの。
- (二) 国の安全を脅かしたり、国家機密を洩漏したり、国家政権を転覆したり、国家統一を破壊したりするもの。
- (三) 国の名誉及び利益を損なうもの。
- (四) 民族間の怨恨や民族差別を煽動し、民族の団結を破壊するもの。
- (五) 国の宗教政策に違反し、邪教及び封建的迷信を鼓吹するもの。
- (六) 根拠のないうさを広め、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻な内容、色情的な内容、賭博、暴力、殺人、テロ又は犯罪教唆を広めるもの。
- (八) 他人を侮辱又は誹謗したり、他人の適法な権益を侵害したりするもの。
- (九) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

第十六条 インターネット情報サービス提供者は、そのウェブサイトへ伝送された情報が明らかに本弁法第十五条に定める内容のいずれかに該当することに気付いた場合、直ちにその伝送を停止し、関係記録を保存し、かつ国の関係部門に報告しなければならない。

第十七条 営利目的のインターネット情報サービス提供者は、国内外で株式を上場するか、又は外国投資者と合弁、提携を行う場合、事前に国務院情報産業主管部門より審査を受け承認を得なければならない。なお、外国投資者の投資比率は関係する法律、行政法規の規定に合致しなければならない。

第十八条 国務院情報産業主管部門及び省、自治区、直轄市の電信管理機関は、法によってインターネット情報サービスに対し監督管理を実施する。

新聞報道、出版、教育、衛生、薬品監督管理、工商行政管理及び公安、国家の安全などの関係主管部門は、各自の職責の範囲内にて法によってインターネット情報内容に対し監督管理を実施する。

第十九条 本弁法の規定に違反し、経営許可証を取得せずに営利目的のインターネット情報サービスを無断で提供し、又は許可されたサービス項目を逸脱したサービスを提供した場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は、期限を定めて是正するよう命じ、不法所得がある場合は、不法所得を没収し、不法所得の3倍以上5倍以下の罰金に処する。不法所得がなく、又は不法所得が5万元に足りない場合、10万元以上100万元以下の罰金に処する。情状が重い場合は、ウェブサイトの閉鎖を命じる。

本弁法の規定に違反し、届出 процедуру履行せずに非営利目的のインターネット情報サービスを無断で提供し、又は届け出たサービス項目を逸脱したサービスを提供した場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は、期限を定めて是正するよう命じる。是正を拒否した場合、ウェブサイトの閉鎖を命じる。

第二十条 本弁法第十五条に掲げる内容のいずれかを含む情報を制作、複製、公開、拡散

し、犯罪を構成する場合、法によってその刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、公安機関、国家安全機関は、「中華人民共和国治安管理処罰条例」、「コンピュータ情報ネットワーク国際接続ネットワーク安全保護管理弁法」などの関係する法律、行政法規の規定に基づきこれを処罰する。営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに経営許可証交付機関が、運営停止整頓命令の発布ないし経営許可証の取り上げを行い、企業登記機関に通知する。非営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに届出機関が、ウェブサイトの一時閉鎖ないし閉鎖を命じる。

第二十一条 本弁法第十四条に定める義務を履行しない場合、省・自治区・直轄市の電信管理機関は是正を命じる。情状が重い場合、運営停止整頓命令を発するか又はウェブサイトの一時的閉鎖を命じる。

第二十二条 本弁法の規定に違反し、そのウェブサイトのインデックスページにその経営許可証番号又は届出番号を表示しない場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は是正を命じ、5000 元以上5 万元以下の罰金に処する。

第二十三条 本弁法第十六条に定める義務に違反した場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は是正を命じる。情状が重い場合、営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに経営許可証交付機関がその経営許可証を取り上げ、非営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに届出機関がウェブサイトの閉鎖を命じる。

第二十四条 インターネット情報サービス提供者が、その業務活動において、その他の法律、法規に違反した場合、新聞報道、出版、教育、衛生、薬品監督管理及び工商行政管理等の関係主管部門は、関係する法律、法規の規定に基づきこれを処罰する。

第二十五条 電信管理機関及びその他の関係主管部門並びにその職員が、職務を怠慢したり、職権を濫用したり、私利を図るため不正をしたり、インターネット情報サービスの監督管理を怠り重大な結果をもたらした場合にて、犯罪を構成する場合、法によって刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、直接担当した主管人員及びその他の直接責任者に対して、法によって降格、免職ないし除名の行政処分を課する。

第二十六条 本弁法の公布前よりインターネット情報サービスを提供している場合、本弁法の公布日より60 日以内に、本弁法の関係規定に基づき遡って関係手続を行わなければならない。

第二十七条 本弁法は公布日より施行する。

# 中華人民共和国権利侵害責任法

## 第一章 一般規定

第一条 民事主体の合法的な權益を守り、権利侵害の責任を明確にし、権利侵害行為を予防及び制裁、社会の調和の安定を促進するために、本法を制定する。

第二条 民事權益を侵害した場合、本法に照らし権利侵害責任を負わなければならない。  
本法に言う民事權益には、生命權、健康權、姓名權、名譽權、榮譽權、肖像權、プライバシー權、自主婚姻權、監護權、所有權、用益物權、担保物權、著作權、特許權、商標權、発見權、株式權、相続權など人身、財産の權益が含まれる。

第三条 被権利侵害者は権利侵害者が権利侵害責任を負うよう求める権利を有する。

第四条 権利侵害者が同一行為により行政責任、または刑事責任を負わなければならない場合、法に基づき権利侵害を負うことに影響しない。同一行為により、権利侵害責任と行政責任、刑事責任を負わなければならないが、権利侵害責任者の財産が支払いに不足する場合、先に権利侵害責任を負わなければならない。

第五条 その他法律で、権利侵害責任について別に特別な規定がある場合、その規定に従う。

## 第二章 責任構成と責任方法

第六条 行為者が過失により他人の民事權益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。  
法律の規定に基づき行為者に過失があると推定し、行為者が自分に過失がないと証明することができない場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第七条 行為者が他人の民事權益を侵害し、行為者に過失があるかどうかにかかわらず、法律で権利侵害責任を負わなければならないと規定する場合、その規定に従う。

第八条 二人以上が共同で権利侵害行為を行い、他人に損害をもたらした場合、連帯責任を負わなければならない。

第九条 他人の権利侵害行為の実施を教唆・幫助した場合、行為者との連帯責任を負わなければならない。  
民事行為無能力者、民事行為能力制限者の権利侵害行為実施を教唆・幫助した場合、権利侵害責任を負わなければならない。この民事行為能力のない者、民事行為能力を制限されている者の後見人が監護の責任を尽くしていない場合、相応の責任を負わなければならない。

第十条 二人以上が他人の人身、財産の安全を脅かす行為を行なった場合、そのうち一人、または数人の行為で他人に損害を与え、具体的な権利侵害者を確定することができる

場合、権利侵害者が責任を負わなければならない。具体的な権利侵害者を確定することができない場合、行為者が連帯責任を負う。

第十一条 二人以上がそれぞれ権利侵害行為を実施し同一の損害をもたらし、各者の権利侵害行為が全ての損害をもたらすに足る場合、行為者は連帯責任を負わなければならない。

第十二条 二人以上がそれぞれ権利侵害行為を実施し同一の損害をもたらし、責任の大きさを確定することができる場合、各自は相応の責任を負う。責任の大きさを確定することが難しい場合、平均して賠償責任を負う。

第十三条 法律で連帯責任を負うと規定する場合、被権利侵害者は連帯責任者の一部、または全員に責任を負うよう求める権利を有する。

第十四条 連帯責任者は各自の責任の大きに基づき相応の賠償金額を確定する。責任の大きを確定することが難しい場合、平均して賠償責任を負う。

自身の賠償金額を超過して支払った連帯責任者は、その他連帯責任者へ追徴賠償させる権利を有する。

第十五条 権利侵害責任を負う方法に主に含まれるもの。

- (一) 侵害の停止
- (二) 妨害の排除
- (三) 危険の除去
- (四) 財産の返却
- (五) 原状の復元
- (六) 損失の賠償
- (七) 謝罪とお詫び
- (八) 影響の除去、名誉回復

以上の権利侵害責任を負う方法は、単独で適用することができ、併用して適用することもできる。

第十六条 他人を侵害し人身の損害をもたらした場合、医療費、介護費、交通費などの治療と回復のために支払った合理的な費用、及び休業のために減少した収入を賠償しなければならない。障害をもたらした場合、更に障害者の生活補助器具費と後遺障害賠償金を賠償しなければならない。死亡させた場合、更に葬儀費用と死亡賠償金を支払わなければならない。

第十七条 同一の権利侵害行為により複数の者が死亡した場合、同等金額を死亡賠償金として確定することができる。

第十八条 被権利侵害者が死亡した場合、その親族が権利侵害者へ権利侵害責任を賠償するよう求める権利を有する。被権利侵害者が組織であり、この組織が分立、合併した場合、権利を相続する組織は権利侵害者に権利侵害の責任を負うよう求める権利を有する。

被権利侵害者が死亡した場合、被権利侵害者の医療費、葬儀費用など合理的な費用を支払った者は、権利侵害者へ費用の賠償を求める権利を有するが、但し、権利侵害者が既に当該費用を支払った場合はこの限りではない。

第十九条 他人の財産を侵害した場合、財産の損失は損失が生じた時の市場価格、またはその他の方法に基づき計算する。

第二十条 他人の人身の権益を侵害し財産の損失をもたらした場合、被権利侵害者がこれにより受けた損失に基づき賠償する。被権利侵害者の損失を確定することが難しく、権利侵害者がこれにより利益を得た場合、その得た利益に基づき賠償する。権利侵害者がこれにより得た利益を確定することが難しく、被権利侵害者と権利侵害者が賠償額の合意に達せず、人民法院へ訴訟を提起する場合、人民法院は実際の状況に基づき賠償額を確定する。

第二十一条 権利侵害が他人の人身、財産の安全を脅かした場合、被権利侵害者は権利侵害者へ侵害の停止、妨害の排除、危険の除去など権利侵害責任を負うよう求めることができる。

第二十二条 他人の人身の権益を侵害し、他人へ深刻な精神的損害をもたらした場合、被権利侵害者は精神的損害賠償を求めることができる。

第二十三条 他人の民事権益が侵害されることを防止、制止することにより自身が損害を受けた場合、権利侵害者が責任を負う。権利侵害者が逃亡した、または責任を負う能力がなく、被権利侵害者が補償を求めた場合、受益者は適切な補償を与えなければならない。

第二十四条 被害者と行為者が損害の発生に対して過失がない場合、実際の状況に基づき、双方が損失を負担することができる。

第二十五条 損害が発生後、当事者は賠償費用の支払方法を話しあうことができる。合意に達しなかった場合、賠償費用は一括で支払わなければならない。一括で支払うことが確かに困難な場合分割で支払うことができるが、但し相応の保証を提供しなければならない。

### 第三章 責任を負わない場合と責任を軽減する状況

第二十六条 被権利侵害者にも損害の発生について過失がある場合、権利侵害者の責任を軽減することができる。

第二十七条 損害が被害者の行為によりもたらされた場合、行為者は責任を負わない。

第二十八条 損害が第三者によりもたらされた場合、第三者が権利侵害の責任を負わなければならない。

第二十九条 不可抗力により他人に損害をもたらした場合、責任を負わない。法律に別に規定がある場合は、その規定に従う。

第三十条 正当防衛により損害をもたらした場合、責任を負わない。正当防衛が必要な限度を超え、あるべきではない損害をもたらした場合、正当防衛者は適切な責任を負わなければならない。

第三十一条 緊急避難により損害をもたらした場合、危険な状況を引起した者が責任を負う。危険が自然の原因により生じた場合、緊急避難者は責任を負わない、若しくは適切な補償を与える。緊急避難に講じた措置が不適切であった、または必要限度を超え、あるべきではない損害をもたらした場合、緊急避難者は適切な責任を負わなければならない。

#### 第四章 責任主体についての特殊規定

第三十二条 民事行為無能力者、民事行為能力制限者が他人に損害をもたらした場合、後見人が権利侵害責任を負う。後見人が後見責任を果たしている場合、その権利侵害責任を軽減することができる。

財産を有する民事行為無能力者、財産を有する民事行為能力制限者が他人に損害をもたらした場合、本人の財産の中から賠償費用を支払う。不足部分は後見人が賠償する。

第三十三条 完全な民事行為能力者が自分の行為に対し、一時的に意識がない、または自制を失い他人に損害をもたらすような過失があった場合、権利侵害責任を負わなければならない。過失がない場合、行為者の経済的状況により被害者に対して適切に賠償する。

完全な民事行為能力者が酒に酔う、麻酔薬や精神薬を濫用し自身の行為に対して一時的に意識がない、若しくは自制を失い他人に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第三十四条 雇用単位の要員が業務を執行することにより他人に損害をもたらした場合、雇用単位が権利侵害責任を負う。

労務派遣期間に、被派遣要員が業務を執行することにより他人に損害を与えた場合、労務派遣を受け入れた雇用単位が権利侵害責任を負う。労務派遣単位に過失がある場合、相応の追加責任を負う。

第三十五条 個人間で労務関係を形成し、労務を提供する側が労務により他人に損害をもたらした場合、労務を受入れた側が権利侵害責任を負う。労務を提供した側が労務により自身が損害を受けた場合、双方の各自の過失により相応の責任を負う。

第三十六条 ネットワークのユーザー、ネットワークサービスの提供者がネットワークを利用し他人の民事上の権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。

ネットワークユーザーがネットワークサービスを利用し権利侵害行為を行なった場合、被権利侵害者はリンクを削除、ブロック、隔離するなど必要な措置を講じるこ

とをネットワークサービス提供者へ通知する権利を有する。ネットワークサービス提供者が通知を受けた後、速やかに必要な措置を講じなかった場合、損害の拡大した部分に対して、このネットワークユーザーと連帯責任を負う。

ネットワークサービス提供者が、ネットワークサービスユーザーがそのネットワークサービスを利用し他人の民事上の権益を侵害していることを知りながら、必要な措置を講じなかった場合、このネットワークサービスユーザーと連帯責任を負う。

第三十七条 ホテル、デパート、銀行、駅、娯楽場所など公共の場所の管理者、または集団的活動の組織者が安全保障義務を果たさず、他人に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第三者の行為により他人に損害をもたらした場合、第三者が権利侵害責任を負う。管理者、または組織者が安全保障義務を果たさなかった場合、相応の追加責任を負う。

第三十八条 民事行為無能力者が幼稚園、学校、またはその他の教育機関で学習、生活する期間に人身の損害を受けた場合、幼稚園、学校、またはその他の教育機関は相応の責任を負わなければならない。但し教育、管理の職責を果たしたと証明できる場合、責任を負わない。

第三十九条 民事行為能力制限者が学校、またはその他の教育機関で学習、生活する期間に人身の損害を受け、学校、またはその他教育機関が教育、管理の職責を果たしていなかった場合、相応の責任を負わなければならない。

第四十条 民事行為無能力者、または民事行為能力制限者が幼稚園、学校、またはその他の教育機関で学習、生活する期間に、幼稚園、学校、またはその他の教育機関以外の人員から人身の損害を受けた場合、権利侵害者が権利侵害責任を負う。幼稚園、学校、またはその他の教育機関が管理の職責を果たさなかった場合、相応の追加責任を負う。

## 第五章 製品責任

第四十一条 製品に欠陥があり他人に損害をもたらした場合、生産者は権利侵害責任を負わなければならない。

第四十二条 販売者の過失で製品に欠陥を生じさせ、他人に損害をもたらした場合、販売者が権利侵害責任を負わなければならない。

販売者が欠陥製品の生産者を明らかに示すことができず、欠陥製品の供給者も明らかに示すことができない場合、販売者が権利侵害責任を負わなければならない。

第四十三条 製品に欠陥があることにより損害をもたらした場合、被権利侵害者は製品の生産者に賠償を求めることができ、製品の販売者に賠償を求めることもできる。

製品の欠陥が生産者によりもたらされた場合、販売者は賠償後、生産者に事後賠償を求める権利を有する。

販売者の過失により製品に欠陥が生じた場合、生産者は賠償後、販売者に事後賠償を求める権利を有する。

第四十四条 輸送者、倉庫保管者など第三者の過失により製品に欠陥が生じ、他人に損害をもたらした場合、製品の生産者、販売者は賠償後、第三者へ賠償の返還を求める権利を有する。

第四十五条 製品の欠陥が他人の人身、財産の安全を脅かした場合、被権利侵害者は生産者、販売者へ危険の排除、除去など権利侵害責任を負うよう求める権利を有する。

第四十六条 製品を流通後、欠陥の存在が見つかった場合、生産者、販売者は速やかに警告やリコールなど救済措置を講じなければならない。速やかに救済措置を講じることができない、または救済措置が及ばず損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第四十七条 製品に欠陥があることを明らかに知っていながら、生産、販売し、他人を死亡させた、または健康に深刻な損害をもたらした場合、被権利侵害者は相応の処罰的賠償を求める権利を有する。

## 第六章 自動車交通事故責任

第四十八条 自動車に交通事故が生じ、損害をもたらした場合、道路交通安全法の関連規定に照らし、賠償責任を負う。

第四十九条 賃借、借用などの状況により自動車の所有者と使用者が同一人物でない時、交通事故が発生後に当該自動車の一方の責任に該当する場合、保険会社の自動車強制保険責任の限度額範囲内により賠償する。不足部分は、自動車使用者が賠償責任を負う。自動車所有者が損害の発生について過失がある場合、相応の賠償責任を負う。

第五十条 当事者間で既に売買の方法で自動車を譲渡し、引渡したものの、所有権の譲渡登録が行われていない場合、交通事故の発生後に当該自動車の一方の責任に該当する場合、保険会社の自動車強制保険責任限度額範囲内により賠償する。不足部分は譲受人が賠償責任を負う。

第五十一条 売買などの方法で組み立てた、または既に廃車基準に達した自動車を譲渡し、交通事故が生じ損害をもたらした場合、譲渡人と譲受人が連帯責任を負う。

第五十二条 窃盗、強奪、または奪取された自動車に交通事故が生じ損害をもたらした場合、窃盗者、強奪者、または奪取者が賠償責任を負わなければならない。保険会社が自動車強制保険責任限度額範囲内で緊急措置費用を立て替えた場合、交通事故責任者へ賠償の返還を求める権利を有する。

第五十三条 自動車の運転者が交通事故発生後、逃亡し、当該自動車が強制保険に加入している場合、保険会社が自動車強制保険責任限度額の範囲内で賠償する。自動車が不明、または当該自動車が強制保険に加入しておらず、被権利侵害者の人身死傷緊急救済費用、葬儀費用を支払う必要がある場合、道路交通事故社会救助基金が立て替えて支払う。道路交通事故社会救助基金が立替後、その管理機関は交通事故責任者へ賠償



の返還を求める権利を有する。

## 第七章 医療損害責任

第五十四条 患者が診療活動中に損害を受け、医療機関及びその医療人員に過失があった場合、医療機関が賠償責任を負う。

第五十五条 医療人員は診療活動中、患者へ病状及び医療措置を説明しなければならない。手術、特殊検査、特殊治療の実施が必要な場合、医療人員は速やかに、医療リスク、代替医療案などの状況を説明しなければならない、且つその書面による同意を得なければならない。患者へ説明すべきではない場合、患者の親族へ説明し、且つその書面による同意を得なければならない。

医療人員が前項の義務を果たさず、患者に損害をもたらした場合、医療機関が賠償責任を負わなければならない。

第五十六条 生命の危機に瀕する患者の緊急手当てなどの緊急状況により、患者、またはその親族の意見を得ることができない場合、医療機関の責任者、また医療機関が授権した責任者の許可を得て、速やかに相応の医療措置を実施することができる。

第五十七条 医療人員が診療活動中に当時の医療水準に相応する診療義務を果たさず、患者に損害をもたらした場合、医療機関は賠償責任を負わなければならない。

第五十八条 患者に損害があり、次の状況のひとつによるものである場合、医療機関の過失があったと推定する。

- (一) 法律、行政法規、規則及び診療規範に関連するその他規定に違反した場合。
- (二) 係争に関連するカルテの資料を隠匿した、または提供を拒絶した場合。
- (三) カルテの資料を偽造、改竄または破棄した場合。

第五十九条 薬品、消毒薬、医療器械の欠陥、または不合格の輸血により患者に損害をもたらした場合、患者は生産者、または血液の提供機関へ賠償を求めることができ、医療機関にも賠償を求めることができる。患者が医療機関へ賠償を求めた場合、医療機関は賠償後、責任を負う生産者、または血液の提供機関へ賠償の返還を求める権利を有する。

第六十条 患者に損害があり、次の状況のひとつによるものである場合、医療機関は賠償責任を負わない。

- (一) 患者、またはその親族が診療規範に合致する医療機関の診療の実施に協力しなかった場合。
- (二) 医療人員が生命の危機に瀕する患者の緊急手当てなどの緊急状況下で、合理的な診療義務を果たした場合。
- (三) 当時の医療水準で診療するのに限界がある場合。

前項の第一号の状況において、医療機関及びその医療人員に過失があった場合、相応の賠償責任を負わなければならない。

第六十一条 医療機関及びその医療人員は規定に照らし、入院記録、医師の指示書、検査報告、手術及び麻酔記録、病理資料、看護記録、医療費などカルテの資料に記入し、且つ適切に保管しなければならない。

患者が前項に定めるカルテの資料の閲覧やコピーを求める場合、医療機関は提供しなければならない。

第六十二条 医療機関及びその医療人員は患者のプライバシーの秘密を守らなければならない。患者のプライバシーを漏洩する、または患者の同意を得ずにそのカルテの資料を公開し、患者に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第六十三条 医療機関及びその医療人員は診断規範に違反し不要な検査を行ってはならない。

第六十四条 医療機関及びその医療人員の合法的な権益は法律の保護を受ける。医療秩序や、医療人員の業務、生活を妨害した場合、法に基づき法的責任を負わなければならない。

## 第八章 環境汚染責任

第六十五条 環境汚染により損害をもたらした場合、汚染者は権利侵害責任を負わなければならない。

第六十六条 環境汚染により生じた係争の場合、汚染者は、法律に定める責任を負わない状況、または責任を軽減する状況及びその行為と損害との間に因果関係が存在しないことについて証拠を提示する責任を負わなければならない。

第六十七条 2者以上の汚染者による環境汚染で、汚染者が責任の大小で責任を負う場合、汚染の種類、排出量などの要素に基づき確定する。

第六十八条 第三者の過失による環境汚染で損害をもたらした場合、被権利侵害者は汚染者に賠償を求めることができ、第三者へ賠償を求めることもできる。汚染者は賠償後、第三者へ事後賠償の権利を有する。

## 第九章 高度危険責任

第六十九条 高度危険作業の従事により他人に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第七十条 民用の核施設で核事故が生じ、他人に損害をもたらした場合、民用核施設の経営者が権利侵害責任を負わなければならないが、損害が戦争などの状況、または被害者が故意にもたらしたと証明することができる場合は、責任を負わない。

第七十一条 民用航空機で他人に損害を与えた場合、民用航空機の経営者が権利侵害責任を負わなければならないが、損害が、被害者が故意にもたらしたと証明することがで

きる場合は、責任を負わない。

第七十二条 可燃物、爆発しやすい物品、猛毒、放射性の高い危険物を占有、または使用し、他人に損害をもたらした場合、占有者、または使用者が権利侵害責任を負わなければならないが、損害が被害者の故意による、または不可抗力によりもたらされたと証明することができる場合は、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について重大な過失がある場合、占有者、または使用者の責任を軽減することができる。

第七十三条 高所、高圧、地下の掘削活動への従事、または高速軌道輸送具の使用により他人に損害をもたらした場合、経営者が権利侵害責任を負わなければならないが、損害が被害者の故意による、または不可抗力によりもたらされたと証明することができる場合、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生に対して過失があった場合、経営者の責任を軽減することができる。

第七十四条 高度危険物の遺失、放棄で他人に損害をもたらした場合、所有者が権利侵害責任を負う。所有者が高度危険物を他人の管理下に引渡した場合、管理者が権利侵害責任を負う。所有者に過失がある場合、管理者と連帯責任を負う。

第七十五条 違法に高度危険物を占有し他人に損害をもたらした場合、違法占有者が権利侵害責任を負う。所有者、管理者が他人の違法な占有の防止について深く注意する義務を果たしたと証明することができない場合、違法な占有者と連帯責任を負わなければならない。

第七十六条 高度危険活動区域、または高度危険物保管区域に許可を得ずに立ち入り、損害を受け、管理者は安全措置を講じ、且つ警告義務を果たしている場合、責任を軽減、または負わなくてもよい。

第七十七条 高度危険責任を負い、法律で賠償限度額を規定している場合、その規定に従う。

## 第十章 飼育動物による損害責任

第七十八条 飼育動物により他人に損害をもたらした場合、動物の飼育者、または管理者が権利侵害責任を負わなければならないが、損害が被権利侵害者の故意による、または重大な過失によりもたらされたと証明することができる場合、責任を負わなくてもよい、または責任を軽減することができる。

第七十九条 管理規定に違反し、動物に対して安全措置を講じずに他人に損害をもたらした場合、動物の飼育者、または管理者が権利侵害責任を負わなければならない。

第八十条 飼育を禁止する猛犬など危険動物により他人に損害をもたらした場合、動物の飼育者、または管理者が権利侵害責任を負わなければならない。

第八十一条 動物園の動物が他人に損害をもたらした場合、動物園は権利侵害責任を負わ

なければならないが、管理の職責を果たしたと証明できる場合は、責任を負わない。

第八十二条 遺棄、逃避した動物が遺棄、逃避期間に他人に損害をもたらした場合、元の動物の飼育者、または管理者が権利侵害責任を負う。

第八十三条 第三者の過失により動物が他人に損害をもたらすに至った場合、被権利侵害者は動物の飼育者、または管理者へ賠償を求めることができ、第三者へも賠償を求めることができる。動物の飼育者、または管理者は賠償後、第三者に賠償の返還を求める権利を有する。

第八十四条 動物の飼育は法律を遵守しなければならない、社会公德を尊重し、他人の生活を妨害してはならない。

## 第十一章 物件損害責任

第八十五条 建築物、構築物、またはその他施設及び放置物、掛け物に脱落、墜落が生じ、他人に損害をもたらし、所有者、管理者、または使用者は自身に過失がないと証明することができない場合、権利侵害責任を負わなければならない。所有者、管理者、または使用者は賠償後、その他の責任者がいる場合、その他の責任者へ賠償の返還を求める権利を有する。

第八十六条 建築物、構築物、またはその他施設の倒壊で他人に損害をもたらした場合、建築主と施工会社が連帯で責任を負う。建築主、施工会社は賠償後、その他の責任者がある場合、その他の責任者へ賠償の返還を求める権利を有する。

その他責任者の原因により、建築物、構築物、またはその他施設が倒壊し、他人に損害をもたらした場合、その他の責任者が権利侵害責任を負う。

第八十七条 建築物の中から物品を投下し、または建築物の上から物品を落下させ、他人に損害をもたらし、具体的な権利侵害者を確定することが難しい場合、自身が権利侵害者ではないと証明することができる場合を除き、危害を与えた可能性のある建築物の使用者が補償する。

第八十八条 堆積物の倒壊により他人に損害をもたらし、堆積者が自身に過失がないと証明することができない場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第八十九条 公共道路に通行を妨げる物品を放置、投下、散乱させ、他人に損害を与えた場合、関係単位または個人が権利侵害責任を負わなければならない。

第九十条 林の伐採で他人に損害を与え、林の所有者、または管理者は自身に過失がないことを証明することができない場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第九十一条 公共の場所、または道路上に地下施設の掘削、修繕据付などを行い、はっきりとした標識や安全措置を設置せずに他人に損害を与えた場合、施工者が権利侵害責任を負わなければならない。

マンホールなど地下施設により他人に損害を与え、管理者は管理の職責を果たしたと証明することができない場合、権利侵害責任を負わなければならない。

## 第十二章 附 則

第九十二条 本法は2010年7月1日から施行する。

## 第一章 総則

第一条 インターネット商品取引及び関連サービス行為を規範化し、インターネット取引プラットフォーム事業者が積極的にその社会責任を履行することを促し、消費者および事業者の合法的な権益を保護し、インターネット経済の持続的かつ健全な発展を促進するため、『消費者利益保護法』、『製品品質法』、『不正競争防止法』、『契約法』、『商標法』、『広告法』、『権利侵害責任法』、『インターネット取引管理弁法』等の法律法規と法令に基づき本規則を制定する。

第二条 インターネット取引プラットフォーム(第三者取引プラットフォーム)とは、インターネット取引の中で、取引当事者または数者のためにウェブサイト、仮想経営場所、取引規則、取引の斡旋、関連情報の提供することで、取引当事者または数者が独立した取引を展開するための情報通信システムのことを指す。

インターネット取引プラットフォームの事業者(第三者取引プラットフォームの事業者)とは、インターネット取引プラットフォームを運営し、取引当事者または数者にサービスを提供する企業法人のことを指す。

インターネット取引プラットフォーム内事業者(以下プラットフォーム内事業者という)とは、インターネット取引プラットフォーム内にて商品のオンライン取引に従事し、関連サービスを提供する法人、他の経済組織、個人事業者および自然人のことを指す。

第三条 本文にて言及した社会責任とは、インターネット取引プラットフォーム事業者がその経済活動の中で、プラットフォーム内事業者、消費者、企業従業員、政府および社会などの利益関係者に対して背負うべき責任および義務のことである。法律上の社会的責任、経済活動における社会的責任および道徳についての社会的責任を含む。

第四条 インターネット取引プラットフォーム事業者の社会的責任履行とは、消費者の利益保護を第一に、各方面に配慮した事業計画を立案・実行し、法に基づいた事業活動を行うことで他の事業者の手本になることである。また、顧客第一主義を徹底し、資源を節約し、環境を守るとともに、従業員の利益を守り、公益に資する事業をすすめることで他の事業者の指針になることである。

第五条 インターネット取引プラットフォーム事業者は法に基づいた事業を推進することで、その社会責任の履行を貫徹すべきである。また、社会および商業道徳を守り、政府関連部門および消費者の監督を受けなければならない。

第六条 インターネット取引プラットフォーム事業者はネットワークの経済発展促進とともに、社会的責任の履行を貫徹しなければならない。また、社会的責任の履行が現代企業制度の構築およびネットワークの経済的発展に必要であることを認識し、イノベーションに尽力し、ネットワーク経済の持続的発展のため、積極的に貢献しなければならない。

第七条 インターネット取引プラットフォーム事業者は調和のとれた社会（和諧社会）の構築を通して社会的責任を履行すべきである。また、消費者トラブルの適切な解決、プラットフォーム内事業者および消費者の利益保護を事業の重点課題として、社会の信頼とサポートを勝ち取り、企業と消費者、また企業と社会との調和のとれた発展を実現しなければならない。

## 第二章 社会責任履行の主な内容

第八条 事業者はインターネット取引プラットフォームを設立する際、『中華人民共和国電子署名法』、『中華人民共和国電信条例』、『インターネット情報サービス管理弁法』、『インターネット取引管理弁法』などの法律法規および規則に従わなければならない。

第九条 インターネット取引プラットフォーム経営者は自らが運営するサイトのホームページの目立つ場所に営業許可証情報、または電子リンクロゴマークを公開しなければならない。

第十条 オンライン取引サイトの正常な運営を保障し、安全な取引環境およびサービスを提供し、良好な取引秩序を守るため、インターネット取引プラットフォーム経営者は必要な技術手段および管理方法を使用しなければならない。

第十一条 インターネット取引プラットフォーム経営者は健全な取引規則、取引安全保障、消費者利益の保護、不良情報処理の管理制度を作成しなければならない。各管理制度はプラットフォーム内の事業者および消費者にわかるよう公開し、閲覧および保存の便宜を図らなければならない。

第十二条 インターネット取引プラットフォーム事業者は契約の締結及び履行の際、関連法律法規および規則に従わなければならない。社会道徳を尊重し、経済秩序を妨害及び、社会の利益を損なってはならない。

インターネット取引プラットフォーム経営者は他人と契約を締結する際には、自身の商業利益と発展戦略を考えるだけでなく、社会的責任を配慮し、公平透明と平等協定の原則に従って規則を制定し、多元化社会的主体の参与を合理的に導入し、各利益主体の訴求も十分に考えなければならない。

第十三条 インターネット取引プラットフォーム経営者はプラットフォーム内の事業者とサービス契約を結び、契約の中で、双方の権利および義務、違約責任、争議解決方法、プラットフォームの進出許可および退出、商品品質の安全保証、消費者利益の保護、不良情報の処理に関する事項を明確に記載しなければならない。

インターネット取引プラットフォーム経営者は消費者とサービス契約を結び、契約の中で、双方の権利および義務、違約責任、争議解決方法、個人情報の保護、取引の安全保障について、明確に記載しなければならない。

インターネット取引プラットフォーム経営者は約款、通知、声明、及び公告などの方法を用い、相対人権利の制限及び排除、自身の責任の軽減及び免除、相対人責任の加重などの不公平、不合理な規定を作ってはならない。約款を利用し、技術的手段を使って強制的に取引を行ってはならない。

第十四条 インターネット取引プラットフォーム経営者はインターネット取引プラットフォーム内で運営者に対し、審査および登記を行わなければならない。登記情報は文書として保存し、定期的に確認および更新しなければならない。書類の記載情報は真実で網羅的でなければならない。インターネット取引プラットフォーム内事業者に関する情報は各事業者のプラットフォームアカウント取消し後、最低2年間保存しなければならない。

インターネット取引プラットフォーム経営者は法人、他の経済組織また、個人経営者に対し、それぞれが事業活動を行うウェブサイトの目立つ場所に営業許可証情報または電子リンクロゴマークを公開しなければならない。自然人に対し、経営活動を行うためのウェブページの目立つ場所に個人身分情報が真実であることを示すためのロゴマークを公開すると同時に、経営住所、電話番号およびメールアドレスなどの有効な連絡先を表記すべきである。

第十五条 インターネット取引プラットフォーム経営者はプラットフォーム内事業者および消費者に関連する情報を収集または使用する際、合法、正当、必要の原則に従わなければならない。情報の収集および使用の目的、方式また範囲を明示し、収集された側の同意を得なければならない。経営者は関連情報を収集、使用する際、収集、使用に関する規則を公開し、法律の規定、および双方の契約に反して情報の収集また使用してはならない。

インターネット取引プラットフォーム経営者およびその従業員は収集された関連情報の機密を守り、情報の漏洩、売買、および違法に他人への提供等のことをしてはならない。経営者は技術的手段及び他の必要な措置を使用して、情報の安全を確保し、漏洩および紛失を防止しなければならない。情報の漏洩または紛失が発生した場合、または発生する可能性がある場合は、直ちに救済措置をとらなければならない。

プラットフォーム外の経営者から自発的な申請および承認なしでは、インターネット取引プラットフォーム経営者がプラットフォーム内の経営者として、もしくはプラットフォーム内の経営者名義にて関連情報を発表してはいけない。プラットフォーム経営者は消費者の同意または要求なしに、また消費者が明確に拒否した場合には、商業用情報を送信してはならない。

第十六条 インターネット取引プラットフォーム事業者は適切な方法で、『消費者権益保護法』、『製品品質法』、『不正競争防止法』、『契約法』、『商標法』、『広告法』、『権利侵害責任法』、『インターネット取引管理弁法』などの法律法規および規則を厳格に守るよう、プラットフォーム内事業者に要求しなければならない。

第十七条 インターネット取引プラットフォーム経営者は情報の監査および不良情報の処理制度を設けなければならない。経営者が法律および規則に違反した行為を発見した場合、関連部門へ報告し、早急に制止するように対処しなければならない。必要な場合、インターネット取引プラットフォームでの取引サービスの提供を停止することができる。同時に、プラットフォーム経営者は違法行為の調査および摘発につき、積極的に監督部門と協力しなければならない。

インターネット取引プラットフォーム経営者は技術的な手段を用い、知的財産権侵害および模倣品の製造販売などの違法情報を遮るべきであり、潜在的なリスクを適宜



調査し、違法及び規則違反行為を処理し、その兆候を発見した場合、直ちに報告しなければならない。

第十八条 プラットフォーム内の事業者が商標権侵害などの権利侵害を行い、被侵害側からインターネット取引プラットフォーム経営者にリンクの削除、シールド、切断するなどの必要な措置の実施が求められたにもかかわらず、インターネット取引プラットフォーム経営者が同通知受領後も必要な措置を実施しなかった場合、拡大した損害部分についてプラットフォーム経営者はプラットフォーム内事業者と連帯責任を負う。

インターネット取引プラットフォーム経営者はプラットフォーム内事業者がプラットフォームを利用して消費者及び他の経営者の合法的な権利を侵害していることを知っているにもかかわらず、もしくは知るべきである場合でも、必要な措置を取っていない場合、法に基づき、プラットフォーム内事業者と連帯責任を負わなければならない。

第十九条 インターネット取引プラットフォーム事業者は消費者トラブルの解決及び消費者利益保護のための制度を設立しなければならない。消費者がプラットフォーム内で商品を購入しサービスを受ける際に消費トラブルが発生した場合、または合法的な権益が損なわれることがあった場合に、消費者からプラットフォーム事業者に仲裁が要求された時には、プラットフォーム事業者は仲裁しなければならない。消費者がクレーム、訴訟、仲裁または他の方法でトラブルを解決しようとした場合、プラットフォーム事業者はそれに協力しなければならない。

消費者の合法的な権益が損なわれる事態が発生した場合、インターネット取引プラットフォーム事業者はプラットフォーム内事業者の真実の名前、住所および有効な連絡方法を提供しなければならない。提供できない場合、消費者はプラットフォーム事業者に賠償請求が可能である。インターネット取引プラットフォーム事業者は弁償後、プラットフォーム内事業者へ補償請求する権限がある。

第二十条 インターネット取引プラットフォーム経営者はオンライン取引記録および資料の完全性また安全性を確保し、原始データの真実性を保障しなければならない。オンライン取引記録は取引終了日から最低二年間は保存しなければならない。

第二十一条 インターネットプラットフォーム事業者は事業活動の際、『不正競争防止法』、『インターネット取引管理弁法』などの法律法規および規則に従わなければならない。虚偽の宣伝、商業秘密の侵害、競争相手の商業的信用を損なってはならない。また、インターネットの技術手段またはキャリアーなどの方法を用い、著名ウェブサイトのドメイン名、名称、標識を無断で使用し、本物であるように見せかけることで、他人の著名サイトと混同させてはならない。政府部門または社会団体の電子署名標識を許諾なく、使用または偽造してはならない。

第二十二条 団体購入サイト事業者はオンライン取引プラットフォームサービスの提供者として、偽りのオファーを防止するため、団体購入商品の品質を保障すべきであり、商品在庫数、運送時間、物流システム及びサービス細則などの主要事項を監査しなければならない。

第二十三条 インターネット取引プラットフォーム経営者による賠償金の先払い制度設立を奨励する。消費者トラブル発生時、消費者とプラットフォーム内事業者との協議がうまくいかなかった場合、インターネット取引プラットフォーム経営者が賠償金を先払いし、消費者が安心して取引できるようにすることを目的とする。

インターネット取引プラットフォーム経営者がプラットフォーム内事業者に関する信用評価を実施方法とすることを奨励する。公平、公正に信用情報を収集、評価、公示し、業界の自律システムを改善して、誠実な経営を促進するためである。

インターネット取引プラットフォーム経営者が健全な消費者利益保護制度の設立及び、消費者トラブルの処理状況、消費者権益保護に関する措置、プラットフォーム内事業者を管理するための関連措置の強化などを定期的に明らかにすることを奨励する。

第二十四条 インターネット取引プラットフォーム経営者がオンライン取引サービスの提供を中止することを予定している場合、少なくとも3ヶ月前に取引サイトホームページの目立つ場所にその旨公示し、関連事業者および消費者に通知し、関連事業者および消費者の合法的な権益を保障するため、必要な措置をとらなければならない。

第二十五条 インターネット取引プラットフォーム事業者は新技術開発システムの構築及び改善を行わなければならない、研究開発に注力し、自己革新能力を向上させ、製品品質及びサービスレベルを向上させ、電子取引産業の健全な発展を推進する。

第二十六条 インターネット取引プラットフォーム事業者は知的財産権に関する意識を高め、知的財産権戦略を実施し、技術革新と知的財産の好循環を実現させる。

第二十七条 インターネット取引プラットフォーム事業者は労働に応じた分配、同一労働同一賃金の原則に従い、奨励制度を構築し、従業員の権益を保証しなければならない。

第二十八条 インターネット取引プラットフォーム事業者は持続可能な発展戦略を進めなければならない、環境及び生態保護を重要視し、資源を合理的に利用・開発し、技術及び管理革新を通して資源の利用率を上げなければならない。

第二十九条 インターネット取引プラットフォーム事業者は積極的に社会公益事業及び団地建設に参加しなければならない、従業員のボランティア活動を支援しなければならない。また、慈善・寄付活動などの社会公益事業へ参与し、教育、文化、衛生などの公共福祉事業へ支持しなければならない。

### 第三章 社会責任を履行するための保障措置

第三十条 インターネット取引プラットフォーム事業者は仕事の規制改善に注力しなければならない、社会的責任の履行を企業の事業戦略に融合させ、社会的責任の履行を毎年の事業計画に折り込み、企業の社会的責任の履行を日常の事業活動との有機的な結合に努力しなければならない。

第三十一条 インターネット取引プラットフォーム事業者は宣伝および教育研修を強化

しなければならず、従業員に対する関連法律法規教育を普及し、従業員の法律意識および社会的責任への意識を向上させ、社会的責任を履行する企業価値観及び企業文化の形成に努力しなければならない。

第三十二条 インターネット取引プラットフォーム事業者は企業の社会的責任履行指標統計及び審査体系を設立・改善しなければならず、メディア、消費者、事業者、政府及び社会による監督監察を積極的に受け、関連意見または提案をタイムリーに吸収・対応し、絶えず仕事を改善すべきである。

第三十三条 インターネット取引プラットフォーム経営者はその社会的責任の遂行に関する報告を定期的に行わなければならない、企業が社会責任を履行するための措置、効果、今後の計画などについて公表し、良好な業界雰囲気而努力して作り出すことが必要である。

#### 第四章 附則

第三十四条 国家工商行政管理総局の責任によりこの指針の解釈が行なわれる。

第三十五条 本指針は発行日から実施される。

各省・自治区・直轄市高级人民法院、人民検察院、公安厅・局、新疆ウイグル自治区高级人民法院生産建設兵団分院、新疆生産建設兵団人民検察院・公安局：

近年以来、公安機関、人民検察院と人民裁判所はインターネット関連犯罪案件を取り締まる際に、発見した新規状況・新規問題等を解決し、法律によりインターネット犯罪を懲罰するために、「中華人民共和国刑法」、「中華人民共和国刑事訴訟法」及び関連司法解釈の規定に基づき、捜査、起訴、審判実践を結び付け、インターネット関連犯罪案件を取り締まる際の刑事訴訟手続き適用に関して以下の意見を提出する。

## 一．インターネット犯罪案件に関する範囲

1．本意見が言及したインターネット犯罪案件は以下の内容を含む。

- (1) コンピュータ情報システム安全を脅かす犯罪案件
- (2) コンピュータ情報システム安全を脅かすによって実施された盗用、詐欺、強要等の犯罪案件
- (3) インターネットで情報を公布すること。或いは、主に犯罪活動を行うサイトと通信グループを設立すること。特定せず多くの人を組織・教唆・協力して実施した犯罪案件
- (4) インターネットで主な犯罪行為を実施した他の案件

## 二．インターネット犯罪案件に関する管轄

2．インターネット犯罪案件は犯罪地の公安機関によって調査される。必要な場合、犯罪容疑者所在地の公安機関によって調査される。

インターネット犯罪案件の犯罪地は犯罪行為の実施のサイトサーバ所在地、ネット繋がり地、サイト設立地、管理者の所在地、侵害されたコンピュータ情報システムまたは管理者の所在地、犯罪容疑者と被害者が使用したコンピュータ情報システムの所在地、被害者が侵害された所在地及び、被害者の財産損失の所在地等を含める。

複数の環節に関わるインターネット犯罪案件の場合また、犯罪容疑者がネット犯罪を手伝う場合、同犯罪地或いは、容疑者所在地の公安機関が調査できる。

3．複数の犯罪地があるネット犯罪案件は最初から受理した公安機関また、主な犯罪地の公安機関によって調査される。争議がある場合、犯罪事実の判明と訴訟に役立つ原則に基づき、共同上級公安機関が指定した関連公安機関によって調査される。逮捕許可の申請、審査起訴の移送及び告訴の場合、同公安機関所在地の人民検察院と人民裁判所によって受理される。

4．以下の状況の一つがある場合、関連公安機関は職責の範囲に同案件を合弁し、調査できる。逮捕許可の申請、審査起訴の移送及び告訴の場合、同公安機関所在地の人民検察院と人民裁判所によって受理される。

- (1) 一人が複数の罪を犯すこと
- (2) 共同犯罪のこと

(3) 共同犯罪の犯罪容疑者と被告者がまだ他の罪を犯すこと

(4) 複数の犯罪容疑者と被告者の実施した犯罪は関連がある場合、案件の合弁・処理は案件事実の判明に役立つこと

5. ネット取引、技術サポート、資金支払い決済等の関係からなっている多層のチェーン、異区域のネット犯罪案件に対し、犯罪事実の判明と訴訟に役立つ原則に基づき、共同上級公安機関の指定した関連公安機関は同案件を合弁・調査する。逮捕許可の申請、審査起訴の移送及び告訴の場合、同公安機関所在地の人民検察院と人民裁判所によって受理される。

6. 特殊な場合、異地域の公安機関の調査はより犯罪事実の判明に役立ち、案件処理公正性を保証できる他の省(自治区・直轄市)の重大なネット犯罪案件を、公安部最高人民検察院と最高人民裁判所が指定管轄できる。

7. 公安機関から移送してきた審査起訴のネット犯罪案件に対し、他の公安機関が犯罪容疑者の他の犯罪を調査することを発見したら、人民検察院は同移送機関を知らせなければならない。

人民裁判所は案件を受理した後、他の公安機関が被告者の他の犯罪を調査することを発見したら、人民検察院に補充調査を提案できる。

審査で人民検察院は補充調査の必要があると思うなら、同移送機関を知らせなければならない。

人民検察院の許可を得て、案件の具体的な状況により、関連公安機関は犯罪容疑者の他の犯罪に対し、合弁調査できる。

8. 速やかに判決を下すために、延滞拘留を避けるために、人民検察院は公安機関が申請した逮捕許可、移送した審査起訴のネット犯罪案件に対し、第一審人民裁判所は既に受理したネット犯罪案件に対し、審査で管轄権利のない場合、法律により共同上級人民検察院と人民裁判所の指定機関によって管轄される。

9. 犯罪容疑者の部分が逃亡中だが、逮捕された共同犯罪容疑者と被告者の犯罪事実認定を影響しないネット犯罪案件であれば、法律により逮捕された共同犯罪容疑者と被告者の刑事責任を予め追及できる。逃亡中の共同犯罪容疑者と被告者を逮捕した後、元公安機関、人民検察院、人民裁判所が関連案件を管轄できる。

### 三. ネット犯罪案件に関する初調査

10. 受理した案件また、犯罪手がかりのある案件に対し、審査の際には案件の真実と手がかりが不明なので、調査で犯罪追訴の標準に達するかどうかを確認できる場合、執行部門の担当者の許可を得てこそ、初調査を行うことができる。

初調査のうちに、尋問、検索、検査、鑑定、証拠材料の調べ等の初調査対象に人身、財産権利を制限しない措置を取ることができるが、初調査対象に強制的な措置、差し押さえ、資金の凍結等を実行してはならない。

### 四. ネット犯罪案件に関する異地域で証拠収集

11. 公安機関は異地域で証拠収集する場合、案件合作書と関連法律文書及び証拠をテレックスでまた、公安機関情報化システムで合作地の公安機関に送ることができる。合作地の公安機関が確認した後、送ってくれた資料に公章を押したら、代行調査と証拠収集できる。

12. 異地域の証人、被害者及び案件関連犯罪容疑者を尋問する場合、受理地の公安機関がモニターなどで尋問し、調書を作ることができる。

モニターで尋問する場合、合作地の公安機関が被尋問者の身元を確認しておきなければならない。受理地の公安機関は尋問調書を合作地の公安に送るべきである。被尋問者は調書を確認し、ページごとに署名し、拇印を押した後、合作地の関連者によってサインまた、押印され、原本を受理機関に送付する。尋問者が同調書を受けた後、最初ページの右上に「年月日」を明記し、サインまた、押印しなければならない。

モニターで尋問する場合、過程に対する録音・ビデオを行い、案件につれて移送しなければならない。

異地域証人、被害者及び案件関連犯罪容疑者は自分で証言、供述を書く場合、本条の第二条規程に照らし、執行する。

## 五. 電子データに関する証拠収集と審査

13. 電子データ収集・抽出する場合、関連専門知識を備える二名以上の調査員によって行われるべきである。証拠収集の設備と過程が関連技術標準に敵い、収集した電子データの完備性、客観性を保証しなければならない。

14. 電子データ収集・抽出する際には、原始メモリーを入手できたら、保存して調書を作り、同封印状態を記録し、調査員と持ち主がサインまた、押印しなければならない。持ち主が署名できない場合、あるいはサインを断る場合、調書で明記し、目撃者がサインまた、押印すべきである。条件がよい場合、調査員が関連活動に対するビデオを行わなければならない。

15. 以下の状況の一つがある場合、原始メモリーを入手できないが、電子データを抽出できる場合、調書でその原因と保存地を明記し、調査員と電子データ持ち主、提供者がサインまた、押印しなければならない。電子データ持ち主、提供者が署名できない場合、あるいはサインを断る場合、調書で明記し、目撃者がサインまた、押印すべきである。条件がよい場合、調査員が関連活動に対するビデオを行わなければならない。

- (1) 原始メモリーを保存しようがない場合
- (2) コンピュータメモリー上のデータとネットで伝送したデータ等のようなメモリーに保存しない電子データを抽出する場合
- (3) 原始メモリーが国外にある場合
- (4) 他の原始メモリーを入手できない場合

16. 電子データの収集・抽出する際には、調書を作らなければならない。案件の理由、対象、内容、電子データ収集・抽出の時間、場所、方法、過程、及び電子データのリスト、仕様、類別、文書格式、完備性検証値などを記録し、電子データを収集する調査員がサインまた、押印する。モニターで電子データを抽出する際には、原因を説明しなければならない。条件がよい場合、関連活動に対するビデオを行わなければならない。データ回復、

解除などの方式で、削除され、隠され、或いは暗号化された電子データを得る場合、同過程と方法を説明しなければならない。

17. 封印の状態に連れて案件に連れて収集・抽出した原始メモリーまた、電子データを移送し、電子データのコピーも移送しなければならない。

ドキュメント、写真、ホームページ等のような直接に展示できる電子データに対し、案件に連れて電子データのプリントを移送しなくてもいいが、展示方法説明と展示用具を添付しなければならない。人民裁判所、人民検察院が設備等の条件有限で直接に展示できない電子データのプリントを公安機関が案件に連れて移送しなければならない。

侵入・不法コントロールしたコンピュータ情報システムのプログラム、用具及びコンピュータウイルス等のような直接に展示できない電子データに対し、同プロパティと機能等の状況説明を添付しなければならない。

データ統計数量、データ同一性等の問題に対し、公安機関が説明を提出しなければならない。

18. 電子データに関するプロ問題が確定しづらい場合、司法鑑定機構が鑑定意見を提出、あるいは公安部指定の機構が検査報告を提出しなければならない。

#### 六. ネット犯罪案件に関する他の問題

19. 技術調査措置で収集した材料を証拠として使用する場合、案件に連れて許可の法律文書と収集した材料を移送しなければならない。関連の証拠材料を使用すれば、関連者の人身安全を脅かす可能性があり、或いは他の厳しい結果を発生するかもしれない場合、関連者身元と技術方法を露見しない保護措置を取らなければならない。必要なとき、法廷外で審査員が検証を行うことができる。

20. 特定せず多くの人を組織・教唆・協力して実施したネット犯罪案件に対して、客観的な原因で関連証言を一つ一つ収集できない場合、被害者の数量、侵害されたコンピュータ情報システムの数量、案件に関わる資金数額等の犯罪事実を記録する電子データ、書面証明等の証拠材料に基づき、被告者と弁護士の表示した弁解、意見を慎重に審査する基礎上、案件の証拠材料を分析した後、関連犯罪事実に対する判断を下すことができる。

[執筆協力]  
上海堅山管理諮詢有限公司

[発行]  
ジェトロ北京事務所 知的財産権部  
TEL: +86-10-6528-2781  
FAX: +86-10-6513-7079

2016年8月発行 禁無断転載

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェトロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。